



設楽町男女共同参画基本計画



平成21年3月

表紙絵

作・したら絵手紙の会 竹内久美子さん

『平成 19 年度はがき 1 枚からの男女共同参画』一般部門優秀作品

はじめに



近年、少子高齢化・情報化社会が急速に進む中で家庭生活の変化、価値観の多様化など私たちを取り巻く環境が大きく様変わりをしています。

設楽町も例外ではなく、こうした変化に対応するため、これまでの慣行や社会制度から性別、役割、分担意識にとらわれることなく、男女ともに社会の対等な構成員として、お互いの人権を尊重しなければなりません。そして今後は、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が最重要課題となっています。

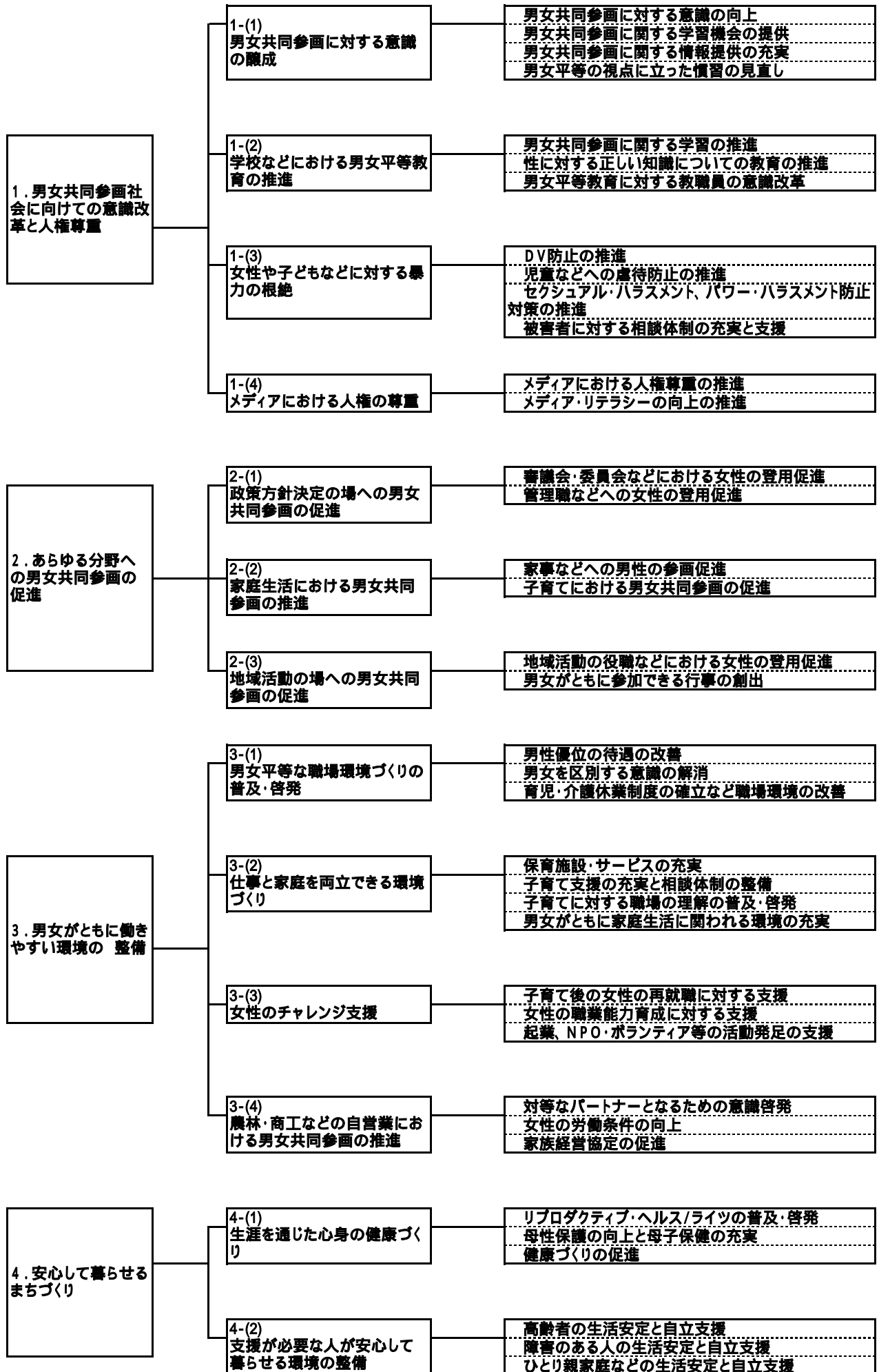
まずは町内各地区のそれぞれの取り組みや地域性、あるいは平成 19 年度末に実施した「設楽町男女共同参画に関するアンケート」の結果を考慮しながら、町全体で一体感を強め、男女が平等に活動できるような地域や職場づくりを実現することが大切であると考えています。

設楽町総合計画では「住民がつくる参画協働のまちづくり」として女性の就労環境の整備、社会のさまざまな分野への参画機会を拡充するための支援、あるいは教育の場や家庭における人権擁護の視点に立った取り組みの支援を課題として掲げ、その課題を解決するために、「設楽町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。今後はこの計画を基に男女共同参画社会の実現を目指し、町民・地域・企業・行政などによるパートナーシップのもと積極的な取り組みを進め、設楽町の活性化に努めて参りたいと考えています。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました設楽町男女共同参画基本計画策定委員会の委員の方々や、アンケート調査などさまざまな形でご協力いただきました住民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 21 年 3 月

設楽町長 加藤 和年



目次

第1章 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
(1)世界の動き	1
(2)国の動き	2
(3)愛知県の動き	3
(4)設楽町の取り組み	3
3. 計画策定の位置づけ	4
4. 計画の期間	4

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	5
2. 基本目標	5

第3章 施策の方向

1. 男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重	7
(1)男女共同参画に対する意識の醸成	7
(2)学校などにおける男女平等教育の推進	9
(3)女性や子どもなどに対する暴力の根絶	10
(4)メディアにおける人権の尊重	12
2. あらゆる分野での男女共同参画の促進	13
(1)政策方針決定の場での男女共同参画の促進	13
(2)家庭生活における男女共同参画の促進	14
(3)地域活動の場での男女共同参画の促進	15
3. 男女がともに働きやすい環境の整備	16
(1)男女平等な職場環境づくりの普及・啓発	16
(2)仕事と家庭を両立できる環境づくり	18
(3)女性のチャレンジ支援	20
(4)農林・商工などの自営業における男女共同参画の推進	22
4. 安心して暮らせるまちづくり	23
(1)生涯を通じた心身の健康づくり	23
(2)支援が必要な人が安心して暮らせる環境の整備	25

第4章 計画の推進	27
推進体系図	28
数値目標	29

資料編

第1章 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、少子高齢化、経済活動の低迷、国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化などにより、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。こうした社会の変化の中で、1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」においては、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を、21世紀の最重要課題と位置づけています。

近年の我が国の男女を取り巻く社会環境をみると、格差の根源に「男女格差」があることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定・改正、「次世代育成支援対策推進法の制定」、「育児・介護休業法」の改正など、法律や制度面では男女平等の改善が図られてきました。しかし現実には、今なお家庭、地域、職場などでの男女の不平等感は払拭されず、男性が家事や育児に携わることがふさわしくないと受け止められる傾向も依然としてみられるなど、男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別役割分担意識を払拭し、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナーとして協力し合うことができる社会環境づくりが必要です。

また、地方分権一括法（平成12年）により、地方公共団体は自らの判断と責任で、地域の実情にあった行政を実践していくことが期待されており、急速に進む時代の変化を的確にとらえて、変化を乗り越える活力ある地域づくりを積極果敢に推し進めることが求められています。

地域の活力を高め、地域の価値を創造していくためには、地域に住む女性や男性が、その個性と能力を存分に発揮できる地域社会をつくっていくことが緊要です。

そこで本町においては、女性と男性が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮して地域価値を高め、利益と責任を分かち合うまちづくりを設楽町のすべての住民が進めていくための指針として「設楽町男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

1945年（昭和20年）に発足した国際連合では、国際連合憲章の前文に男女平等をうたっています。また、1946年（昭和21年）には、「婦人の地位委員会」を設置し、精力的に女性問題に対する取り組みが進められてきました。

1975年（昭和50年）には、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、女性運動の目標、男女平等の理念普及に前進がみら

れました。

その後、「国際婦人の十年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(1981年、国際労働機関(ILO))」が採択されるなどの進展がみられ、1985年(昭和60年)に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるに至っています。

近年では、1995年(平成7年)に、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。これは、2000年(平成12年)に向けて取り組むべき優先分野を示しており、女性のエンパワーメント³に関するアジェンダ(予定表)となりました。

そして2000年ニューヨークにおける国連特別総会で「女性2000年会議」が開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年(平成17年)には「第49回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」がニューヨークにおいて開催されました。

(2) 国の動き

1975年(昭和50年)に「世界行動計画」が採択されたのを受けて、1977年(昭和52年)に我が国でも「国内行動計画」を策定しました。これ以降、我が国の男女共同参画への取り組みは、世界女性会議等の採択内容に応じて、計画を改訂してきました。

1985年(昭和60年)には、男女雇用均等法など男女平等に関する法律・制度面を整備したうえ、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987年(昭和62年)には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、「男女共同参加型社会の形成」を目標に施策が方向づけられました。この計画は1991年(平成3年)に見直され、目標が「男女共同参加型社会の形成」と改められました。

1996年(平成8年)に、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」と「北京行動綱領」をふまえて、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直すことを重視した「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000年(平成12年)には、「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての法定計画である「男女共

³ 女性のエンパワーメント：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的にその力を発揮し、行動していくこと。

同参画基本計画」が策定されました。

2001年(平成13年)には、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。そして同年には、長い間家庭内の問題として見過ごされてきた配偶者やパートナーからの暴力を防止すること及び被害者の保護救済を目的として「DV防止法」が制定されました。

2003年(平成15年)に仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を規定した「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。しかし2005年(平成17年)には合計特殊出生率が1.26となり、急速な少子化の進行が深刻な社会問題となりました。そして、同年に育児・介護休業法の改正を行い、育児・介護休業の取得対象をパート労働者にも拡大するなど積極的な取り組みを進めています。

さらに同年、男女共同参画基本計画期間中の取り組みを評価・総括し、新しい基本計画(第2次)を策定しました。そこでは、新たな取り組みを必要とする分野を加え、目指すべき社会の将来像にも留意しています。

2008年(平成20年)には、「DV防止法」が改正され、より実質的に被害者を守るため、暴力や保護命令の対象範囲を拡大しました。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、1976年(昭和51年)に「青少年婦人室」を設置し、男女共同参画の推進が始まりました。

1989年(平成元年)には女性行動計画「あいち女性プラン」、1997年(平成9年)には「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。また、社会・経済情勢の急激な変化や国内外の動きを受けて2001年(平成13年)には「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。

そして、2002年(平成14年)4月には社会のあらゆる分野において男女の区別なく互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造をめざし「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

また、2006年(平成18年)10月、「今を越え、さらに世界に輝く愛知づくり」に対応するとともに、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを一層推進するため、「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」が策定されました。

(4) 設楽町の取り組み

平成17年10月1日に設楽町と津具村が合併し、新設楽町が誕生しました。平成19年3月に策定された設楽町総合計画では「住民がつくる参画協働のまちづくり」が目標とされ、女性の就労環境の整備、社会のさまざまな分野への参画機会を拡充するため

の支援、あるいは教育の場や家庭における人権擁護の視点に立った取り組みの支援を課題として掲げています。これらの状況をふまえ、「男女共同参画に関する基本計画」を策定し、地域の取り組みを具体的に示すとともに、適正な男女共同参画社会の構築に向けて取り組むとしています。

設楽町男女共同参画基本計画を策定するにあたり、平成19年10月に「男女共同参画サテライトセミナー」を開催し、「なぜ男女共同参画が求められるのか？」など、男女共同参画についての基礎的な内容を学習する機会を提供し、意識の啓発を図りました。平成20年2月には、住民の家庭生活・地域社会・職場など、様々な場面における男女の意識や実態を把握するためアンケート調査を実施し、本町の実態を把握しました。アンケートでは、本町でも地域生活や職場、家庭などで、いまだ男女の固定的な役割分担意識などが根強く残っていることが分かりました。平成20年7月には、「設楽町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、関係団体や住民代表により「設楽町男女共同参画基本計画」の策定に取り組みました。

私たちが目指す男女共同参画社会とは、設楽町のすべての男女の人権が尊重される地域社会です。今後は、この計画を基に男女共同参画社会の実現をめざし、住民・地域・企業・行政などによるパートナーシップ⁴のもと積極的な取り組みを進めていきます。

3. 計画策定の位置づけ

- 1 「男女共同参画社会基本法」(第14条)に基づく計画であり、「設楽町総合計画」をはじめ、国の「男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン21」等の関連計画と整合を図った計画です。
- 2 住民の意見や設楽町男女共同参画基本計画策定委員会の審議を反映した計画です。
- 3 男女共同参画社会づくりを住民・地域・企業・行政などが一体となって取り組むための計画です。

4. 計画の期間

この計画の期間は平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの10年間とし、社会経済環境の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら中間年に計画内容の見直しを行います。

⁴ パートナーシップ：対等な立場のもとで、連携・協力し合う関係。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

少子高齢化、情報化社会の進展など社会経済環境が急速に変化する中では、真の生活の豊かさが求められる時代となり、子どもから高齢者まで一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められます。そのためには、すべての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根づかせる必要があります。

日本国憲法第14条では「法の下での平等」について、人々が等しく自由で豊かに生きる権利を保障しています。また、24条では「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」について両性の本質的な平等を保障しています。

設楽町総合計画では、「住民がつくる参画協働のまちづくり」をめざす中で、男女共同参画社会について「様々な分野における女性参画の促進」、「男女共同参画における方針・施策の明文化」を実現の柱にして位置づけています。

したがって本計画の基本理念は、人権尊重の考え方や上位計画に基づき、男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるような「男女共同参画社会」を、設楽町に実現することにあります。

2. 基本目標

本計画を策定するにあたり、本町の状況を踏まえ、以下の4つの基本的な視点により目標を定めます。

1 男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重

男女共同参画社会の実現に向けて、国連の女子差別撤廃条約をはじめとした国際社会における取り組みを踏まえながら、人権が尊重され、社会や人々の意識に深く根づいている性別による役割分担や生き方を固定化する考え方を取り払い、誰もが自らの意思によって個性と能力が十分に発揮でき、多様な生き方ができる社会をめざします。

《施策の方向》

- 1 - (1) 男女共同参画に対する意識の醸成
- 1 - (2) 学校などにおける男女平等教育の推進
- 1 - (3) 女性や子どもなどに対する暴力の根絶
- 1 - (4) メディアにおける人権の尊重

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

あらゆる分野での女性の考え方や意見が反映され、女性が持っている能力を發揮し、自らの地位向上を図ることができる体制を整えます。

また、男女がともに家庭生活を担っていくことの重要性を理解し、協力し合っていくことが必要です。

従来の男性中心の社会システムを是正し、暮らしやすい社会を目指します。

《施策の方向》

- 2 - (1) 政策方針決定の場での男女共同参画の促進
- 2 - (2) 家庭生活における男女共同参画の促進
- 2 - (3) 地域活動の場での男女共同参画の促進

3 男女がともに働きやすい環境の整備

職場において、雇用機会と配置、昇進、賃金などの男女格差の是正を図り、特に女性が仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりを推進します。

また、子育て支援の充実と女性のチャレンジを支援し、働きやすい環境の整備をめざします。

《施策の方向》

- 3 - (1) 男女平等な職場環境づくりの普及・啓発
- 3 - (2) 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり
- 3 - (3) 女性のチャレンジ支援
- 3 - (4) 農林・商工などの自営業における男女共同参画の推進

4 安心して暮らせるまちづくり

女性が安心して出産・育児ができ、自らの能力を發揮しながら、いきいきと健康に暮らすことができる社会をめざします。

また、高齢者、障害者など、さまざまな立場や家族形態にある人たちが地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができるよう、その能力や意欲を發揮しながら社会参画し、自立した生活が送れる社会をめざします。

《施策の方向》

- 4 - (1) 生涯を通じた心身の健康づくり
- 4 - (2) 支援の必要な人が安心して暮らせる環境の整備

第3章 施策の方向

1. 男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重

1 - (1) 男女共同参画に対する意識の醸成

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女がともに仕事、家事、介護などを担うことが求められています。

平成19年度に町が行った「設楽町男女共同参画に関するアンケート調査」(以下アンケート調査)では、家庭生活、職場、地域活動、社会全体などにおいて、大部分が男性の方が優遇されていると回答しています。また掃除、食事の支度、洗濯、育児など家事の役割は「主に妻」の割合が高くなっています。これは社会通念や慣習、しきたりなどの中にある「男だから」「女だから」といった性別による役割分担意識が、いまだに根強く残っているためと考えられます。

このような意識は男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。このことから、男女が性別にとらわれず家庭や地域、学校や職場などさまざまな分野において個人の能力や個性を発揮できるよう、男女共同参画への認識を深めるための啓発を行い、意識改革を進めていくことが必要です。

『重点課題』

男女共同参画に対する意識の向上

男女共同参画社会の実現に向けて、その理念や社会的性別(ジェンダー)の視点について正しく理解される意識づくりをめざします。また、日常生活では家事などを男女がともに協力し合い、豊かで充実した家庭生活を築いていけるように啓発します。

男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい知識や自立の意識を持つことが不可欠です。

家庭では、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合うことが重要です。そのために学習の機会や情報を提供し、家庭での男女共同参画を推進します。

男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画社会づくりの必要性やジェンダー⁵の視点について、情報提供に努め、また、各種メディアからの情報について、性の表現や情報を自ら読み解き、正しい判

⁵ ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会的に作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。

断ができる能力を養えるように啓発します。

男女平等の視点に立った慣習の見直し

性別による固定的な役割分担は、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。家庭や地域、職場などでは男女平等の視点に立ち、性別による固定的役割分担や慣習の見直しについて啓発します。

重点課題	取り組み内容	関係課
男女共同参画に対する意識の向上	計画の進捗状況の公開やリーフレットの活用で、意識の啓発をしていきます	企画課
	男女共同参画を推進するための条例を平成21年度中に制定します	企画課
男女共同参画に関する学習機会の提供	参加対象などを考慮した、効果的な講演会・学習会を開催します	企画課 教育委員会
	町職員に対する男女共同参画に関する研修会を実施します	総務課 企画課
男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画関連図書を充実していきます	企画課 教育委員会
	広報紙などの男女不平等な表現の見直しをしていきます	全課
男女平等の視点に立った慣習の見直し	男女がともに家庭責任を果たすための意識などの啓発講座を開催していきます	企画課

1 - (2) 学校などにおける男女平等教育の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの意識づくりが重要です。

アンケート調査では、男女平等の意識を育てるために学校教育では「生活指導や進路指導において男女区別なく能力を活かせる」や「男女共に家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の割合が高くなっています。

このため、保育園、学校などで名簿や持ち物の色などによる男女の区別や、性に基づく固定的な男女観を押し付けることがないようにカリキュラムの点検などが必要です。そして男女共同参画や人権尊重に基づいた教育の充実により、子ども一人ひとりの個性や能力を尊重し、ジェンダーにとらわれない教育を進め、男女共同参画意識を育むことが必要です。

『重点課題』

男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画について正しく理解するために、男女共同参画に関する学習を推進します。

性に対する正しい知識についての教育の推進

ジェンダーと生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育を推進します。

男女平等教育に対する教職員の意識改革

教職員や保育者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

重点課題	取り組み内容	関係課
男女共同参画に関する学習の推進	学校教育活動全般を通して、男女共同参画への理解を深める学習を推進します	教育委員会
性に対する正しい知識についての教育の推進	保健体育や学級活動において性教育指導を、今後も継続していきます	教育委員会
男女平等教育に対する教職員の意識改革	男女平等に関する教職員研修を実施します	教育委員会

1 - (3) 女性や子どもなどに対する暴力の根絶

【現状と課題】

近年、安心できるはずの家庭において、ドメスティック・バイオレンス(DV)⁶や児童虐待が増えています。

アンケート調査では、これまでに配偶者や恋人から暴力を受けたことがある女性は約1割となっています。DVは、全国的に増加傾向にあり、本町においても未然に防止するための取り組みおよび、早期発見のための取り組みを進めていかなければなりません。暴力は人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。このため暴力の根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、被害者への支援を充実していく必要があります。暴力は人権侵害であるという正しい認識を、地域社会全体で持つことが重要です。

『重点課題』

DV防止の推進

DVは、個人の問題であるとともに、社会全体の問題として深く受け止めなければなりません。さらに、女性に対するあらゆる暴力を根絶していくために、その実態を探り、防止に努めます。

児童などへの虐待防止の推進

児童虐待防止法では、DVも児童虐待であると定義されました。それは配偶者とともに子どもも暴力の被害を受けている実態が明らかになってきたからです。早期発見のためのネットワークづくりとともに、児童虐待を未然に防ぐための取り組みを進めます。同様に高齢者に対する虐待防止に努めます。

セクシュアル・ハラスメント⁷、パワー・ハラスメント⁸防止対策の推進

職場だけでなく学校や地域においても、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを許さない人権尊重の意識づくりが重要です。

今後もセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶に向けて啓発し

⁶ ドメスティック・バイオレンス(DV): 直訳は「家庭内暴力」であるが、一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使用される。被害者のほとんどが女性で、暴力とは身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的なものも含まれる。

⁷ セクシュアル・ハラスメント: 相手の意に反した性的な発言や言動、身体への不必要な接触や性的関係の強要などさまざまなものが含まれる。

⁸ パワー・ハラスメント: 職場などでの力関係を利用した嫌がらせ。業務の範疇を超えたひどい罵倒や中傷、執拗で無理な要求などがこれに当たる。

ていきます。

被害者に対する相談体制の充実と支援

被害者が安心して相談できる窓口を充実します。また、相談担当者の資質の向上を図り、被害者に二次的被害を与えることなく有効な支援が行われるように努めます。

重点課題	取り組み内容	関係課
DV防止の推進	暴力は人権侵害であるとの意識の啓発をしていきます	企画課
	性の商品化などの有害な環境から弱者を守ります	企画課
児童などへの虐待防止の推進	すぐに対応できる相談体制と児童・高齢者虐待防止への支援、ネットワークづくりに取り組みます	町民課 教育委員会 保健福祉 センター 社協
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた広報、啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます	企画課
被害者に対する相談体制の充実と支援	人権問題を含め、さまざまな相談に対応できる窓口を明確化します	町民課
	相談者の二次被害を防ぐために相談担当者の資質の向上をしていきます	町民課

1 - (4) メディアにおける人権の尊重

【現状と課題】

情報網の発達によりメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、これからますます拡大していくと予想されます。しかし、一部のメディアでは女性の性的側面のみを強調したり、男女の固定的な役割分担にとらわれた表現が見受けられます。表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や不快な表現に接しない自由にも配慮が必要であり、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるための取り組みが求められます。

また、人々がジェンダーの視点でメディアを読み解き、使いこなす能力（メディア・リテラシー⁹）を身に付けていくことも大切です。

『重点課題』

メディアにおける人権尊重の推進

男女共同参画の視点に立ち、男女の人権を尊重した情報の発信に努めます。また、町が発信する情報や刊行物に関する表現のガイドラインを設け、ジェンダーにとらわれない広報を推進します。

メディア・リテラシーの向上の推進

情報を活用できる能力向上のための啓発を図ります。また、生涯学習におけるメディア・リテラシーの学習を推進します。

重点課題	取り組み内容	関係課
メディアにおける人権尊重の推進	町が発信する情報や刊行物に関する表現のガイドラインを設け、ジェンダーにとらわれない広報を推進します	企画課
メディア・リテラシーの向上の推進	メディア・リテラシーの向上を推進します	企画課
	生涯学習におけるメディア・リテラシーの学習を推進します	教育委員会

⁹ メディア・リテラシー：メディア(新聞、テレビ、インターネットなど)によって伝えられる情報を無批判に受け止めるのではなく、メディアの内容を読解・活用し、メディアを使って表現する能力。

メディアから伝えられる情報には、女性の性的側面のみが強調されたり性別によって役割や職業を固定化した表現が少なからず見受けられる。情報を鵜呑みにせず、ジェンダーにとらわれない視点を持つことが必要。

2. あらゆる分野での男女共同参画の促進

2 - (1) 政策方針決定の場での男女共同参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、女性の意見や考え方が政策や方針決定の場に反映されることが必要です。

アンケート調査では政治の場において男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。

女性が持てる能力を發揮し、その考え方や意見が政策や方針決定の場に活かされ、参画できる環境を整えることが大切です。行政においても、男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策を実施するために、積極的に女性の参画を推進する必要があります。

『重点課題』

審議会・委員会などにおける女性の登用促進

審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた町政を推進します。

管理職などへの女性の登用促進

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野において女性を登用することが必要です。

管理職への登用と政策や方針決定の場へ女性の登用を推進し、個人の能力や適正を活かした配置に努めます。

重点課題	取り組み内容	関係課
審議会・委員会などにおける女性の登用促進	審議会・委員会などにおける職務指定の委員構成を見直し、女性の公募委員枠を拡大していきます	総務課
	女性の人材育成・発掘など社会進出しやすい環境づくりをしていきます	企画課
管理職などへの女性の登用促進	町女性職員の管理職登用を推進していきます	総務課
	区長など、代表者へ女性の登用を促進していきます	総務課

2 - (2) 家庭生活における男女共同参画の促進

【現状と課題】

家庭においては、それぞれが家事、育児、介護などの家庭責任を果たし、ともに生活を支えていくことが大切です。

アンケート調査では、女性の方が家庭生活の場において男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が互いに家庭生活を担っていくことの重要性を理解し、あらゆる場面で実行していくことが必要です。

『重点課題』

家事などへの男性の参画促進

家事などの学習機会のある場をつくり、男性の生活的自立と家庭生活の場における参画を促進します。

子育てにおける男女共同参画の促進

子育てに関する講座などを実施し、男性も子育てに積極的に参画するための知識を身につけ、男女がともに子育てに関わることを促進します。

重点課題	取り組み内容	関係課
家事などへの男性の参画促進	家事教室（料理など）の内容を充実させていきます	保健福祉センター
子育てにおける男女共同参画の促進	父親の妊婦・育児体験を通して男性の育児参画を促進していきます	保健福祉センター
	育児に対する知識の向上や技能の習得を目的としたセミナーの充実を図ります	保健福祉センター

2 - (3) 地域活動の場での男女共同参画の促進

【現状と課題】

アンケート調査では、自治体活動、PTA活動、子ども会・青少年活動など全てにおいて女性よりも男性の参加が多くなっており、各団体の会長も男性の傾向が強くなっています。しかし、女性の中では参加する機会があれば参加したいと答えた方も多く、男女ともに積極的に参画できる環境をつくり、地域から男女共同参画を進め、実りある日常を過ごせることが重要です。

『重点課題』

地域活動の役職などにおける女性の登用促進

地域活動は最も身近な社会参画の場であり、多くの女性が積極的に参加することが重要です。また、地域活動の多くは男性の役職者が中心となっていますが、組織の責任ある地位への女性の登用を図ります。

男女がともに参加できる新たな行事の創出

男女がともに参加できる新たな行事を創出します。

重点課題	取り組み内容	関係課
地域活動の役職などにおける女性の登用促進	区長、組長の女性登用を促します	総務課
	女性リーダーの育成を支援していきます	企画課
男女がともに参加できる新たな行事の創出	新しい行事を実施します	企画課

3. 男女がともに働きやすい環境の整備

3 - (1) 男女平等な職場環境づくりの普及・啓発

【現状と課題】

職場においては、募集、採用、配置、昇進などに男女の格差があり、依然として女性の雇用環境は厳しい状況にあります。また、既婚女性の場合、出産、子育てで仕事を中断し、子育てが一段落してから再び仕事に就くという場合が多く、男性との賃金格差が大きいのが実態です。

アンケート調査では、職場における男女の地位は、男女ともに、男性が優遇されていると感じているようです。職場における男女平等を促進するためには、性差別がなく、男女ともにその能力と意欲が発揮される環境を整備する必要があります。また、働く女性が妊娠中や出産後も安心して働き続けられるよう、男性の育児休業の取得やフレックスタイム制度¹⁰の導入など、仕事と家事・育児が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

『重点課題』

男性優位の待遇の改善

男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができるよう、事業者や労働者をはじめ住民に対し、男女雇用機会均等法などの理念周知を図り、法令に則った雇用管理の改善を促進します。

男女を区別する意識の解消

事業者や労働者に対して、男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりに向けて意識の啓発をします。

育児・介護休業制度の確立など職場環境の改善

育児休業や介護休業など仕事と家庭の両立のための法整備が進められてきましたが、特に男性の取得が少ないことから、制度の普及に向けた啓発を行います。また、就業形態が多様化している中で、男女がともに仕事と家庭生活を両立し、有意義でゆとりある生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランス¹¹を進めていく必要があります。そのため、就業条件を改善し、ゆとりを持って働ける環境の整備に努めます。

¹⁰ フレックスタイム制度：1日の労働時間を必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯(フレックスタイム)とに分け、始業及び終業時刻を労働者が自分で選択して働く制度。

¹¹ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。仕事と生活全般のバランスがとれた状態のことで、生活のなかには、家庭生活だけでなく、地域活動やボランティアや自己啓発などあらゆる活動が含まれる。

重点課題	取り組み内容	関係課
男性優位の待遇の改善	企業へ、管理職への女性登用を促します	企画課
男女を区別する意識の解消	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます	企画課
育児・介護休業制度の確立など職場環境の改善	町の男性職員に育児・介護休業制度を周知し、取得しやすい職場環境へ改善していきます	総務課

3 - (2) 仕事と家庭を両立できる環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化が進む中で、男女がともに安心して子どもを育てながら、充実した生涯を過ごすためには、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる環境を整備していくことが重要です。

アンケート調査では、「仕事と家庭の両立に職場が理解し協力する」、「育児・介護休暇制度を定着させる」、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」と回答する割合が高くなっており、企業における制度の充実や行政の子育て支援の充実が求められています。

『重点課題』

保育施設・サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備に取り組むとともに、未満児保育や一時保育などの保育サービスに充実を図ります。また、共働きなどの理由により、放課後の時間に面倒を見ることができない小学生等の子どもを預かる学童保育の整備を図ります。

子育て支援の充実と相談体制の整備

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、子育て支援センターの充実や地域社会における住民相互の子育てネットワークの形成を図ります。

また、児童虐待などが社会問題になっている中、子育てに関する相談体制の一層の整備を図ります。

子育てに対する職場の理解の普及・啓発

育児休業などの子育て支援に関する制度を充実するため、子育て期の男女の働き方に対する理解を企業へ働きかけます。

男女がともに家庭生活に関わることができる環境の充実

男女がともに家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図っていきます。

重点課題	取り組み内容	関係課
保育施設・サービスの充実	3歳未満児の入所希望者の増加やニーズの複雑化・多様化に対応するため一時・延長・病後保育等を充実し、保育所の多機能化を図ります	町民課 教育委員会
	放課後の時間に家族が面倒を見ることができない小学生等の子どもを預かる学童保育の整備を図ります	
子育て支援の充実と相談体制の整備	児童館、保育所機能などを活用して、子育て支援センターの相談事業や学習機会を拡充していきます	町民課
	相談者が相談しやすい環境を整備していきます	町民課
子育てに対する職場の理解の普及・啓発	次世代育成支援について優れた取り組みを行う事例紹介などを通じて、雇用者に子育てへの理解を求めていきます	企画課
男女がともに家庭生活に関われる環境の充実	町男性職員の育児休業制度の利用を積極的に行い、企業に対しても育児休業制度の利用促進を働きかけていきます	総務課 企画課

3 - (3) 女性のチャレンジ支援

【現状と課題】

女性が働き続けるための問題として、出産や育児で退職した後の再就職の難しさがあります。子育て後に再就職したい人へのチャレンジ支援など、多様な働き方を選択できる環境づくりが必要です。

また、女性が幅広い分野に進出できるように、性別に関わらず能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

『重点課題』

子育て後の女性の再就職に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、町内の企業や商工会に働きかけ、就業につながる職業訓練や再教育を受けるための情報提供に努めます。

女性の職業能力育成に対する支援

女性が働き続けられる環境づくりのためには、能力と個性が発揮できる職場や社会をつくりあげていく女性自身の能力開化が重要です。このため、企業や事業所内での女性の能力育成に向けた学習機会の提供や啓発を推進します。

起業、NPO¹²、ボランティア等の活動発足の支援

起業、NPO、ボランティア等の活動を発足したい女性への情報提供など、さまざま活動に参加できるよう環境整備、広報啓発に努めます。

¹² NPO: ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうちNPO法人とは、NPO法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

重点課題	取り組み内容	関係課
子育て後の女性の再就職に対する支援	再就職の意欲がある女性へ、情報提供などの支援を行います	企画課
	県などが開催する講座の情報提供や受講の支援をし、必要に応じてセミナーを開催します	企画課
女性の職業能力育成に対する支援	講習会などへの参加を住民や企業に働きかけていきます	産業課
起業、NPO、ボランティア等の活動発足の支援	起業、NPO、ボランティア等の発足を支援するための情報提供を広報やホームページを通じて行います	企画課
	女性のチャレンジ事例の情報収集や紹介を行います	企画課

3 - (4) 農林・商工などの自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

農林業や商工自営業に従事する女性は、産業の重要な担い手として、また経営や地域活性化の担い手として大きな役割を果たし、着実に力をつけてきました。しかしながら地域に残る固定的な役割分担意識や慣習などから、経営や事業運営などは男性中心に行われていることが多くなっています。また、仕事のほかに家事や育児の二重負担を強いられる一方で、家族経営が多いため就労条件や待遇などは不明確であるなど、多くの課題が残されています。

こうした状況を解消するため、農林・商工など自営業に従事する女性の労働条件の改善や女性自身が事業の方針決定に積極的に参加できるよう、意識啓発に努める必要があります。

『重点課題』

対等なパートナーとなるための意識啓発

男性と女性に対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、意識啓発に努めます。また、女性の経営・事業運営方針決定過程への参加を推進します。

女性の労働条件の向上

仕事と家事・育児の両面において負担を強いられることの多い、農林・商工など自営業で働く女性の労働条件が改善されるよう、環境整備、意識啓発に努めます。

家族経営協定¹³の促進

農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことがないように、家族経営協定を促進し、労働条件が改善されるよう支援します。

重点課題	取り組み内容	関係課
対等なパートナーとなるための意識啓発	女性の農林・商工業への主体的な参画と職業能力向上のための女性リーダー育成を促します	産業課
女性の労働条件の向上	農林・商工などの関連団体が行う労働条件改善活動を支援します	企画課 産業課
家族経営協定の促進	休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定を促進します	産業課

¹³家族経営協定： 家族農業経営をより良いものにするために、経営方針や役割分担、収入の配分などについて家族間でルールを作り、文書化する。

4. 安心して暮らせるまちづくり

4 - (1) 生涯を通じた心身の健康づくり

【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが健康管理とライフステージ¹⁴に応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康づくりのための総合的な支援が必要です。とりわけ、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など変化の多い女性の健康づくりは、ライフサイクルの各段階における、健康診査、保健指導・相談、周産期医療など生涯を通じた保健医療施策を推進しながら、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する正しい知識を普及することが必要です。

そして、妊娠・出産にかかる女性の健康確保はもとより、男女が互いの性と健康管理に関する正しい知識を持ち、互いの性を尊重することについて一層の理解や啓発が必要です。

『重点課題』

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹⁵の普及・啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは国際社会において、性と生殖に関する女性の重要な人権のひとつと認識されています。

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりをめざします。

母性保護の向上と母子保健の充実

出産や子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健医療の役割はますます重要となっています。

このため、健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。

健康づくりの推進

男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるためには、自らの健康状態を把握し、正しい知識をもって健康管理をしていくことが重要です。

¹⁴ ライフステージ：人生の中での年代ごとの区切りで、女性の場合、妊娠・出産という機能に伴い、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期に分けることができる。

¹⁵ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康/権利」と訳される。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。例えば、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど。

このため、健康についての正しい知識の普及と、疾病の予防、早期発見、早期治療をめざした環境づくりを推進します。

重点課題	取り組み内容	関係課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を提供していきます	企画課
母性保護の向上と母子保健の充実	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問の内容を充実させていきます	保健福祉センター
	関係課と連携して、在住外国人のための健康支援、子育て支援と相談窓口を充実していきます	企画課 町民課
健康づくりの促進	健康管理について男女で学ぶ機会をつくれます	保健福祉センター
	高齢者も生きがいを持てる健康教室や趣味の講座を開催します	町民課 保健福祉センター

4 - (2) 支援が必要な人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

高齢者や障害のある人、子どもなど、さまざまな人に配慮した安心で安全なまちづくりを進めています。そのためには、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境整備が必要です。

今後、介護を必要とする人は増加傾向にあり、男女がともに協力して介護を担い、社会全体で支える体制を充実させていく必要があります。また、増加する認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策を進めるとともに、高齢者が積極的に社会参画できる環境づくりを進めることが必要です。

また、さまざまな障害のある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参画をしていくためには、生活に必要な技能を身につけるとともに、社会基盤の整備や医療・福祉サービスを提供していくことが必要です。

『重点課題』

高齢者の生活安定と自立支援

高齢者の積極的な社会参画は、介護予防の観点からも重要です。生きがいづくりや住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

障害のある人の生活安定と自立支援

障害のある人が社会的に孤立することなく、自身の能力を活かし、意欲を持って社会参画し、自立した生活を送ることができる環境整備を進めます。

ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

地域や家庭で安心して生活ができるよう経済的自立に向けた支援や生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実に努めます。

重点課題	取り組み内容	関係課
高齢者の生活安定と自立支援	高齢者の健康維持や保健・福祉の向上と増進のための支援や相談事業を充実していきます	町民課 保健福祉センター
	介護予防や健康づくり事業を充実していきます	
障害のある人の生活安定と自立支援	介護者の負担軽減のための情報提供や、日常生活用具の給付および補装具の交付事業の利用を促進させていきます	町民課
	障害のある人の雇用促進と拡大を企業に働きかけていきます	町民課
ひとり親家庭などの生活安定と自立支援	医療費の助成などの経済的な自立支援を推進していきます	町民課
	子育て・就業等に関する相談体制を充実していきます	町民課

第4章 計画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりのための課題や施策は多岐にわたり、町行政のあらゆる分野に及んでいることから、効率的かつ計画的に推進していくためには、町職員一人ひとりの意識を高めることはもとより、行政と住民が協働で取り組むことが重要です。

このため、公募委員等を構成員とし、地域と行政の窓口的な役割や計画の推進状況についての意見交換などを行う「男女共同参画住民推進会議」を設置するなど、計画の推進状況への意見提案などを行い、施策へ反映していく必要があります。

また、本計画の住民に対する広報・啓発に努めるとともに、住民や関係団体などと連携し、効果的な取り組みをしていくことが必要です。

さらに、男女共同参画にかかわる人材活用制度や様々な問題解決のための相談体制の整備が必要です。

『重点課題』

1. 推進体制の充実

町長、副町長、関係課長で構成された男女共同参画推進本部を設置し、施策の円滑かつ効率的な推進を目指します。

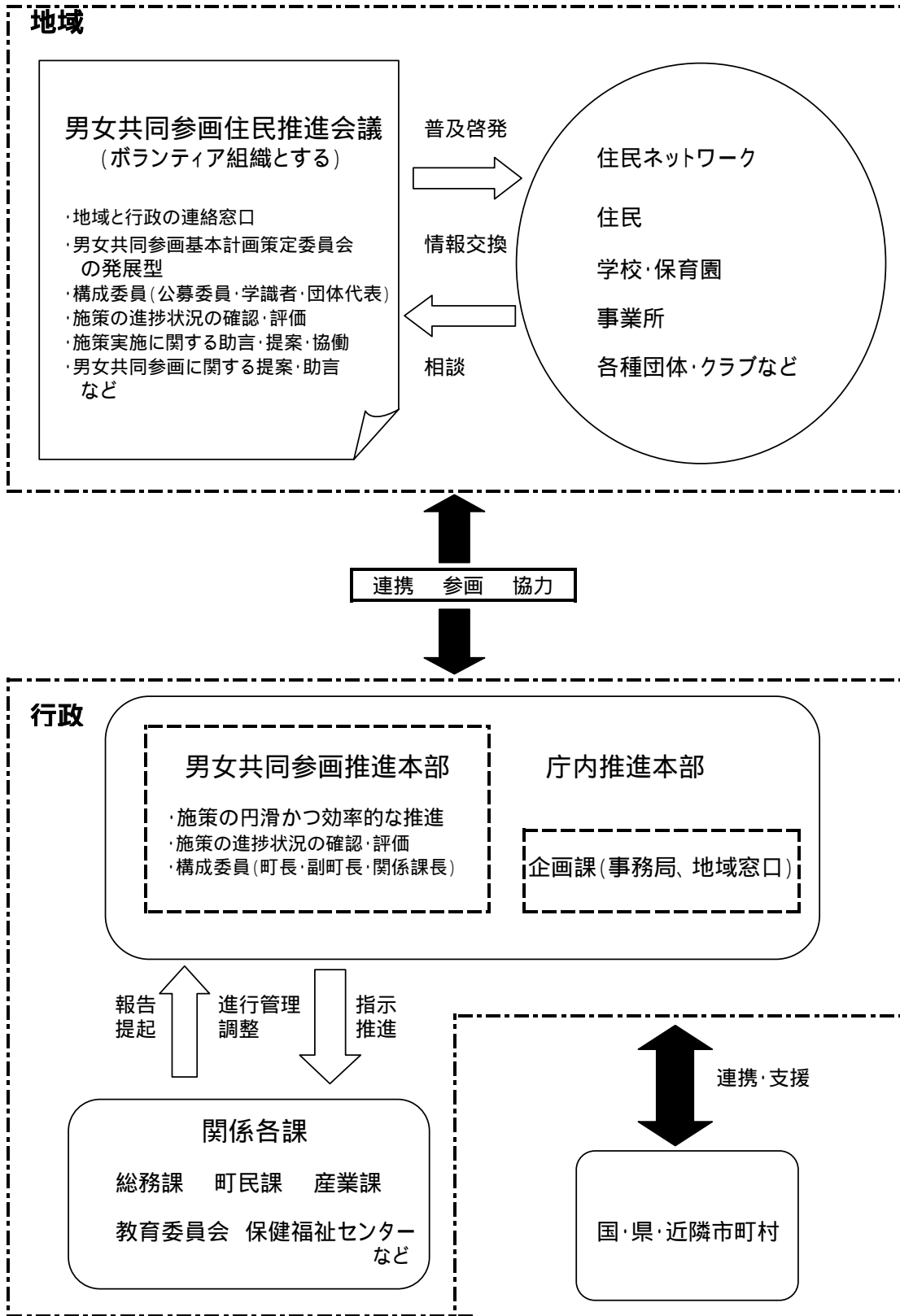
行政と住民が協働で本計画を推進するため、「男女共同参画住民推進会議」を設置します。

2. 住民参画の促進

「男女共同参画住民推進会議」と連携し、地域全体(住民・学校・団体など)へ情報提供などを行い、男女共同参画意識の普及・啓発を推進します。

男女共同参画推進に関する学習情報を提供し、地域の男女共同参画の推進役となる人材の育成に努めます。

設楽町男女共同参画基本計画 推進体系図



数値目標

1. 男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重

項目	目標		現状		関係課	関連ページ	備考
	年度	数値	年度	数値			
男女共同参画に関する条例の制定	21	1	-	-	企画課	8	
効果的な講演会・学習会の開催	毎年	1回	19	0	総務課	8	
男女共同参画に関する職員研修の実施	毎年	1回	19	0	総務課	8	

2. あらゆる分野への男女共同参画の促進

項目	目標		現状		関係課	関連ページ	備考
	年度	数値	年度	数値			
審議会等における女性の登用率	23	22%	19	16%	総務課	13	総合計画の目標
町女性管理職の人数	24	6%	19	3%	総務課	13	課長補佐以上
父親の育児体験等の参加者数	24	20%	19	15%	保健福祉センター	14	保育園児の父親対象
地区区長、組長の女性登用率	24	15%	19	7%	総務課	15	区長35区中0人、組長205組中17人
男女が共に参加できる新たな行事の創出	毎年	1回	-	-	企画課	15	各区で実施する回数

3. 男女がともに働きやすい環境の整備

項目	目標		現状		関係課	関連ページ	備考
	年度	数値	年度	数値			
男女平等の職場環境づくりの普及・啓発のための企業訪問	毎年	1回	-	-	企画課	17	町内の主たる事業所
町職員の育児・介護休業の取得者数	24	5人	19	5人	総務課	17	全て女性職員
起業、NPO、ボランティア等の発足支援のための情報提供	毎年	1回	-	-	企画課	20	
家族経営協定の締結数	24	12	19	10	産業課	21	

4. 安心して暮らせるまちづくり

項目	目標		現状		関係課	関連ページ	備考
	年度	数値	年度	数値			
男女で学ぶ健康教室の開催	24	1回	19	1回	保健福祉センター	23	

資 料 編

- ・ 設楽町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱
- ・ 設楽町男女共同参画基本計画策定委員会名簿
- ・ 設楽町男女共同参画基本計画策定委員会概要
- ・ 設楽町男女共同参画に関するアンケート調査結果
- ・ 世界、国、県の男女共同参画の動き

設楽町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 設楽町における男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するため、設楽町男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画策定に係る資料の収集及び調査に関すること。
- (3) その他前条の目的のために必要と認める事項。

(組織)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者から10人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体等の代表
- (3) 住民の代表
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、役職により選任された者は、その在職期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故ある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことはできない。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。
- 5 会議は、原則公開とする。
- 6 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

設楽町男女共同参画基本計画策定委員会名簿

		氏 名	所 属
1	会長	駒 田 富 枝	住民代表
2	副会長	金 田 文 子	ネットしたら代表
3	委員	丸 山 秀 明	議会議員
4	委員	野 々 村 繁 子	愛知県男女共同参画社会支援セミナー修了生
5	委員	鈴 木 小 夜	子育てサポートはいはい代表
6	委員	金 田 み か 子	JA女性部北設支部長
7	委員	伊 藤 重 洋	住民代表
8	委員	加 藤 明 美	住民代表
9	事務局	後 藤 義 男	企画課 課長
10	事務局	原 田 直 幸	" 課長補佐
11	事務局	米 倉 和 彦	" 係長
12	事務局	渡 邊 奈 々 子	" 主事

設楽町男女共同参画基本計画策定委員会概要

第1回 策定委員会

日 時	平成20年7月17日(木) 19:30~21:10
議事次第	1. 今後のスケジュールについて 2. アンケート結果報告について 3. 計画書の構成について 4. その他
概 要	・策定委員会開始にあたり、町長あいさつ及び各委員の自己紹介を行った。 ・事務局より計画策定の背景の説明及び男女共同参画に関する住民アンケートの結果報告を行った。 ・計画書の構成(案)について各委員から意見を伺った。

第2回 策定委員会

日 時	平成20年10月29日(水) 19:30~21:20
議事次第	1. 設楽町男女共同参画基本計画(案)について 2. その他
概 要	・設楽町男女共同参画基本計画(案)の第1章から第2章までの内容を審議した。当該部分は第3章「施策の方向」によって影響されやすいので、第3章から審議することとした。 ・各委員から家庭での取り組みについて意見交換を行った。

第3回 策定委員会

日 時	平成20年11月20日(木) 19:00~21:30
議事次第	1. 設楽町男女共同参画基本計画(案)重点課題について 2. その他
概 要	・第3章の重点課題と取り組み内容を審議し、追加・修正箇所の確認を行った。

第4回 策定委員会

日 時	平成20年12月17日(木) 19:00~21:30
議事次第	1. 設楽町男女共同参画基本計画(案)重点課題について 2. 数値目標について 3. 今後の進め方について 4. その他
概 要	・前回に引き続き第3章を審議し、終了後に第1章及び第2章の追加・修正箇所の確認を行った。 ・今後取り組む具体的な数値目標(案)について各委員から意見を伺い、役場の関係課と早めに調整をするように依頼があった。

第5回 策定委員会

日 時	平成 21 年 1 月 29 日(木) 19:00 ~ 21:20
議事次第	1. プランの素案について 2. その他
概 要	・第4回策定委員会までの意見を反映させた「設楽町男女共同参画基本計画」の素案について審議し、追加・修正箇所の確認を行った。 ・推進体制について活発な意見交換を行った。

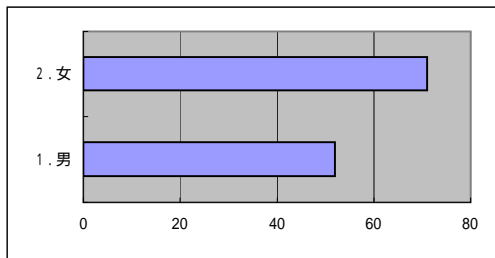
第6回 策定委員会

日 時	平成 21 年 3 月 11 日(水) 19:00 ~ 21:00
議事次第	1. 設楽町男女共同参画基本計画(案)について 2. その他
概 要	・第5回策定委員会までの意見を反映させた「設楽町男女共同参画基本計画」の素案について最終確認し、文言の修正等を行った。 ・委員全員から、策定委員会に参加した感想を聞いた。

あなた自身のことについて

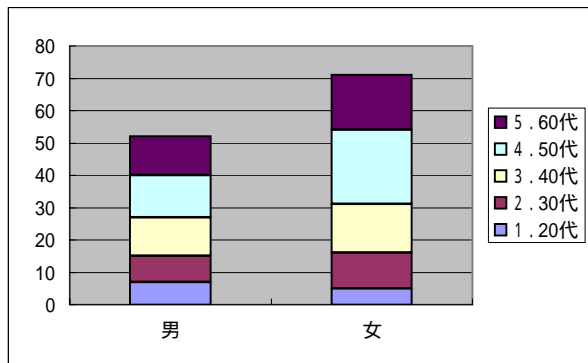
Q1 あなたの性別についてお答えください。

1.男 2.女
52 71



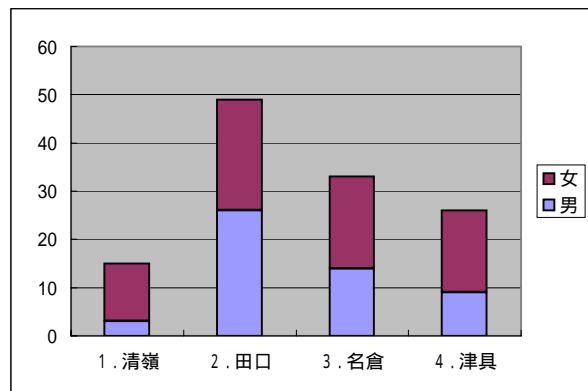
Q2 あなたの年齢についてお答えください。

1.20代 2.30代 3.40代 4.50代 5.60代
男 7 8 12 13 12
女 5 11 15 23 17



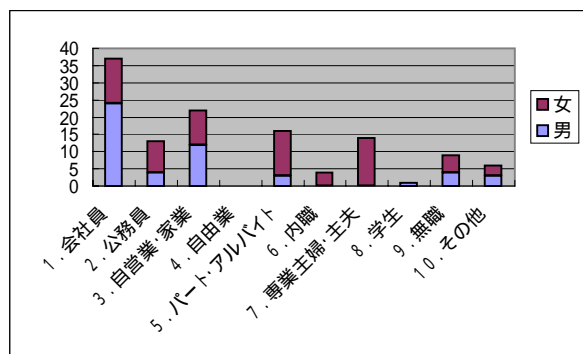
Q3 あなたのお住まいは次のどこにあたりますか。

1.清瀬 2.田口 3.名倉 4.津具
男 3 26 14 9
女 12 23 19 17



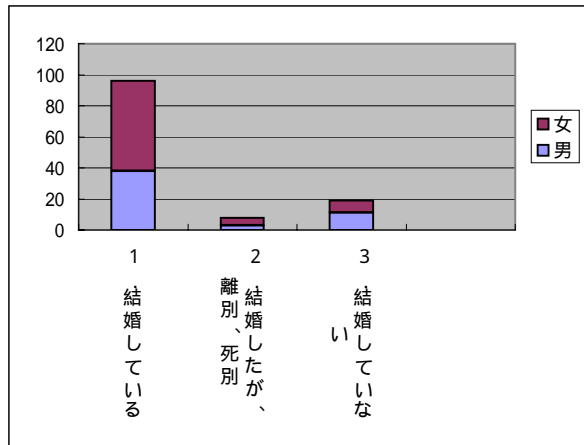
Q4 あなたの職業についてお答えください。

1.会社員 2.公務員 3.自営業 4.自営業 5.パート・アルバイト 6.内職 7.専業主婦 8.学生 9.無職 10.その他
男 24 4 12 3 1 4 3
女 13 9 10 13 4 14 5 3



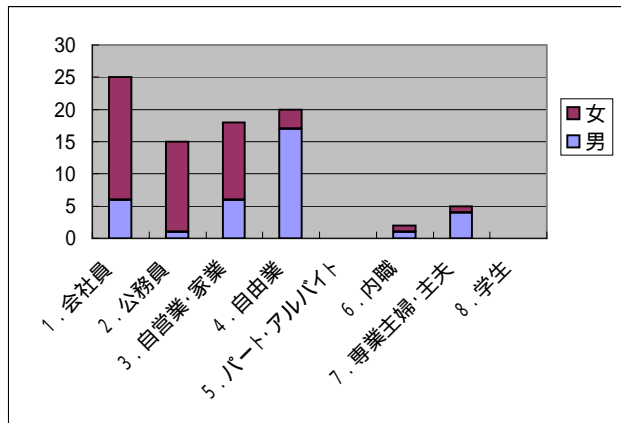
Q5 あなたは現在結婚されていますか。

	1. 結	2. 結	3. 結婚していない
男	38	3	11
女	58	5	8



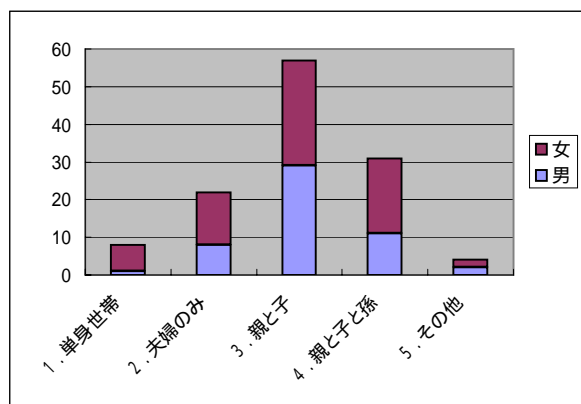
Q6 Q5で1. 結婚している、2. 結婚していないがパートナーと暮らしている、3. 結婚しているが単身赴任と答えた方にお聞きします。あなたの配偶者またはパートナーのお仕事についてお答えください。

	1. 会	2. 公	3. 自	4. 自	5. パ	6. 内	7. 専業	8. 学生	9. 無職	10. その他
男	6	1	6	17	0	1	4	0	2	1
女	19	14	12	3	0	1	1	0	5	3



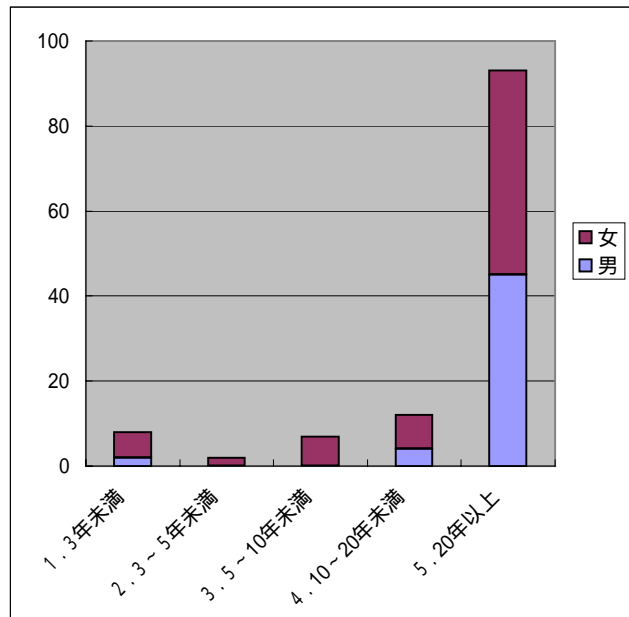
Q7 あなたの家族構成についてお聞きします。

	1. 単	2. 夫	3. 親	4. 親	5. その他
男	1	8	29	11	2
女	7	14	28	20	2



Q8 あなたは設楽町に住んで何年になりますか。(合併前の居住期間も加えてください。)

	1. 3年未満	2. 3～5年未満	3. 5～10年未満	4. 10～20年未満	5. 20年以上
男	2			4	45
女	6	2	7	8	48

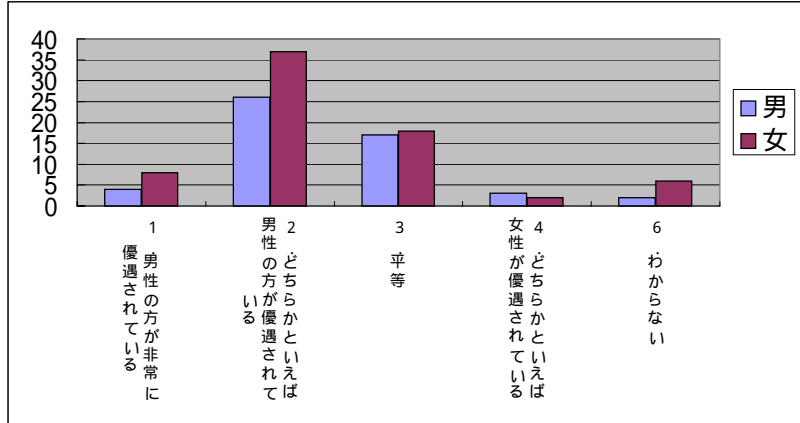


男女平等について

Q9 あなたは次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか、あなたのお考えの近いものにそれぞれの項目について1つずつお選びください。

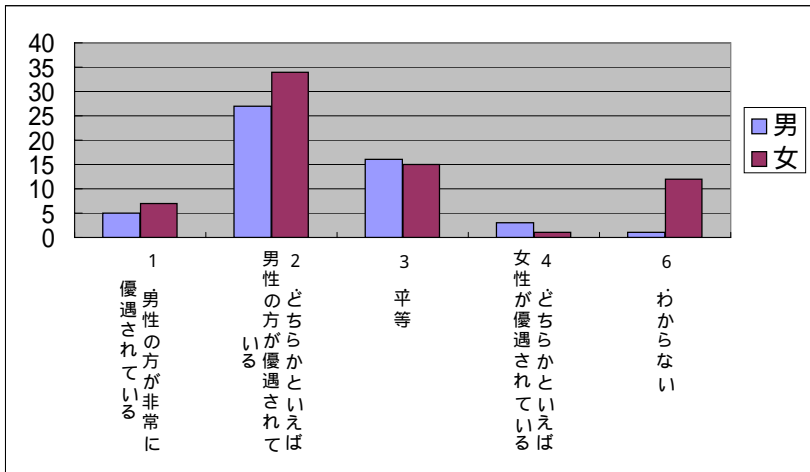
家庭生活の場で

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	6. わからない
男	4	26	17	3	2
女	8	37	18	2	6



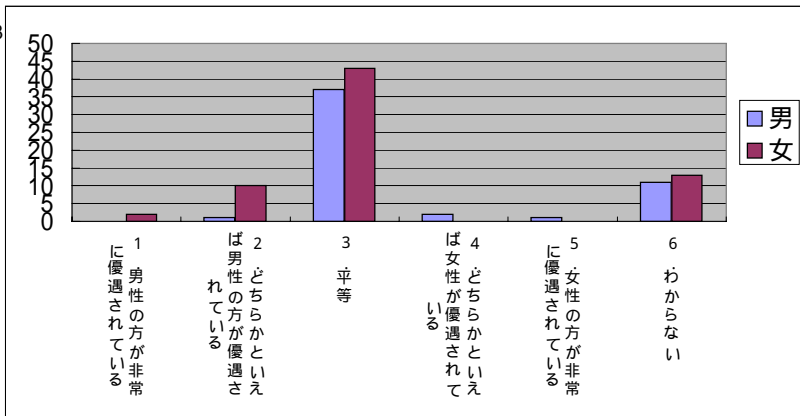
職場で

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	6. わからない
男	5	27	16	3	1
女	7	34	15	1	12



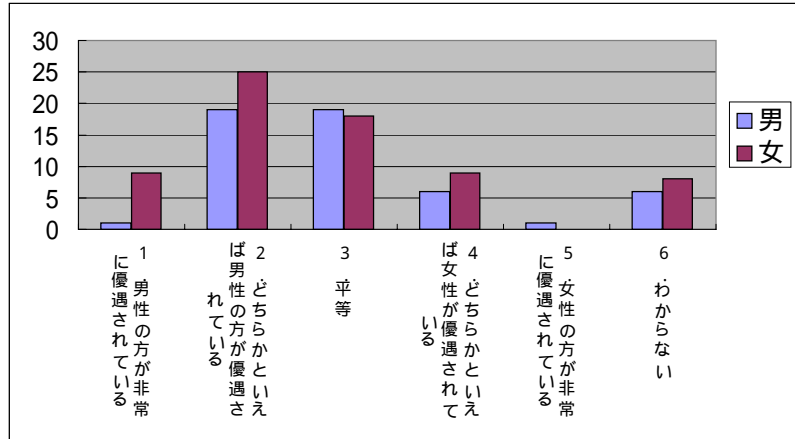
学校教育の場で

	1. 男	2. ど	3. 平	4. ど	5. 女	6. わからない
男	1	37	2	1	11	
女	2	10	43			13



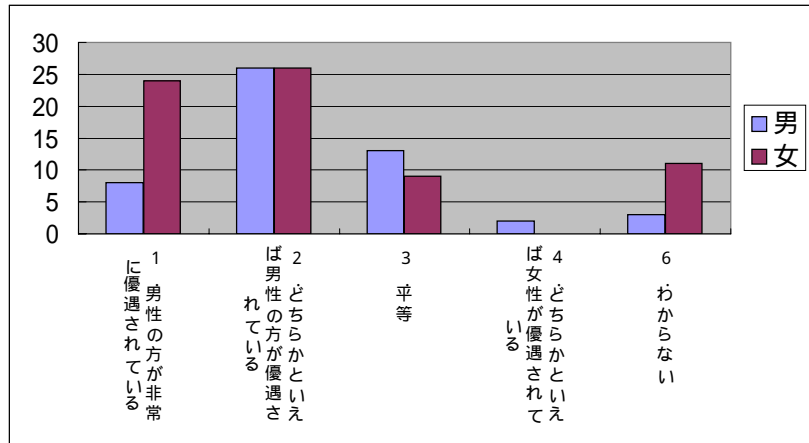
地域活動の場で

	1. 男性の方が非常に優遇されている	2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	3. 平等	4. どちらかといえば女性が優遇されている	5. 女性の方が非常に優遇されている	6. わからない
男	1	19	19	6	1	6
女	9	25	18	9		8



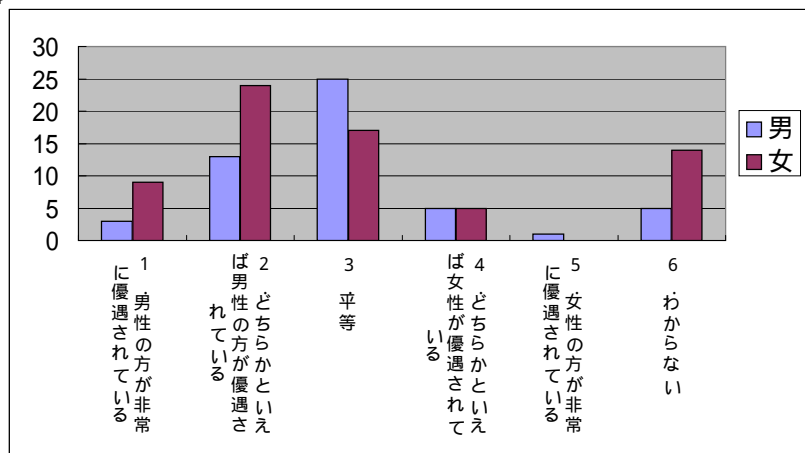
政治の場で

	1. 男性の方が非常に優遇されている	2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	3. 平等	4. どちらかといえば女性が優遇されている	5. 女性の方が非常に優遇されている	6. わからない
男	8	26	13	2	3	
女	24	26	9			11



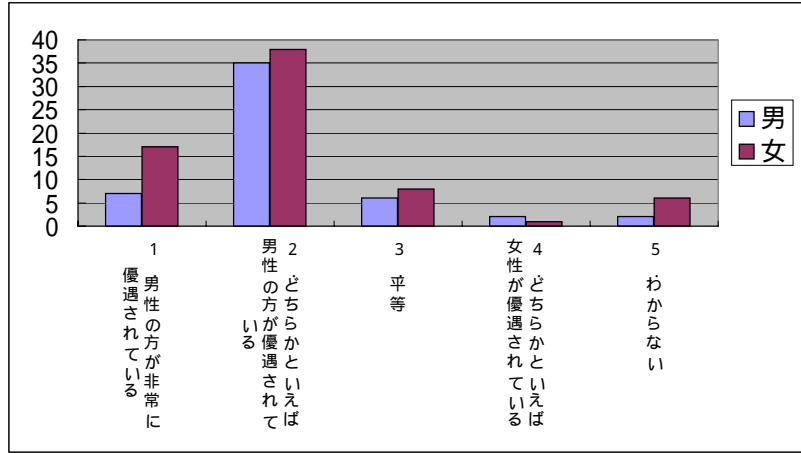
法律や制度上で

	1. 男性の方が非常に優遇されている	2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	3. 平等	4. どちらかといえば女性が優遇されている	5. 女性の方が非常に優遇されている	6. わからない
男	3	13	25	5	1	5
女	9	24	17	5		14



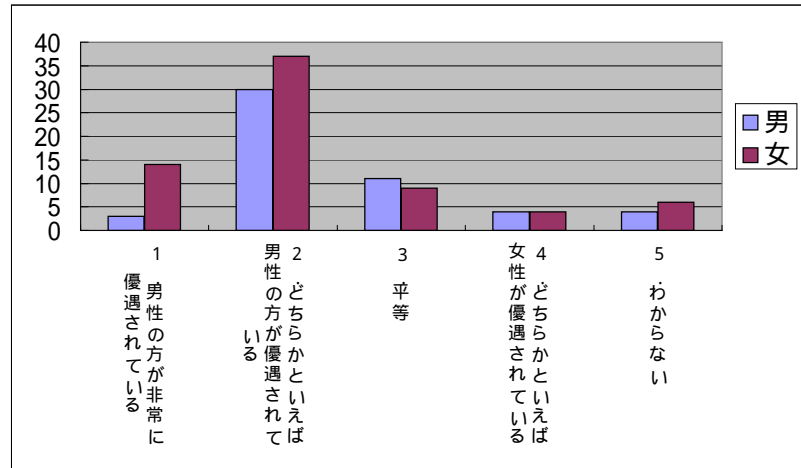
社会通念・週刊・しきたりなどで

	1. 男性が非常に優遇されている	2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	3. 平等	4. どちらかといえば女性が優遇されている	5. わからない
男	7	35	6	2	2
女	17	38	8	1	6



社会全体で

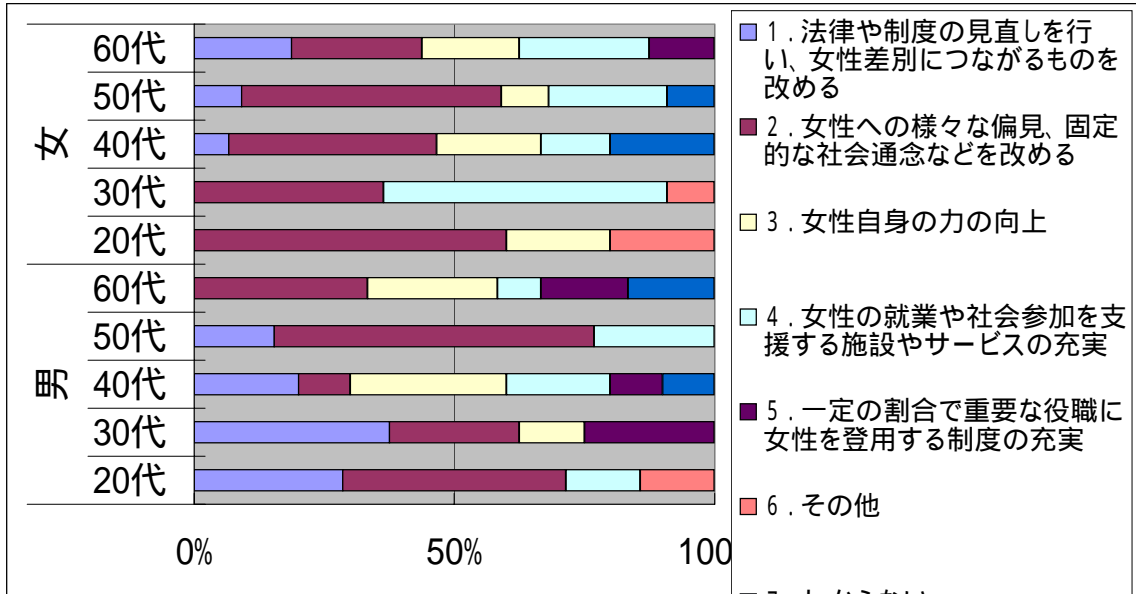
	1. 男性が非常に優遇されている	2. どちらかといえば男性の方が優遇されている	3. 平等	4. どちらかといえば女性が優遇されている	5. わからない
男	3	30	11	4	4
女	14	37	9	4	6



Q10 今後、あなたが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことと2番目に重要だと思うことをそれぞれお選びください。

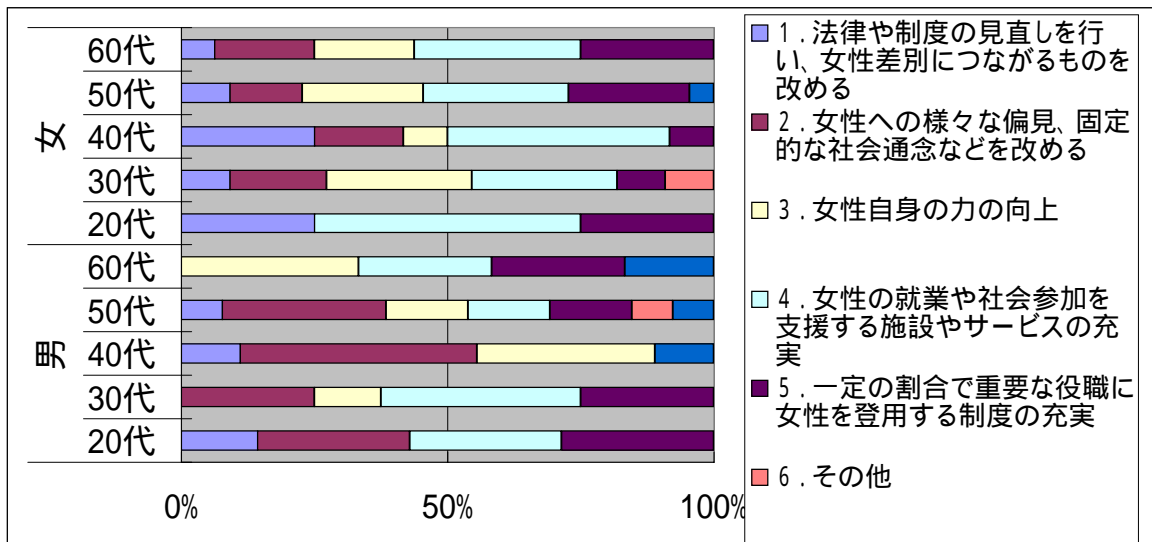
最も重要だと思うこと

		1. 法律や制度の見直しを行い、女性差別につながるものを改める	2. 女性への様々な偏見、固定的な社会通念などを改める	3. 女性自身の力の向上	4. 女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実	5. 一定の割合で重要な役職に女性を登用する制度の充実	6. その他	7. わからない
男	20代	2	3	1	1	1		
	30代	3	2	1	2			
	40代	2	1	3	2	1		1
	50代	2	8		3			
	60代		4	3	1	2		2
女	20代		3	1			1	
	30代		4		6		1	
	40代	1	6	3	2			3
	50代	2	11	2	5			2
	60代	3	4	3	4	2		



2番目に重要だと思うこと

		1. 法律や制度の見直しを行い、女性差別につながるものを改める	2. 女性への様々な偏見、固定的な社会通念などを改める	3. 女性自身の力の向上	4. 女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実	5. 一定の割合で重要な役職に女性を登用する制度の充実	6. その他	7. わからない
男	20代	1	2	2	2			
	30代		2	1	3	2		
	40代	1	4	3				1
	50代	1	4	2	2	2	1	1
	60代			4	3	3		2
女	20代	1		2	1			
	30代	1	2	3	3	1	1	
	40代	3	2	1	5	1		
	50代	2	3	5	6	5		1
	60代	1	3	3	5	4		

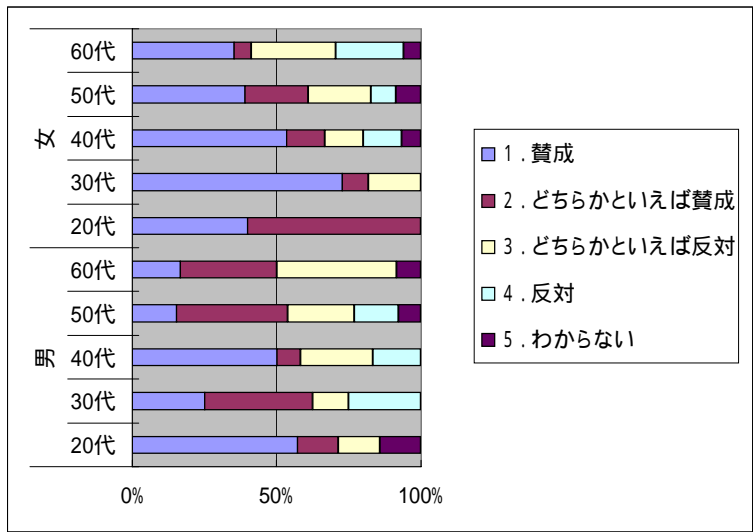


結婚、家庭生活について

Q11 結婚、家庭、離婚について、あなたのお考えに近いものをそれぞれの項目について1つずつお選びください。

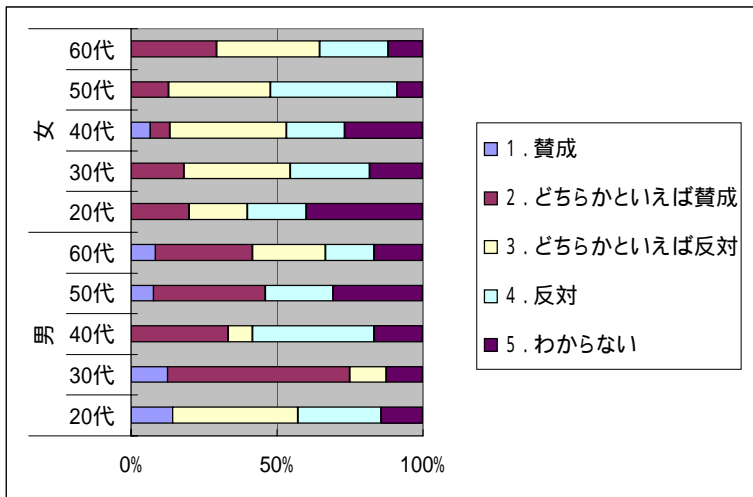
結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい。

		1.賛	2.どちらかといえば賛	3.どちらかといえば反対	4.反対	5.わからない
男	20代	4	1	1		1
	30代	2	3	1	2	
	40代	6	1	3	2	
	50代	2	5	3	2	1
	60代	2	4	5		1
女	20代	2	3			
	30代	8	1	2		
	40代	8	2	2	2	1
	50代	9	5	5	2	2
	60代	6	1	5	4	1



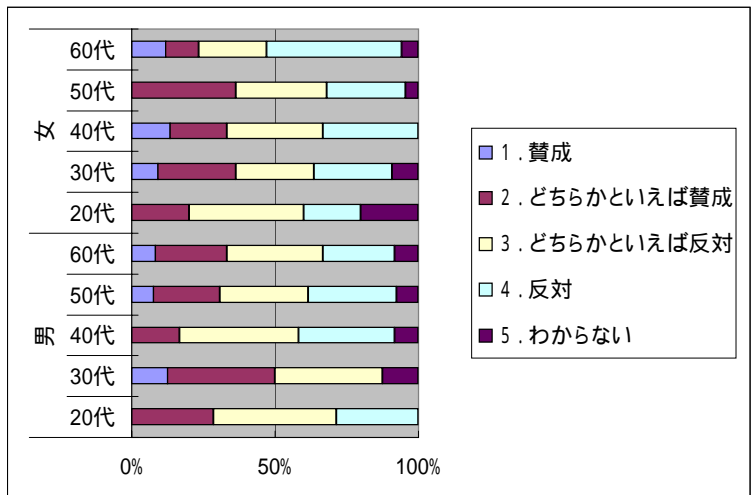
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

		1.賛	2.どちらかといえば賛	3.どちらかといえば反対	4.反対	5.わからない
男	20代	1		3	2	1
	30代	1	5	1		1
	40代		4	1	5	2
	50代	1	5		3	4
	60代	1	4	3	2	2
女	20代		1	1	1	2
	30代		2	4	3	2
	40代	1	1	6	3	4
	50代		3	8	10	2
	60代		5	6	4	2



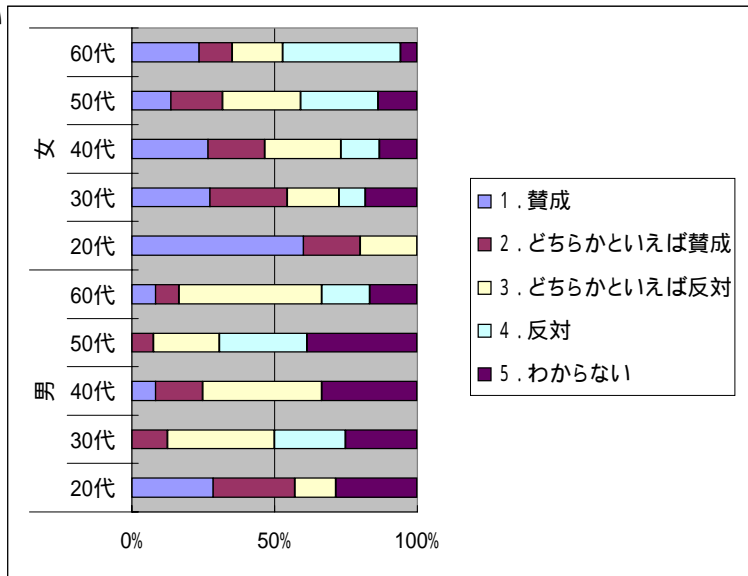
女性は結婚したら自分自身のことより夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方が良い

		1.賛	2.どちらかといえば賛	3.どちらかといえば反対	4.反対	5.わからない
男	20代		2	3	2	
	30代	1	3	3		1
	40代		2	5	4	1
	50代	1	3	4	4	1
	60代	1	3	4	3	1
女	20代		1	2	1	1
	30代	1	3	3	3	1
	40代	2	3	5	5	
	50代		8	7	6	1
	60代	2	2	4	8	1



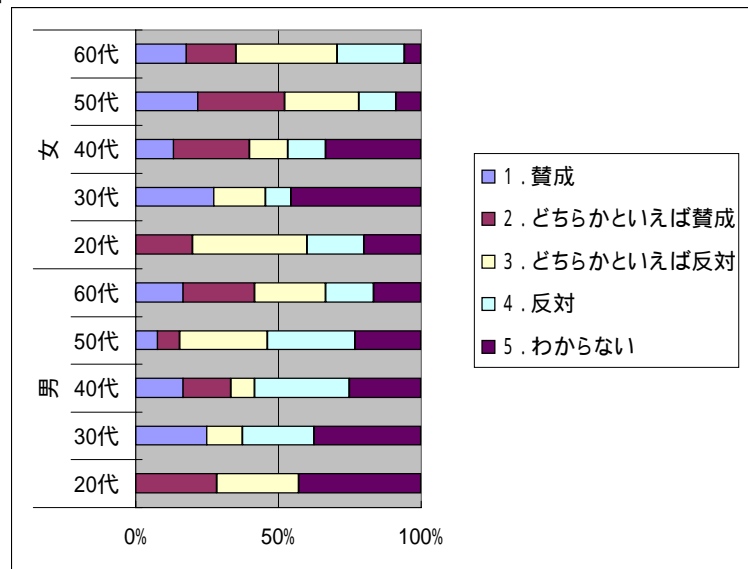
結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

		1.賛	2.ど	3.ど	4.反	5.わからない
男	20代	2	2	1		2
	30代		1	3	2	2
	40代	1	2	5		4
	50代		1	3	4	5
	60代	1	1	6	2	2
女	20代	3	1	1		
	30代	3	3	2	1	2
	40代	4	3	4	2	2
	50代	3	4	6	6	3
	60代	4	2	3	7	1



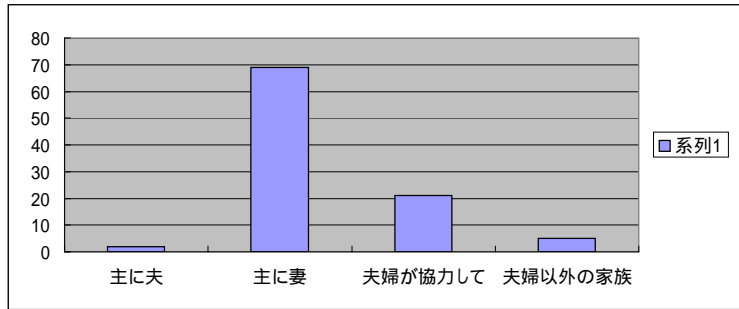
結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

		1.賛	2.ど	3.ど	4.反	5.わからない
男	20代		2	2		3
	30代	2		1	2	3
	40代	2	2	1	4	3
	50代	1	1	4	4	3
	60代	2	3	3	2	2
女	20代		1	2	1	1
	30代	3		2	1	5
	40代	2	4	2	2	5
	50代	5	7	6	3	2
	60代	3	3	6	4	1



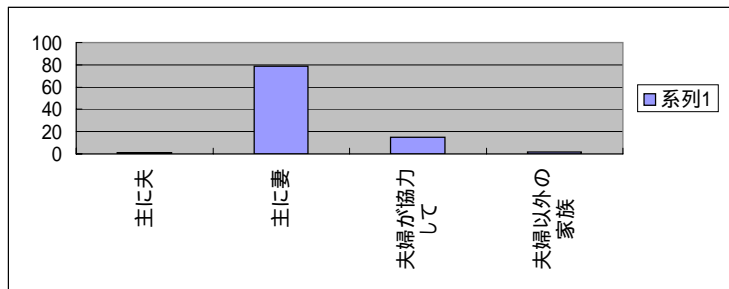
Q12 次に挙げる家事は主に誰の役割ですか？(結婚している と回答した方)
掃除

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族
 2 69 21 5



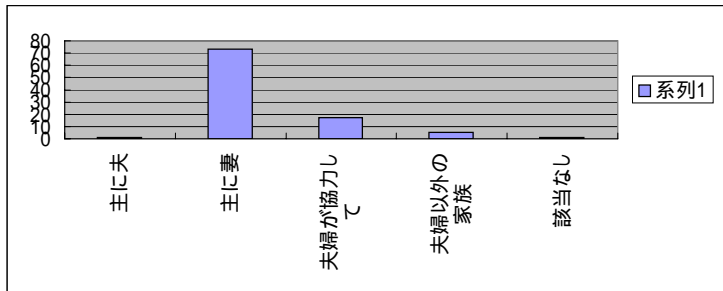
食事の支度

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族
 1 79 15 2



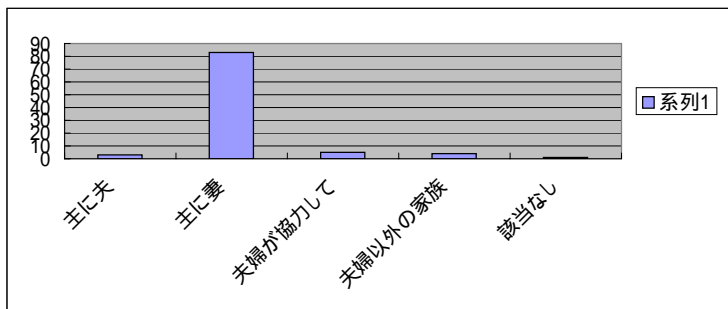
食後の後片付け、食器洗い

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし
 1 73 17 5 1



洗濯

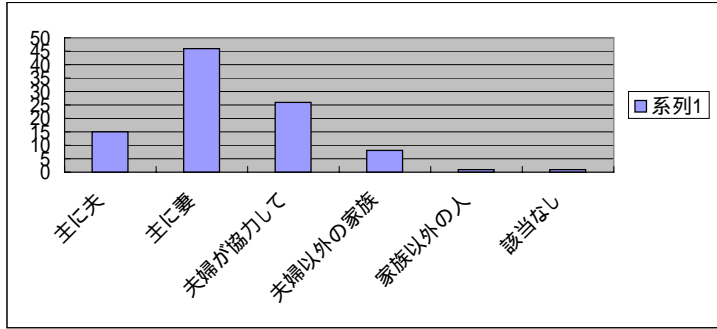
主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし
 3 83 5 4 1



ゴミだし

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 家族以外の人 該当なし

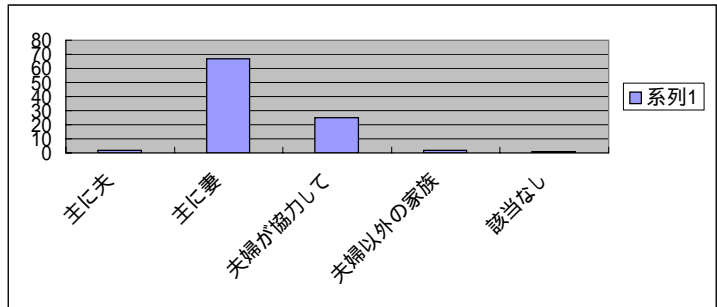
15 46 26 8 1 1



日常の買い物

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし

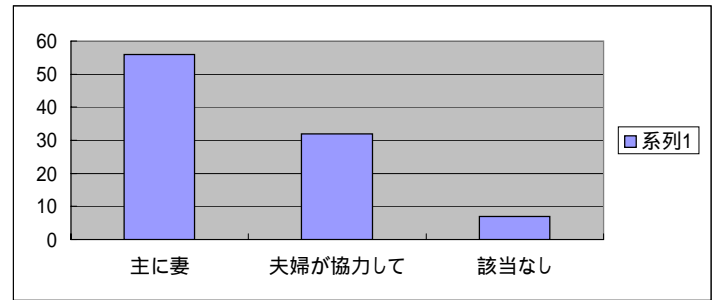
2 67 25 2 1



育児、子どもの世話

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし

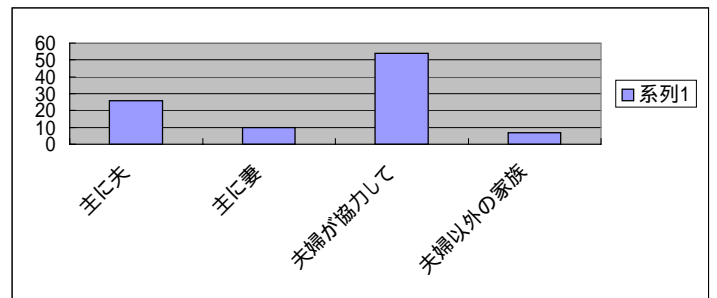
56 32 7



近所づきあい

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし

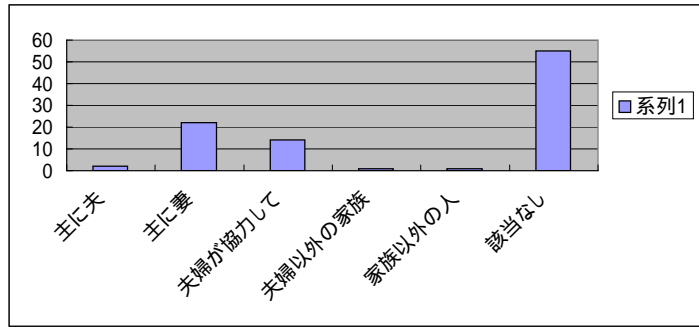
26 10 54 7



介護

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 家族以外の人 該当なし

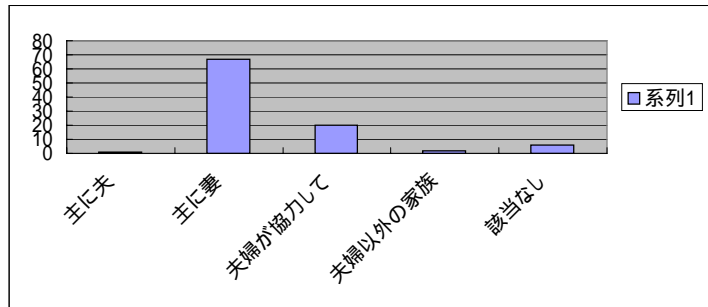
2 22 14 1 1 55



家計簿管理

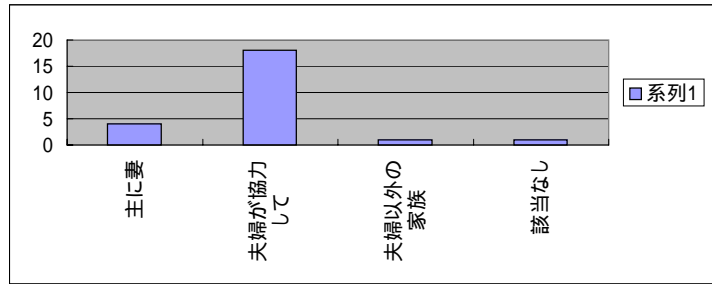
主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし

1 67 20 2 6

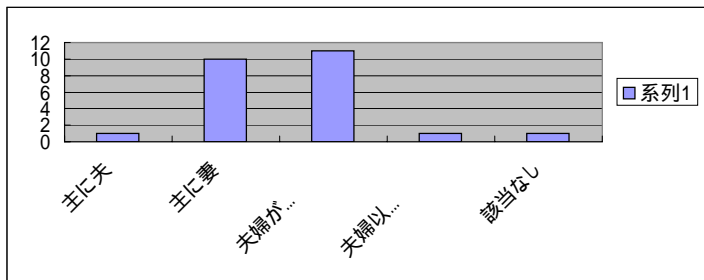


Q13 次に挙げる家事を誰がするのが望ましいと思いますか。
(結婚しているが単身赴任、結婚したが離別・死別・結婚していないと答えた方)

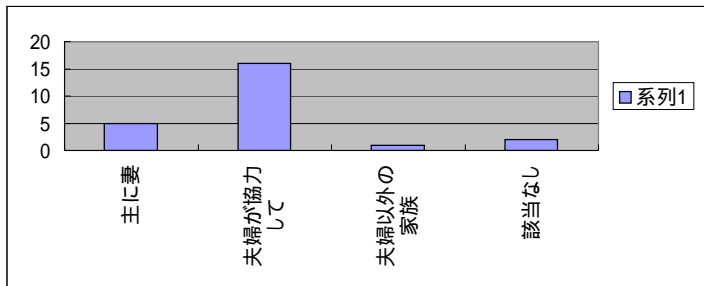
掃除
 主に妻 夫婦が協力的 夫婦以外の家族 該当なし
 4 18 1 1



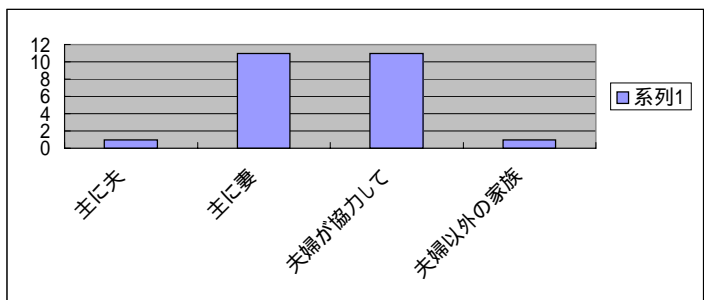
食事の片付け
 主に夫 主に妻 夫婦が協力的 夫婦以外の家族 該当なし
 1 10 11 1 1



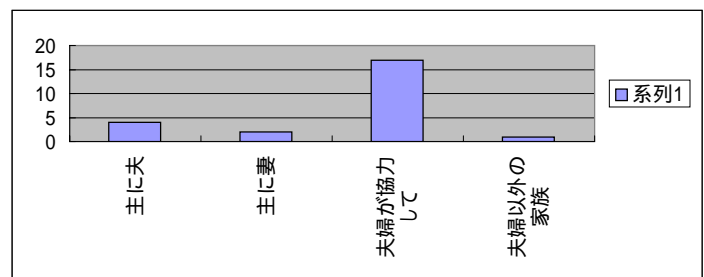
食事の後かたづけ、食器あらい
 主に妻 夫婦が協力的 夫婦以外の家族 該当なし
 5 16 1 2



洗濯
 主に夫 主に妻 夫婦が協力的 夫婦以外の家族
 1 11 11 1



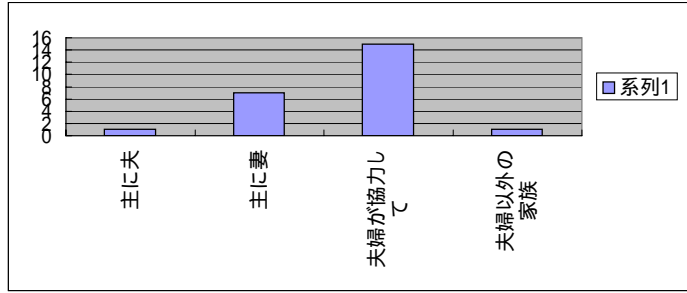
ゴミ出し
 主に夫 主に妻 夫婦が協力的 夫婦以外の家族
 4 2 17 1



日常の買い物

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族

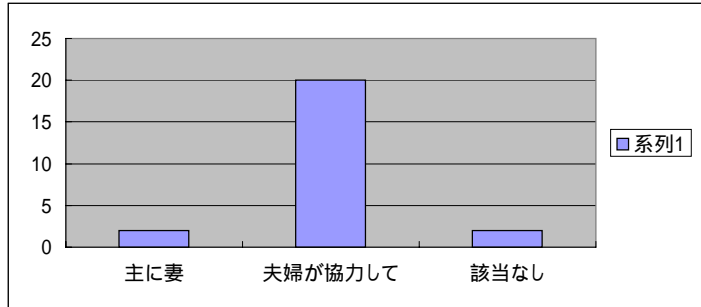
1 7 15 1



育児、子どもの世話

主に妻 夫婦が協力して 該当なし

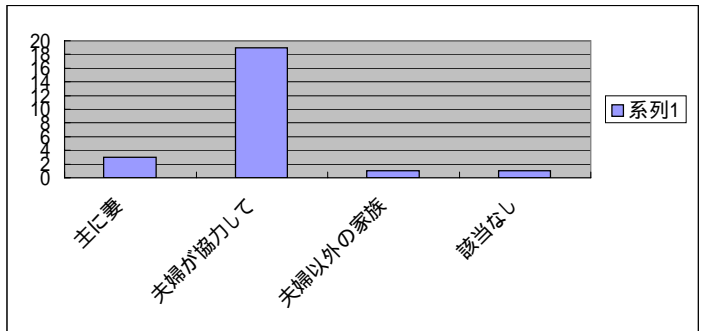
2 20 2



近所づきあい

主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族 該当なし

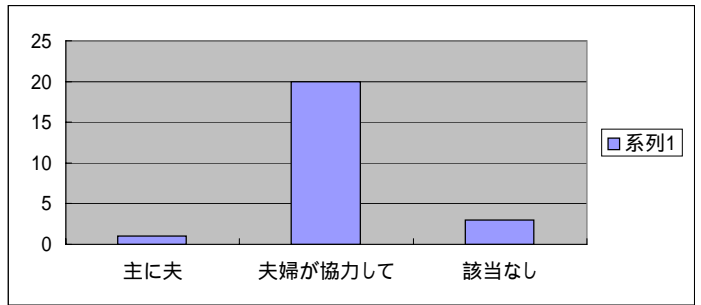
3 19 1 1



介護

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 該当なし

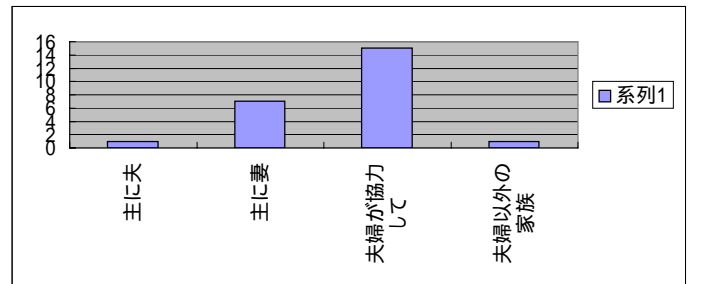
1 20 3



家計簿管理

主に夫 主に妻 夫婦が協力して 夫婦以外の家族

1 7 15 1

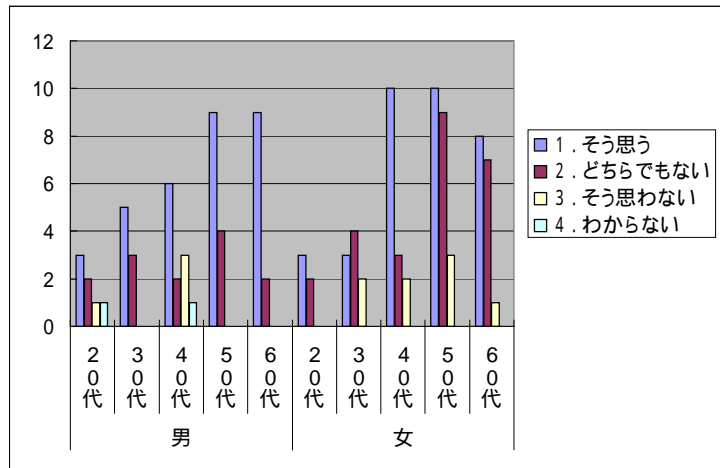


子育て、子どもの教育について

Q14 あなたは子どもをどのように育てたいと思いますか。
 子どもがいない方は、子どもがいるとしたらどのように思いますか。
 男の子の場合と女の子の場合について、次の中から1つずつお選びください。

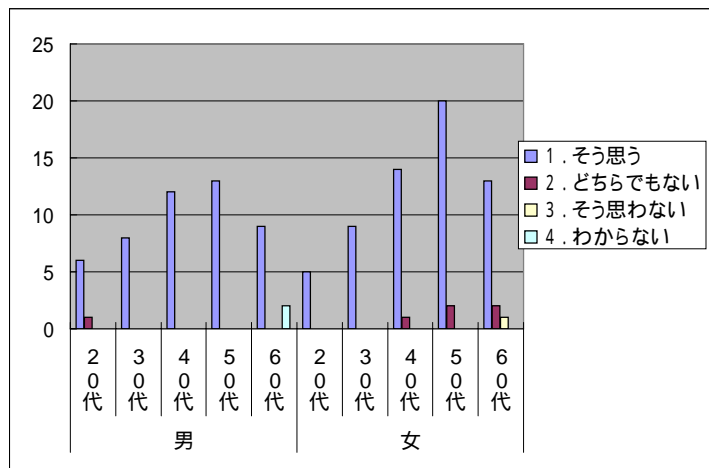
男らしく、女らしく育てる(男の子の場合)

		1. 男らしく	2. どっちでも	3. 女らしく	4. わからない
男	20代	3	2	1	1
	30代	5	3		
	40代	6	2	3	1
	50代	9	4		
女	20代	3	2		
	30代	3	4	2	
	40代	10	3	2	
	50代	10	9	3	
	60代	8	7	1	



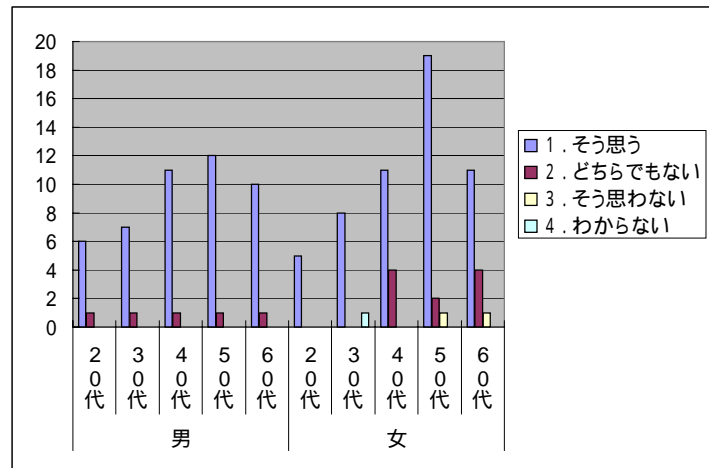
気配りのできる子に育てる(男の子の場合)

		1. 男らしく	2. どっちでも	3. 女らしく	4. わからない
男	20代	6	1		
	30代	8			
	40代	12			
	50代	13			
女	20代	9		2	
	30代	5			
	40代	9			
	50代	14	1		
	60代	20	2		
	60代	13	2	1	



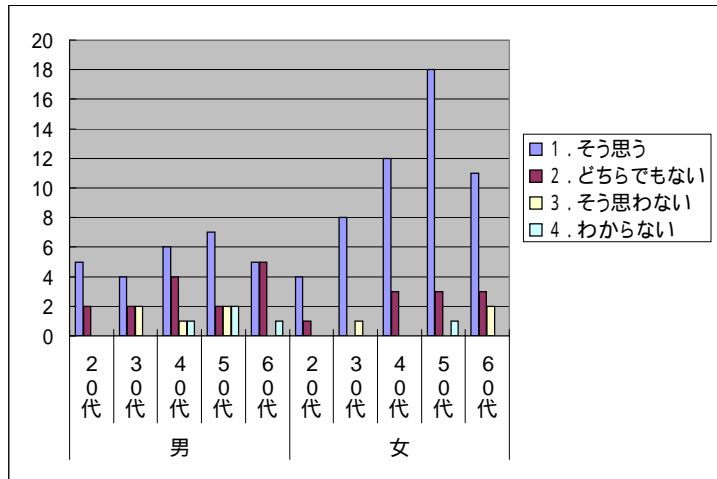
たくましく育てる(男の子の場合)

		1. 男らしく	2. どっちでも	3. 女らしく	4. わからない
男	20代	6	1		
	30代	7	1		
	40代	11	1		
	50代	12	1		
女	20代	10	1		
	30代	5			
	40代	8		1	
	50代	11	4		
	60代	19	2	1	
	60代	11	4	1	



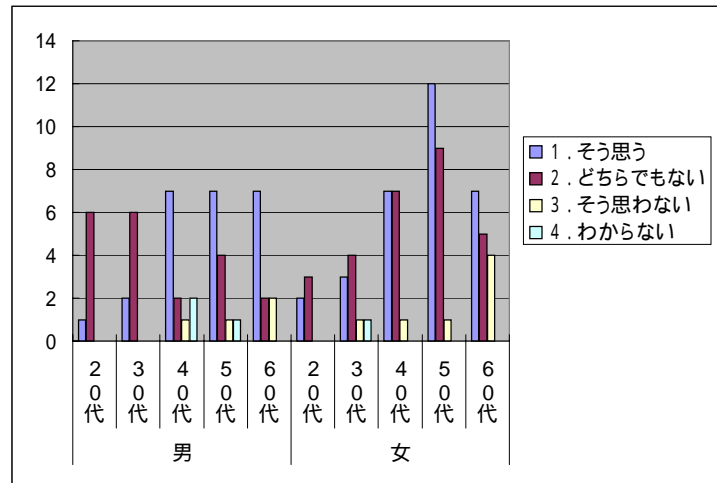
家事能力(料理、掃除など)のある子に育てるたくましく育てる(男の子の場合)

	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.		
男	20代	5	2		
	30代	4	2	2	
	40代	6	4	1	1
	50代	7	2	2	2
	60代	5	5		1
女	20代	4	1		
	30代	8		1	
	40代	12	3		
	50代	18	3		1
	60代	11	3	2	



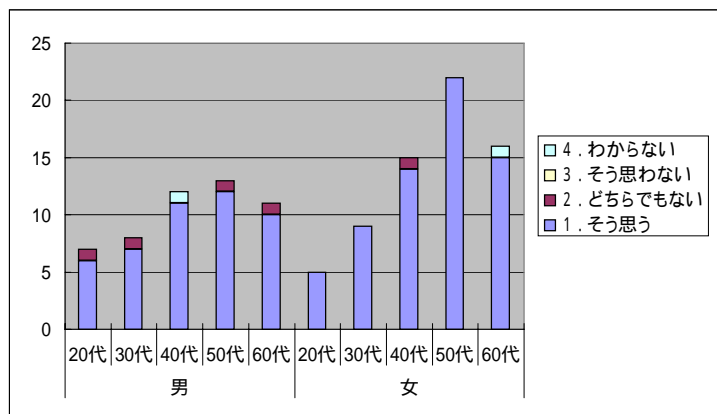
リーダーシップのある子家に育てる(男の子の場合)

	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.		
男	20代	1	6		
	30代	2	6		
	40代	7	2	1	2
	50代	7	4	1	1
	60代	7	2	2	
女	20代	2	3		
	30代	3	4	1	1
	40代	7	7	1	
	50代	12	9	1	
	60代	7	5	4	



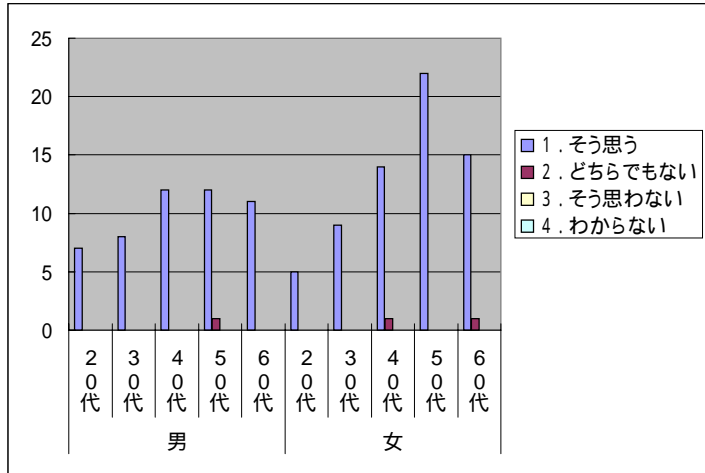
自立心のある子に育てる(男の子の場合)

	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4.	
男	20代	6	1	
	30代	7	1	
	40代	11		1
	50代	12	1	
	60代	10	1	
女	20代	5		
	30代	9		
	40代	14	1	
	50代	22		
	60代	15		1



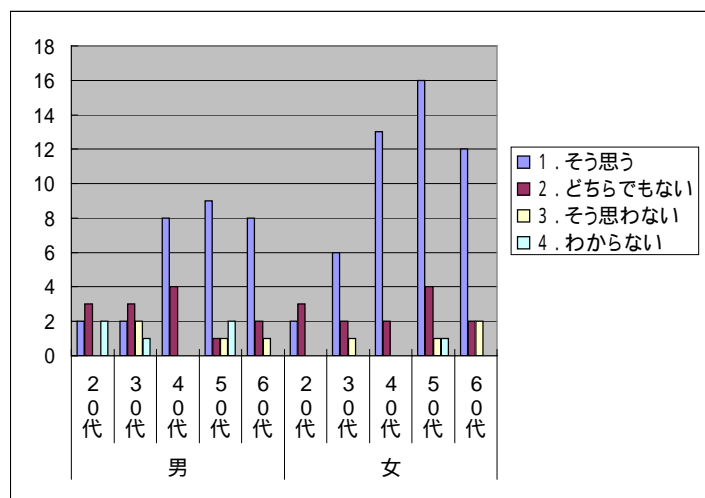
やさしい思いやりのある子に育てる(男の子の場合)

	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6.	
男	20代	7	
	30代	8	
	40代	12	
	50代	12	1
	60代	11	
女	20代	5	
	30代	9	
	40代	14	1
	60代	15	1



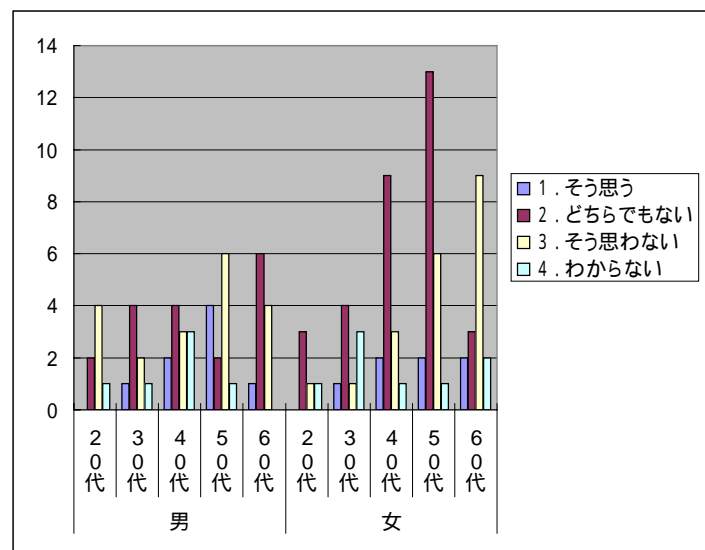
経済力のある子に育てる(男の子の場合)

	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6.	
男	20代	2	3
	30代	2	3
	40代	8	4
	50代	9	1
	60代	8	2
女	20代	2	3
	30代	6	2
	40代	13	2
	50代	16	4
	60代	12	2



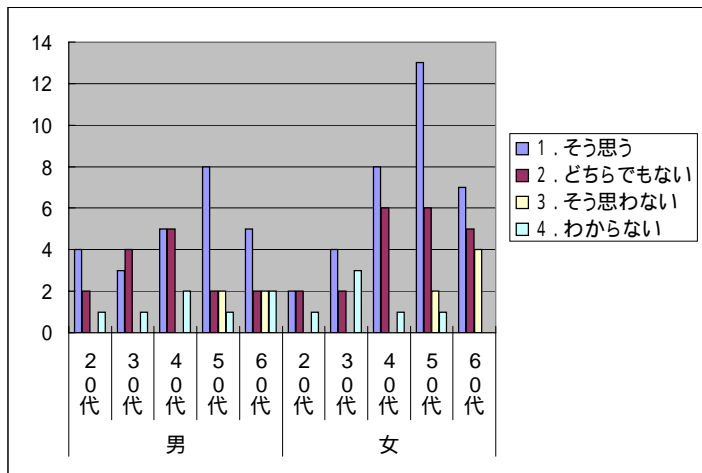
4年制大学以上に進学させる(男の子の場合)

	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6.	1. 1. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 5. 5. 6. 6.	
男	20代	2	4
	30代	1	4
	40代	2	4
	50代	4	2
	60代	1	6
女	20代	3	1
	30代	1	4
	40代	2	9
	50代	2	13
	60代	2	3



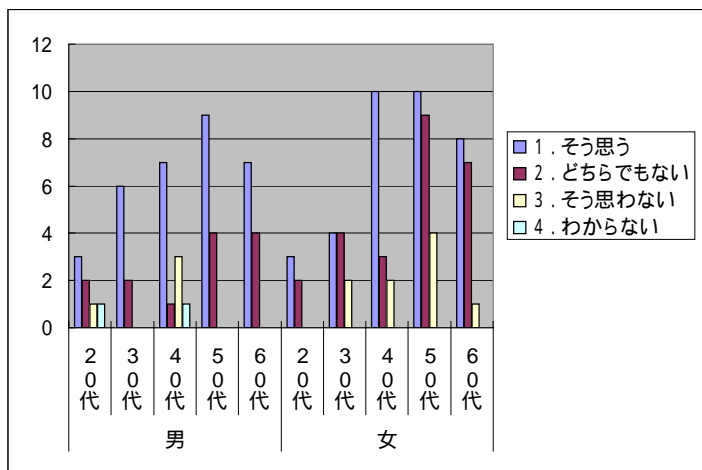
「手に職」を持たせる(男の子の場合)

		1. そ	2. ど	3. そ	4. わ
男	20代	4	2		1
	30代	3	4		1
	40代	5	5		2
	50代	8	2	2	1
	60代	5	2	2	2
女	20代	2	2		1
	30代	4	2		3
	40代	8	6		1
	50代	13	6	2	1
60代	7	5	4		



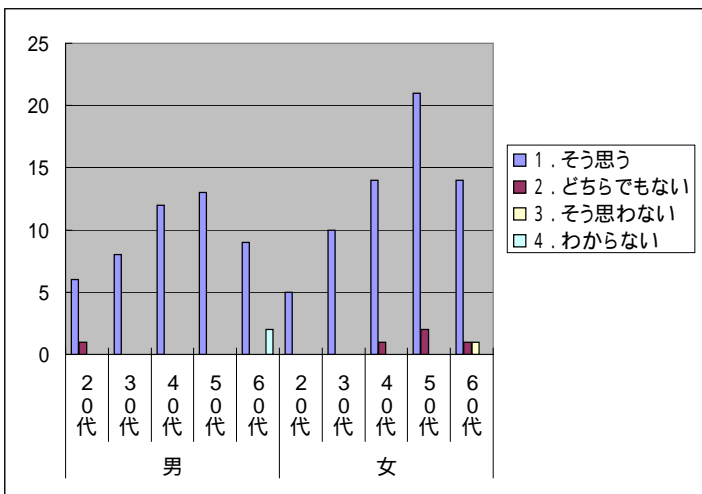
男らしく、女らしく育てる(女の子の場合)

		1. そ	2. ど	3. そ	4. わ
男	20代	3	2	1	1
	30代	6	2		
	40代	7	1	3	1
	50代	9	4		
	60代	7	4		
女	20代	3	2		
	30代	4	4	2	
	40代	10	3	2	
	50代	10	9	4	
	60代	8	7	1	



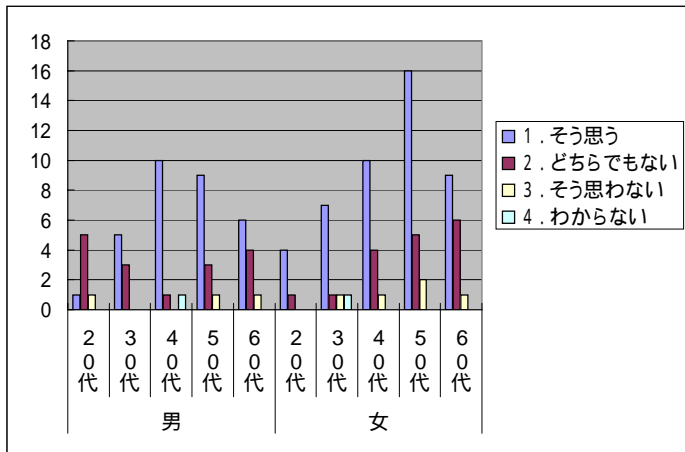
気配りのできる子に育てる(女の子の場合)

		1. そ	2. ど	3. そ	4. わ
男	20代	6	1		
	30代	8			
	40代	12			
	50代	13			
	60代	9		2	
女	20代	5			
	30代	10			
	40代	14	1		
	50代	21	2		
60代	14	1	1		



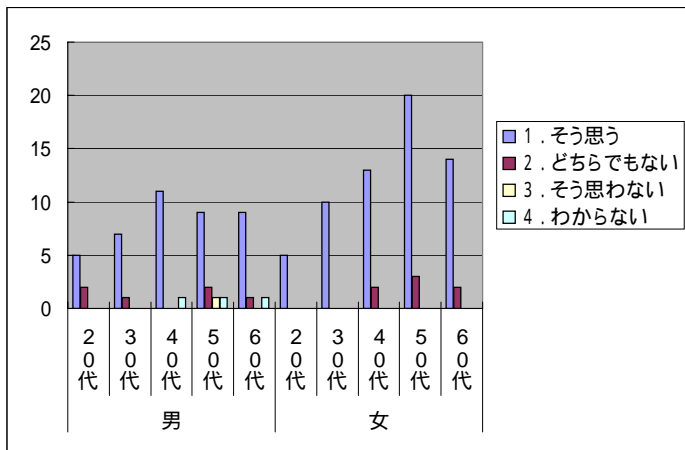
たくましく育てる(女の子の場合)

		1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男	20代	1	5	1	
	30代	5	3		
	40代	10	1		1
	50代	9	3	1	
	60代	6	4	1	
女	20代	4	1		
	30代	7	1	1	1
	40代	10	4	1	
	50代	16	5	2	
	60代	9	6	1	



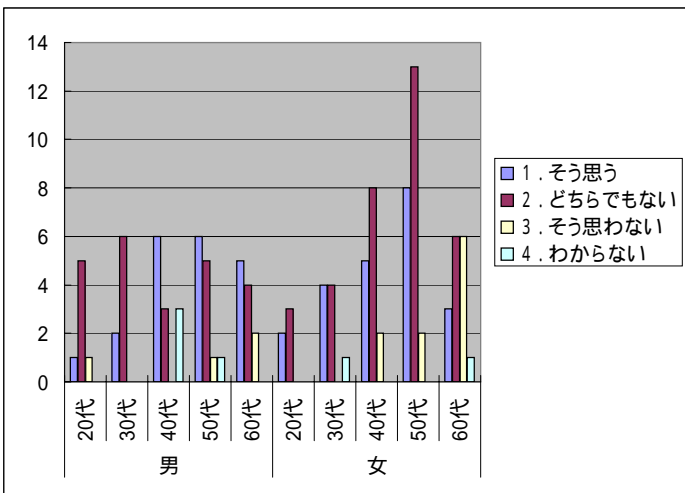
家事能力(料理、掃除など)のある子に育てるたくましく育てる(女の子の場合)

		1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男	20代	5	2		
	30代	7	1		
	40代	11			1
	50代	9	2	1	1
	60代	9	1		1
女	20代	5			
	30代	10			
	40代	13	2		
	50代	20	3		
	60代	14	2		



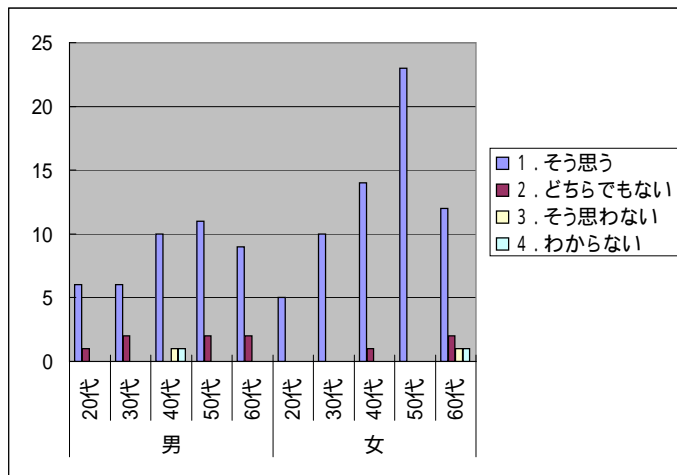
リーダーシップのある子家に育てる(女の子の場合)

		1. そ	2. ど	3. そ	4. わからない
男	20代	1	5	1	
	30代	2	6		
	40代	6	3		3
	50代	6	5	1	1
	60代	5	4	2	
女	20代	2	3		
	30代	4	4		1
	40代	5	8	2	
	50代	8	13	2	
	60代	3	6	6	1



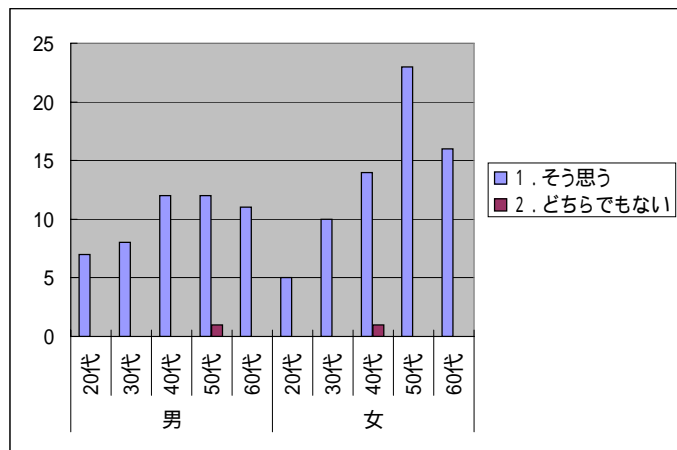
自立心のある子に育てる(女の子の場合)

		1. 1. 1. 1.	2. 2. 2. 2.	3. 3. 3. 3.	4. 4. 4. 4.
男	20代	6	1		
	30代	6	2		
	40代	10		1	1
	50代	11	2		
	60代	9	2		
女	20代	5			
	30代	10			
	40代	14	1		
	50代	23			
60代	12	2	1	1	



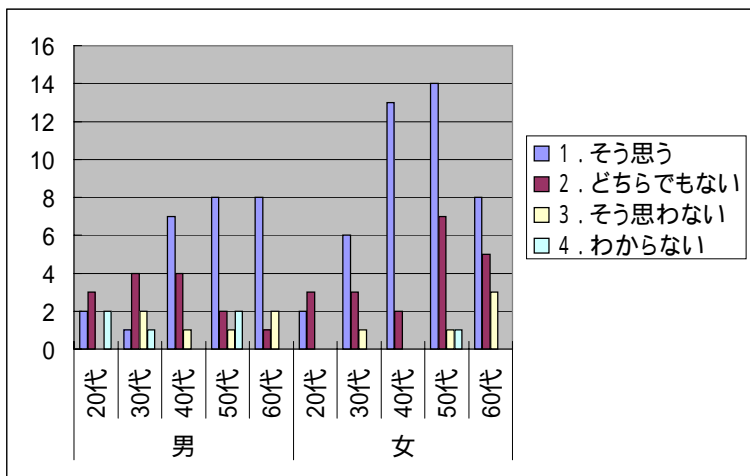
やさしい思いやりのある子に育てる(女の子の場合)

		1. 1. 1. 1.	2. 2. 2. 2.	3. 3. 3. 3.	4. 4. 4. 4.
男	20代	7			
	30代	8			
	40代	12			
	50代	12	1		
	60代	11			
女	20代	5			
	30代	10			
	40代	14	1		
	50代	23			
	60代	16			



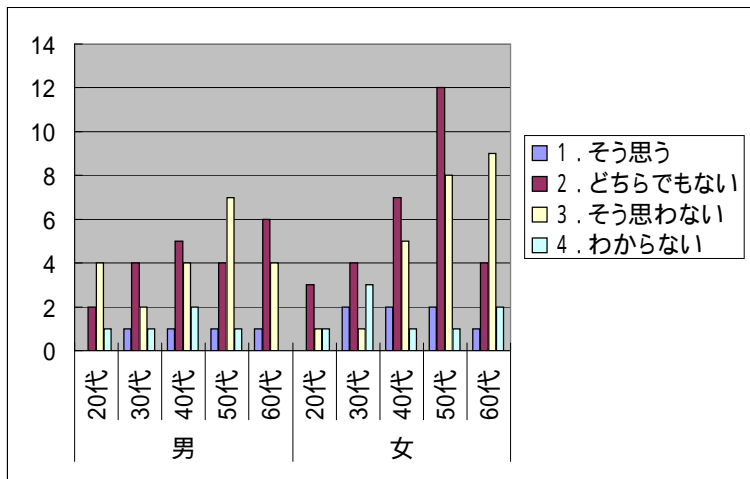
経済力のある子に育てる(女の子の場合)

		1. 1. 1. 1.	2. 2. 2. 2.	3. 3. 3. 3.	4. 4. 4. 4.
男	20代	2	3		2
	30代	1	4	2	1
	40代	7	4	1	
	50代	8	2	1	2
	60代	8	1	2	
女	20代	2	3		
	30代	6	3	1	
	40代	13	2		
	50代	14	7	1	1
	60代	8	5	3	



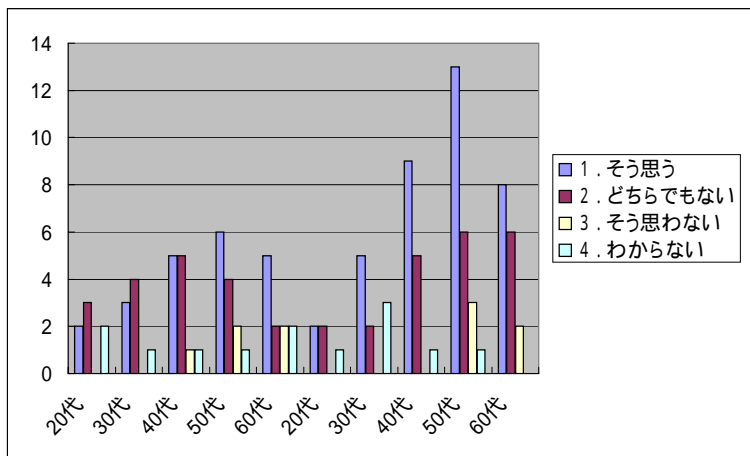
4年制大学以上に進学させる(女の子の場合)

		1. 1. 1. 1.	2. 2. 2. 2.	3. 3. 3. 3.	4. 4. 4. 4.	わからない
男	20代		2	4	1	
	30代	1	4	2	1	
	40代	1	5	4	2	
	50代	1	4	7	1	
	60代	1	6	4		
女	20代		3	1	1	
	30代	2	4	1	3	
	40代	2	7	5	1	
	50代	2	12	8	1	
	60代	1	4	9	2	



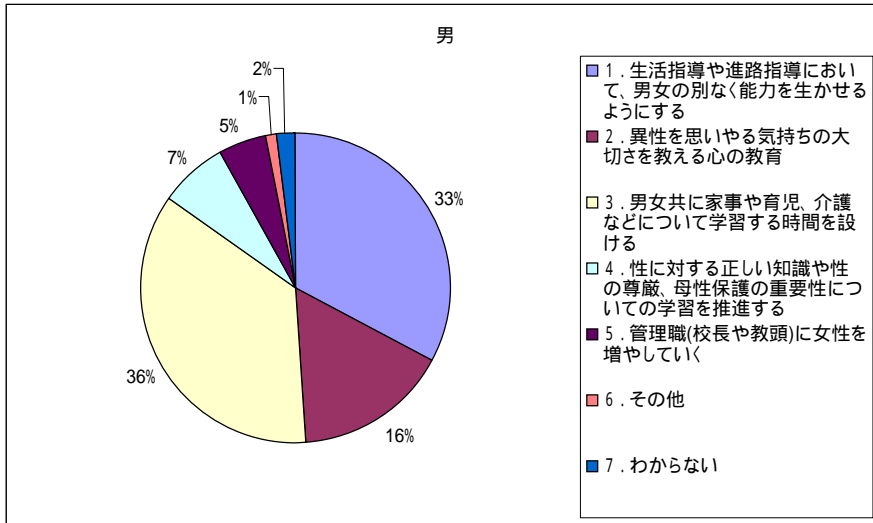
「手に職」を持たせる(女の子の場合)

		1. 1. 1. 1.	2. 2. 2. 2.	3. 3. 3. 3.	4. 4. 4. 4.	わからない
男	20代	2	3		2	
	30代	3	4		1	
	40代	5	5	1	1	
	50代	6	4	2	1	
	60代	5	2	2	2	
女	20代	2	2		1	
	30代	5	2		3	
	40代	9	5		1	
	50代	13	6	3	1	
	60代	8	6	2		

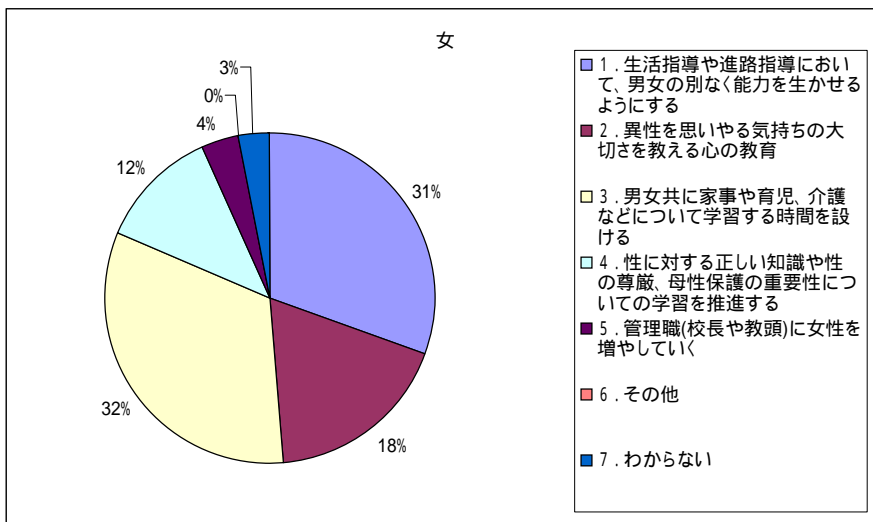


Q15 男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力をいれるべきだと思いますか、次の中からあなたのお考えに近いものを2つまでお選びください。

男 1.生 2.異 3.男 4.性 5.管 6.そ 7.わからない
32 16 35 7 5 1 2

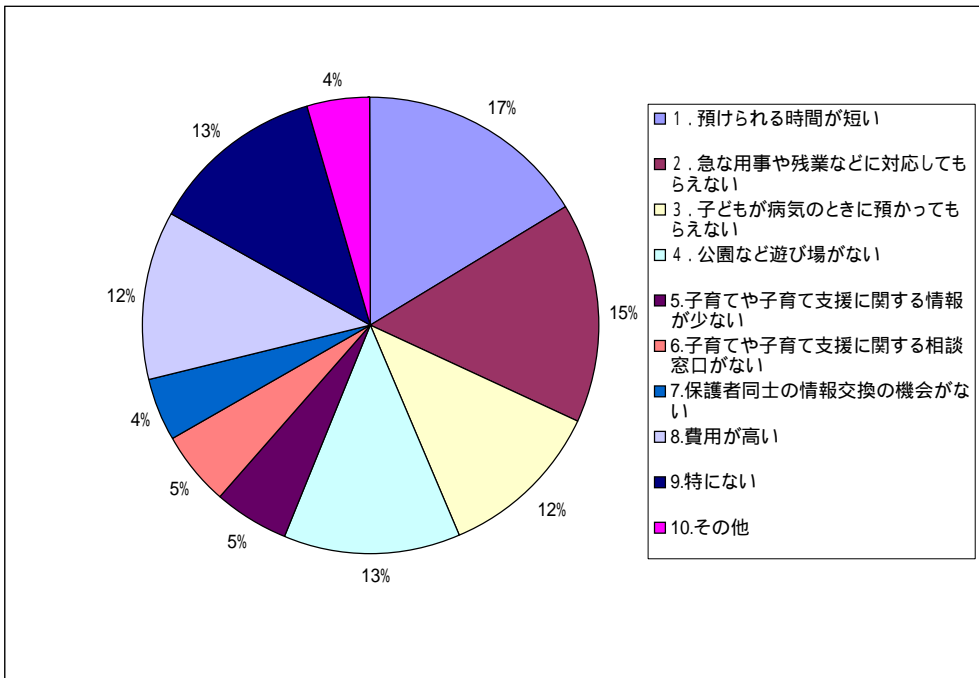


女 1.生 2.異 3.男 4.性 5.管 6.そ 7.わからない
41 24 44 16 5 0 4



**Q16 現状の保育などのサービスで不便や不満に感じることはどのようなことですか。
次の中から3つまでお選びください。**

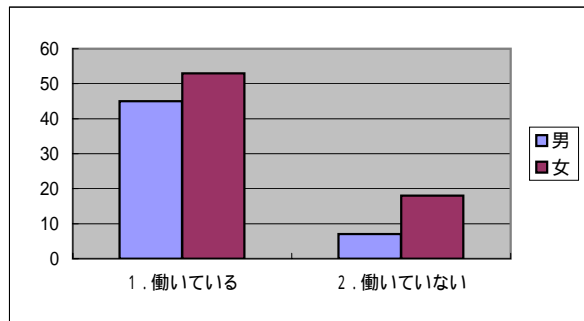
1. 預けられる時間が短い 34
 2. 急な用事や残業などに対応してもらえない 32
 3. 子どもが病気のときに預かってもらえない 24
 4. 公園など遊び場がない 26
 5. 子育てや子育て支援に関する情報が少ない 11
 6. 子育てや子育て支援に関する相談窓口がない 11
 7. 保護者同士の情報交換の機会がない 9
 8. 費用が高い 25
 9. 特にない 26
 10. その他 9



働くことについて

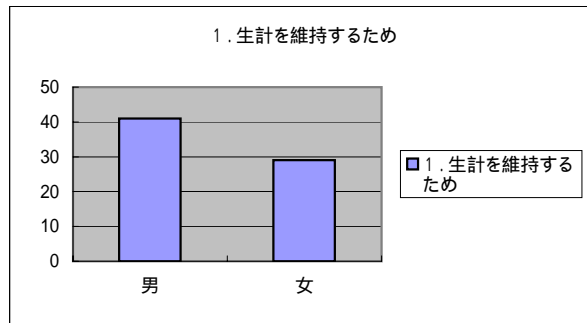
Q17 あなたは現在、働いていますか。(学生のアルバイトは除いてください)

	1. 働いている	2. 働いていない
男	45	7
女	53	18

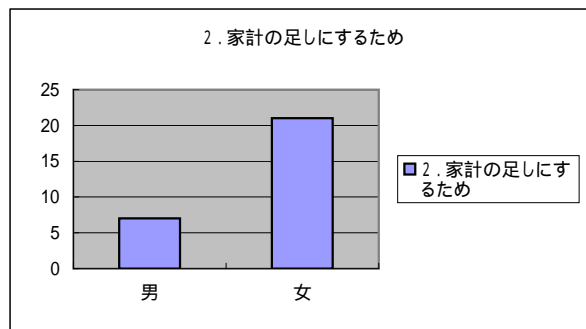


Q18 「1. 働いている」と答えた方にお聞きします。
あなたが現在働いている理由を3つまでお選びください。

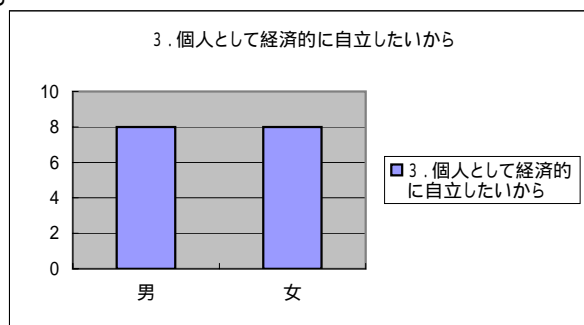
	1. 生計を維持するため
男	41
女	29



	2. 家計の足しにするため
男	7
女	21



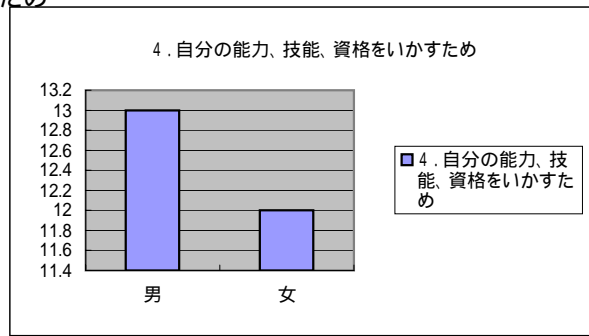
	3. 個人として経済的に自立したいから
男	8
女	8



男女

4. 自分の能力、技能、資格をいかすため

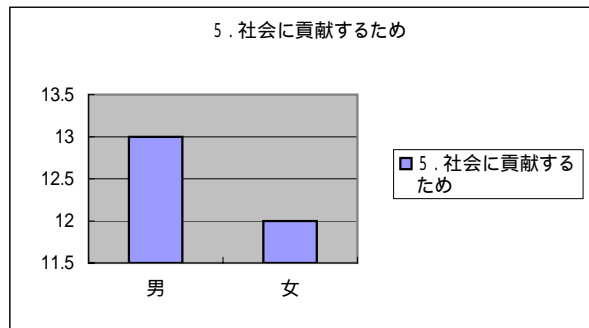
13
12



男女

5. 社会に貢献するため

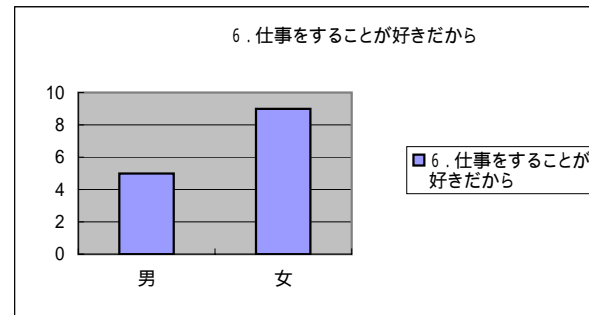
13
12



男女

6. 仕事をするのが好きだから

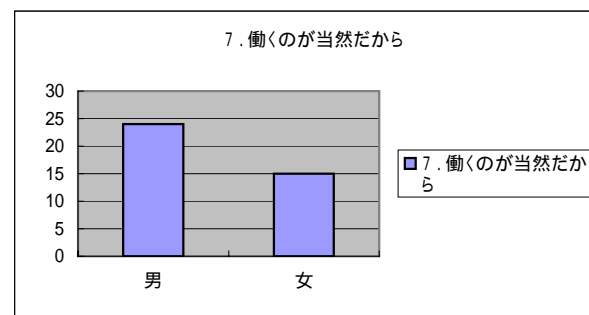
5
9



男女

7. 働くのが当然だから

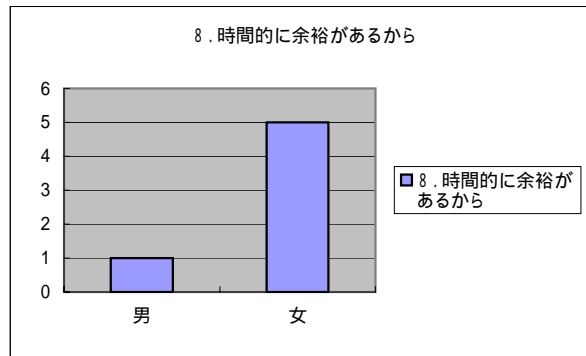
24
15



男女

8. 時間的に余裕があるから

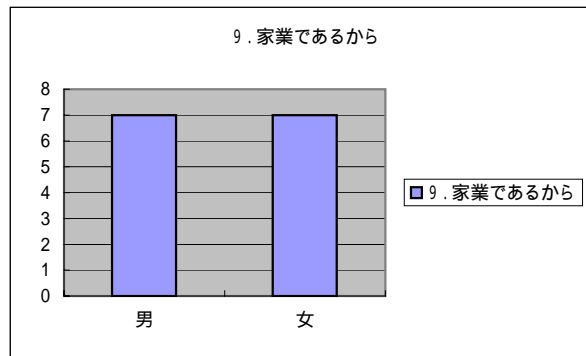
1
5



男女

9. 家業であるから

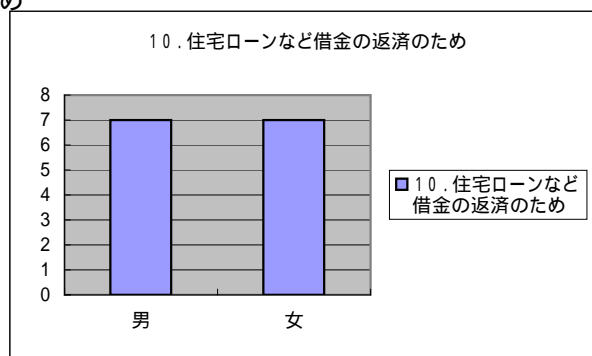
7
7



男女

10. 住宅ローンなど借金の返済のため

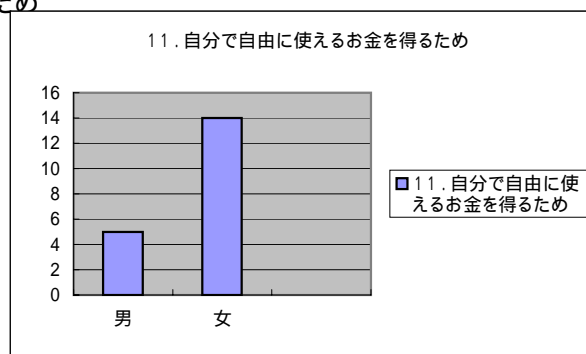
7
7



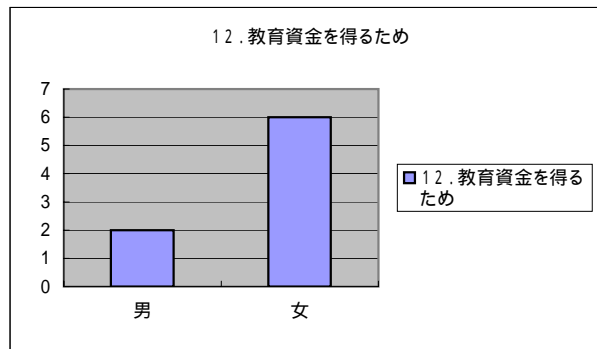
男女

11. 自分で自由に使えるお金を得るため

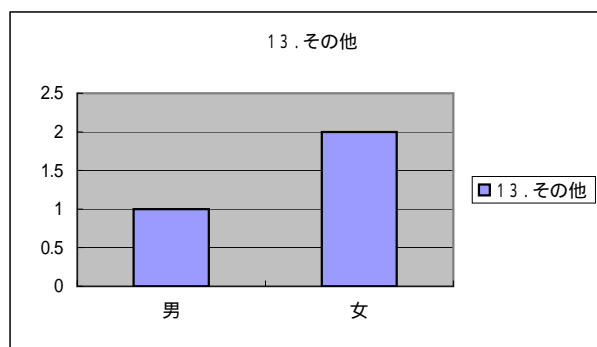
5
14



男女
12. 教育資金を得るため
2
6



男女
13. その他
1
2

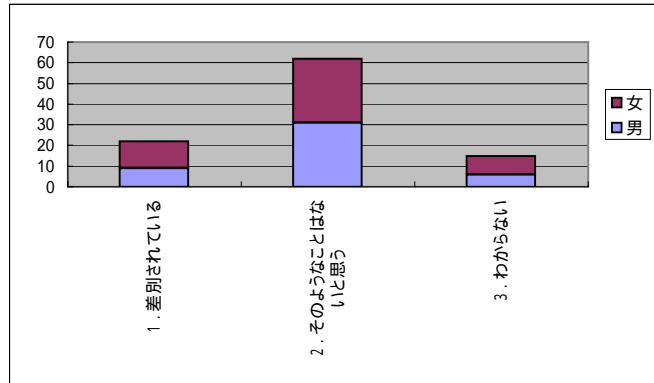


男女
14. わからない
0
0

Q19 「1.働いている」と答えた方にお聞きします。

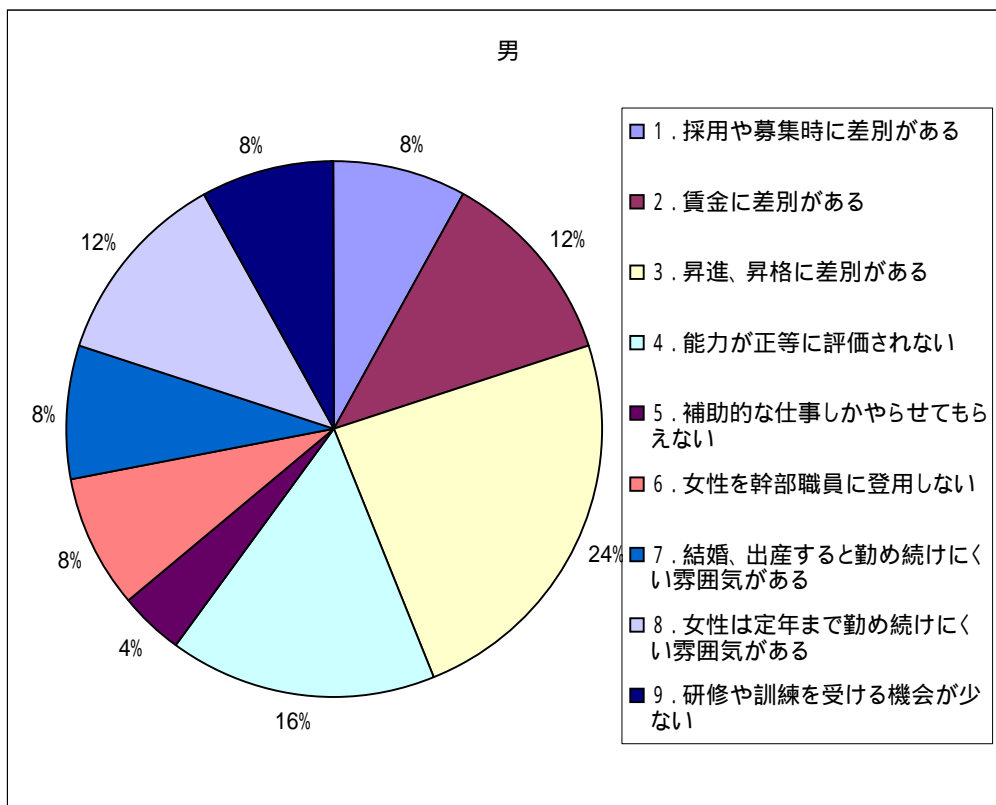
あなたの職場では仕事の内容や待遇面で女性は男性と比べ差別されていると思いますか
次の中から1つお選びください。

	1. 差別さ	2. そのよ	3. わからない
男	9	31	6
女	13	31	9



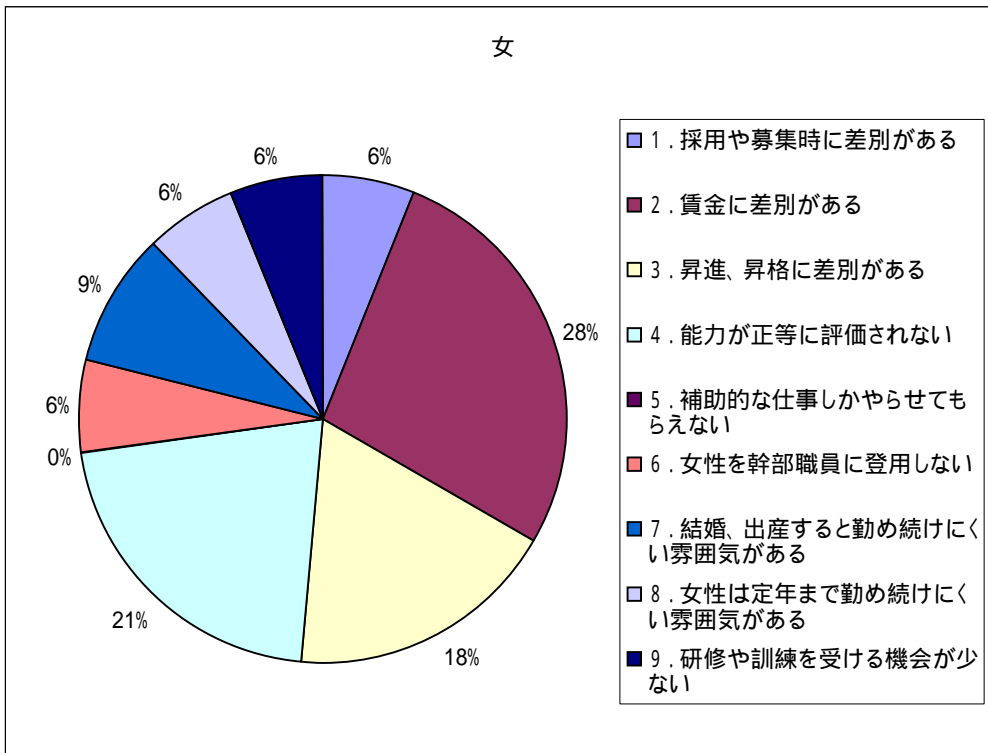
Q20 「1.差別されている」と答えた方にお聞きします。
差別されているのは具体的にどのようなことですか
次の中から3つお選びください。

	1. 採用や	2. 賃金に	3. 昇進、	4. 昇格に	5. 差別がある	6. 賃金に	7. 昇進、	8. 昇格に	9. 差別がある
男	2	3	6	4	1	2	2	3	2



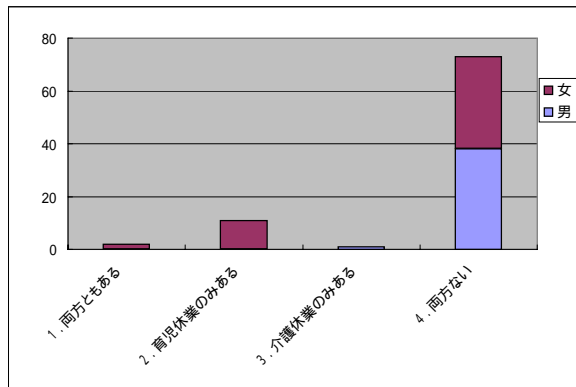
女

1. 採用や 2. 賃金に 3. 昇進、昇 4. 能力が 5. 補助的 6. 女性を 7. 結婚、 8. 女性は 9. 研修や訓練を受ける機
2 9 6 7 0 2 3 2 2



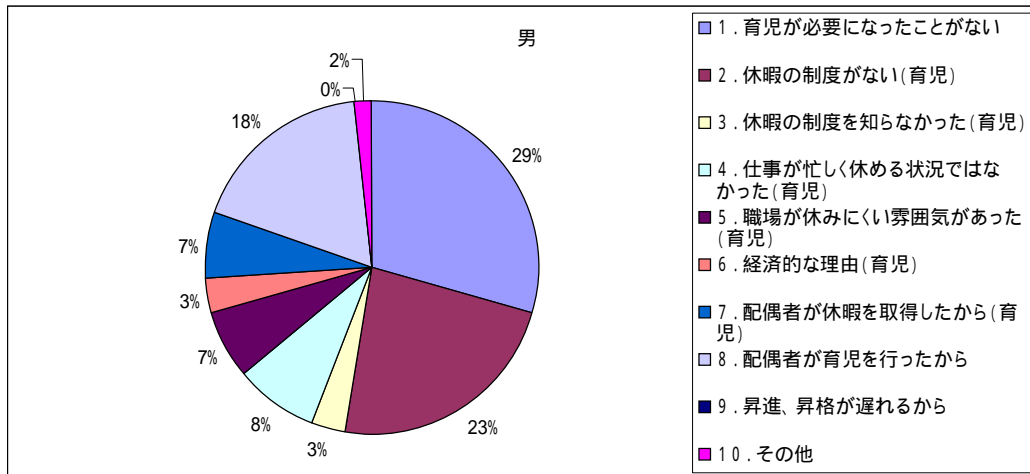
Q21 「1.働いている」と答えた方にお聞きます。
 育児休暇や介護休暇を取得したことがありますか。次の中から1つお選びください。

	1.両方と	2.育児休	3.介護休	4.両方ない
男		2	11	38
女		2	11	35

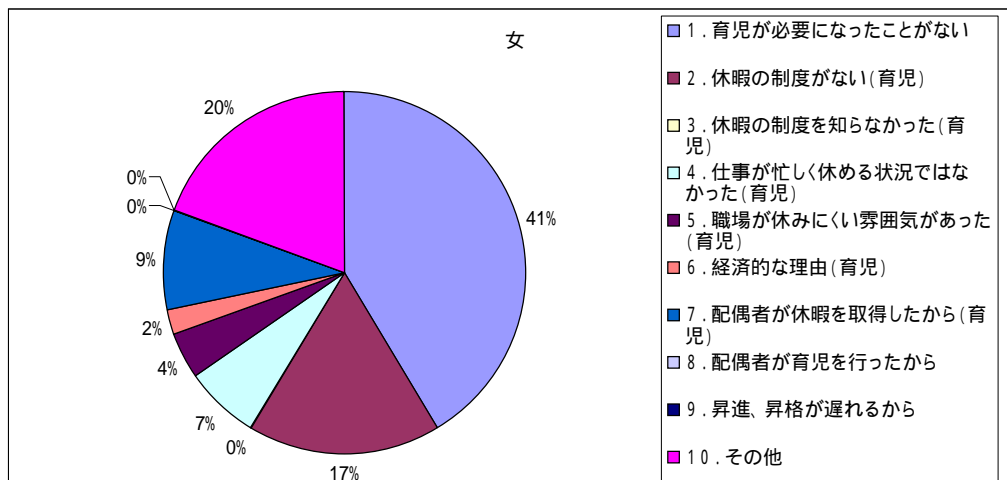


Q22 Q21で回答番号が[2~4]と答えた方にお聞きます。
 休暇を取得したことがない理由を次の中から当てはまるもの全てお選びください。

育児	1.育児か	2.休暇の	3.休暇の	4.仕事の	5.職場の	6.経済的	7.配偶者	8.配偶者	9.昇進、	10.その他
男	18	14	2	5	4	2	4	11	0	1



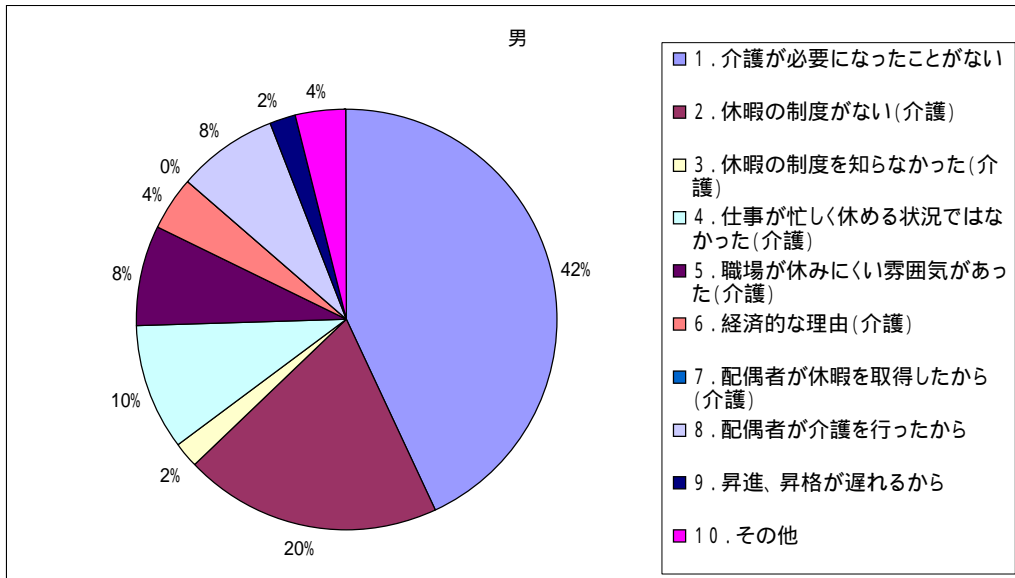
育児	1.育児か	2.休暇の	3.休暇の	4.仕事の	5.職場の	6.経済的	7.配偶者	8.配偶者	9.昇進、	10.その他
女	19	8	0	3	2	1	4	0	0	9



介護

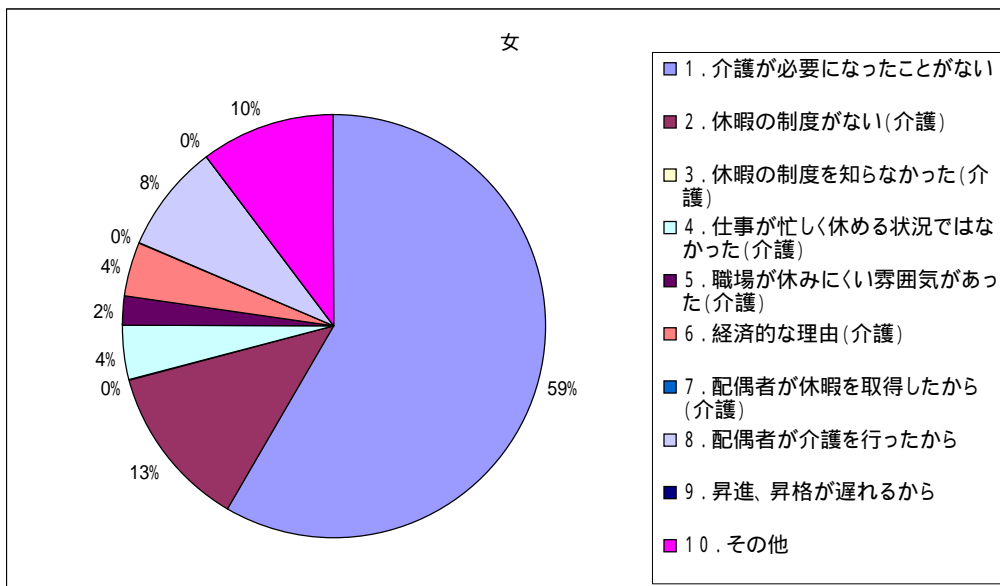
男

1. 介護が 22 2. 休暇の 10 3. 休暇の 1 4. 仕事が 5 5. 職場が 4 6. 経済的 2 7. 配偶者 0 8. 配偶者 4 9. 昇進、 1 10. その他 2



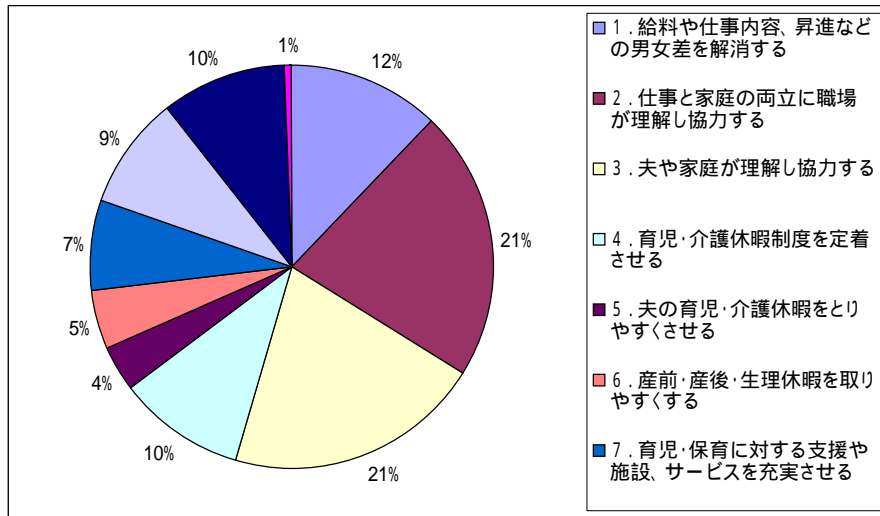
女

1. 介護が 28 2. 休暇の 6 3. 休暇の 0 4. 仕事が 2 5. 職場が 1 6. 経済的 2 7. 配偶者 0 8. 配偶者 4 9. 昇進、 0 10. その他 5



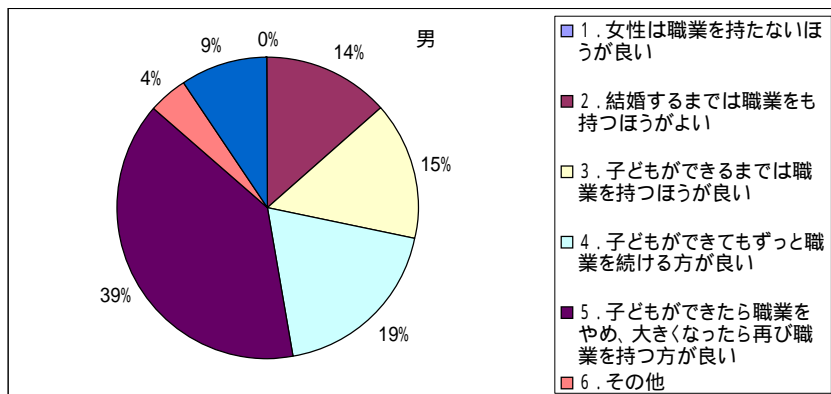
Q 2 3 女性が安心して働ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

1. 給料や 2. 仕事と 3. 夫や 4. 育児・ 5. 夫の 6. 産前・ 7. 育児・ 8. 介護・ 9. 結婚・ 10. その他
 40 72 68 34 12 16 24 30 33 2

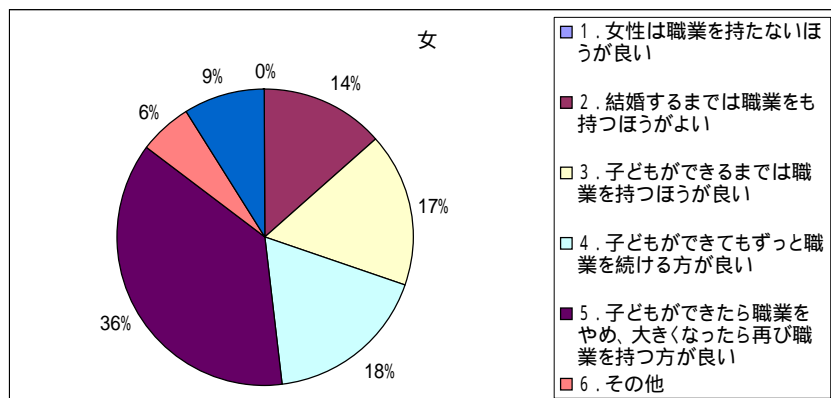


Q 2 4 一般的に女性が仕事を持つことについてあなたはどのように思いますか。次の中から当てはまるもの全てお選びください。

- 男 1. 女性に 2. 結婚す 3. 子ども 4. 子ども 5. 子ども 6. その他 7. 分らない
 0 10 11 14 29 3 7



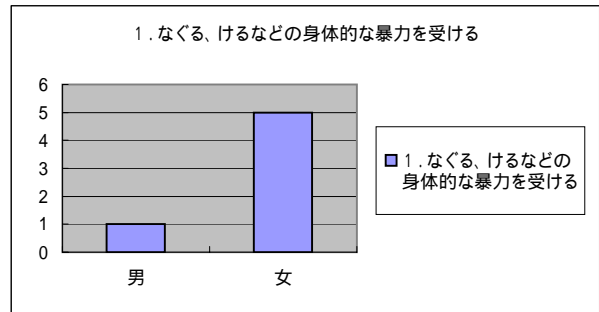
- 女 1. 女性に 2. 結婚す 3. 子ども 4. 子ども 5. 子ども 6. その他 7. 分らない
 0 14 17 18 38 6 9



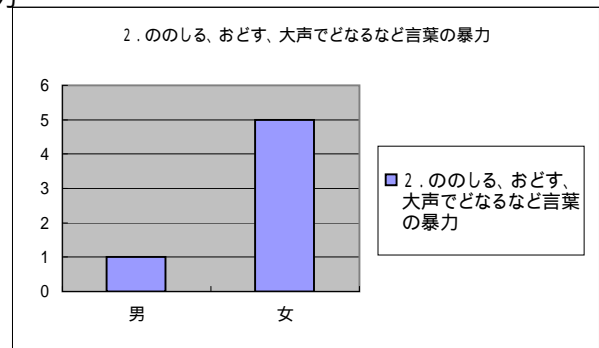
配偶者当からの暴力(DV)について

Q25 あなたはこれまでに配偶者や恋人から次のようなことをされた経験がありますか。次の中から当てはまるもの全てお選びください。

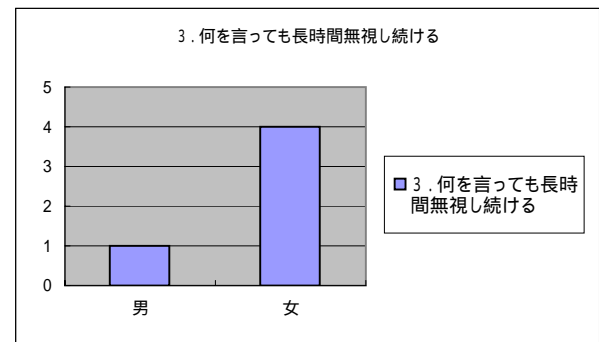
1. なくる、けるなどの身体的な暴力を受ける
 男 1
 女 5



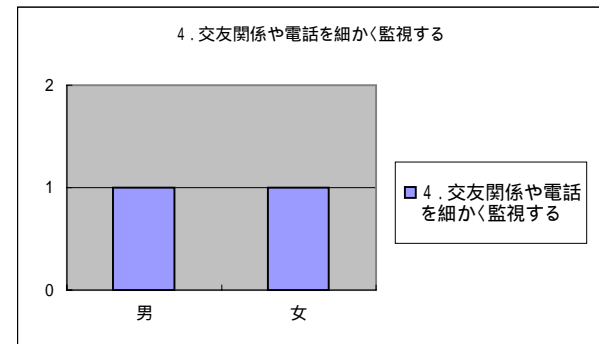
2. ののしる、おどす、大声でどなるなど言葉の暴力
 男 1
 女 5



3. 何を言っても長時間無視し続ける
 男 1
 女 4

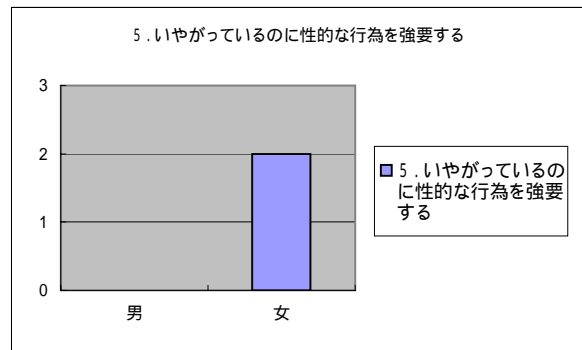


4. 交友関係や電話を細かく監視する
 男 1
 女 1



男女

5. いやがっているのに性的な行為を強要する
0
2

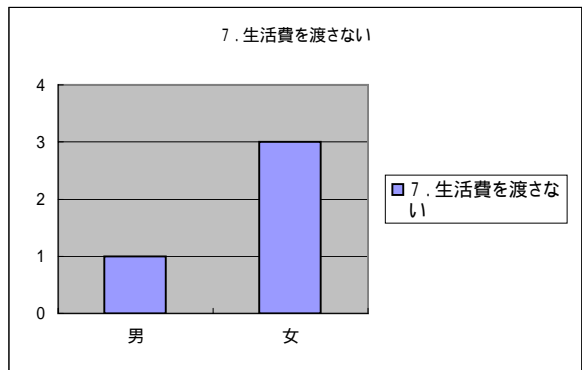


男女

6. 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
0
0

男女

7. 生活費を渡さない
1
3

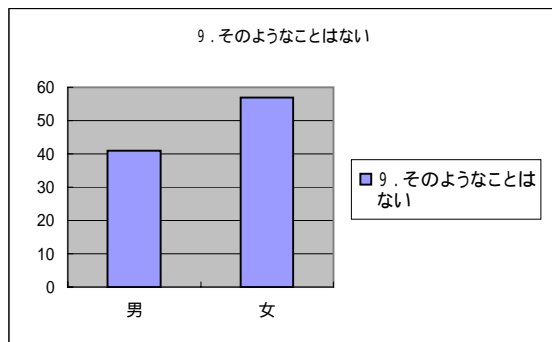


男女

8. その他
0
0

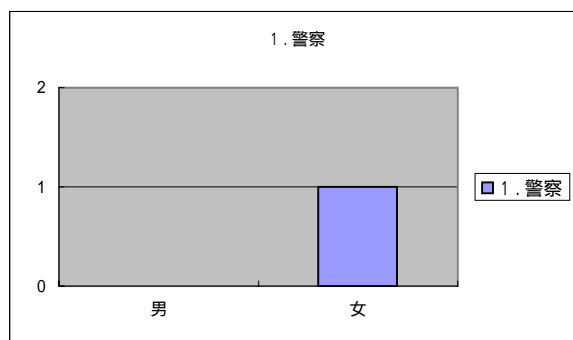
男女

9. そのようなことはない
41
57



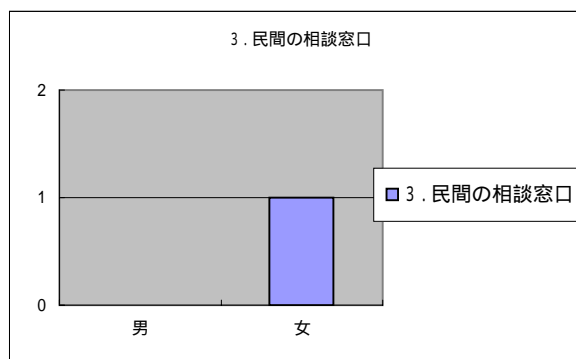
Q26 Q25で経験のある方にお聞きします。
 そのような経験をされたとき、誰かに相談されましたか。
 次の中から当てはまるもの全てお選びください。

1. 警察
 男 0
 女 1



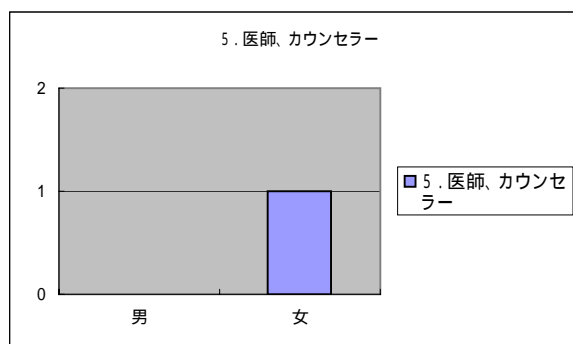
2. 国・県・市の相談窓口
 男 0
 女 0

3. 民間の相談窓口
 男 0
 女 1



4. 民生・児童委員
 男 0
 女 0

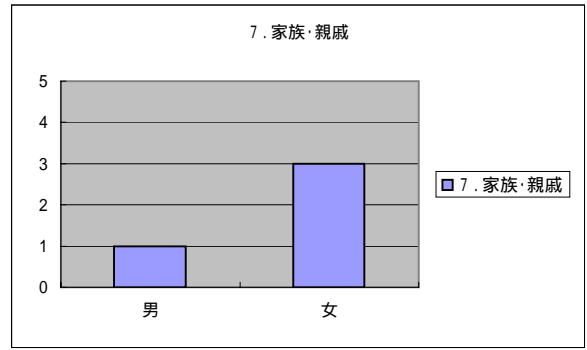
5. 医師、カウンセラー
 男 0
 女 1



6. 家庭裁判所、弁護士
 男 0
 女 0

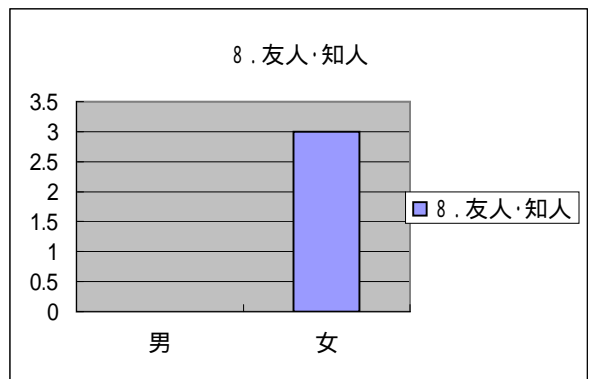
男女

7. 家族・親戚
1
3



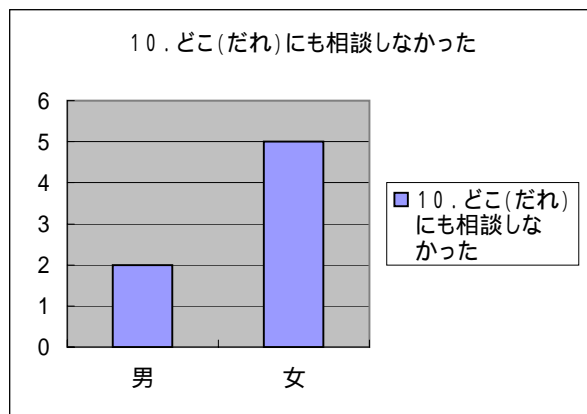
男女

8. 友人・知人
0
3



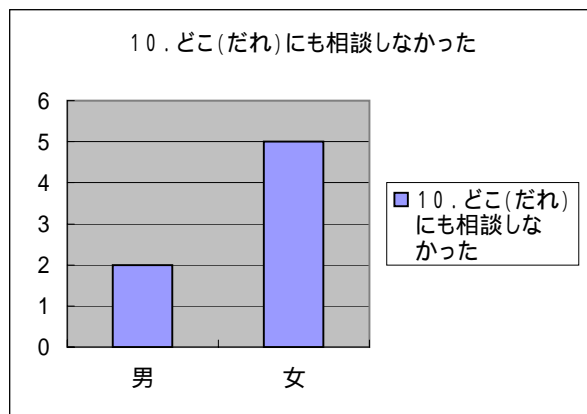
男女

9. その他
0
0



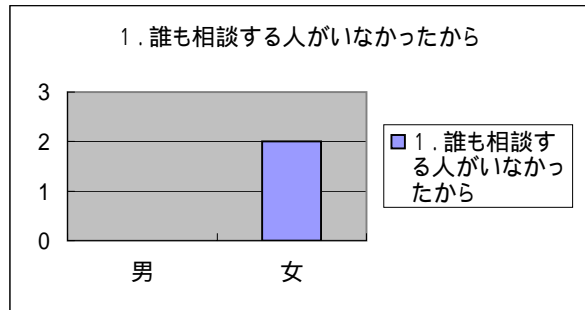
男女

10. どこ(だれ)にも相談しなかった
2
5

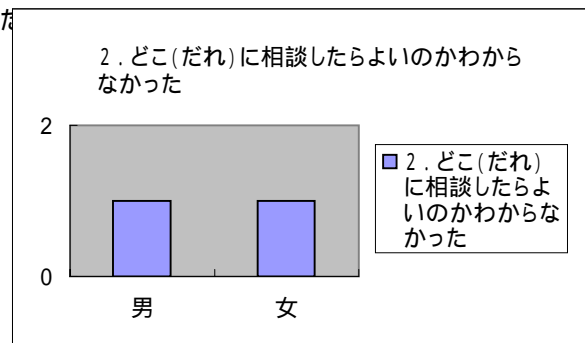


Q27 Q26で「どこ(だれ)にも相談しなかった」方にお聞きします。
 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。
 次の中から当てはまるもの全てお選びください。

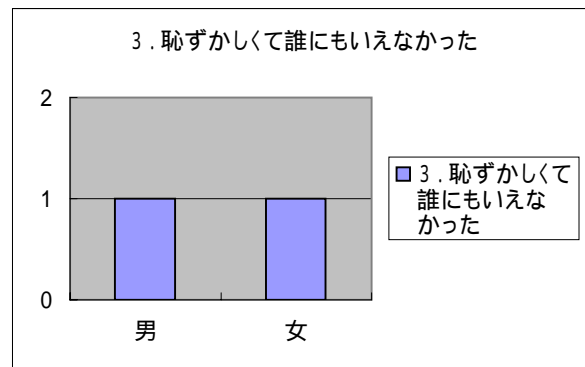
1. 誰も相談する人がいなかったから
 男 0
 女 2



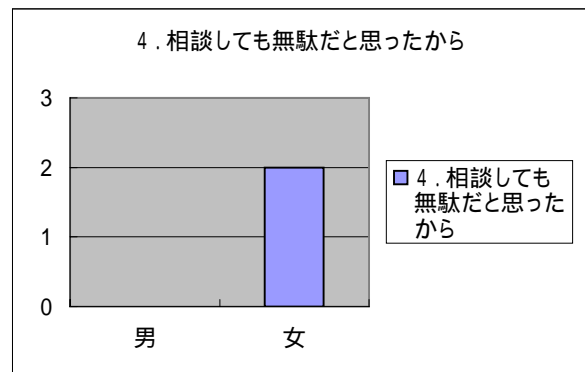
2. どこ(だれ)に相談したらよいのかわからなかった
 男 1
 女 1



3. 恥ずかしくて誰にもいえなかった
 男 1
 女 1

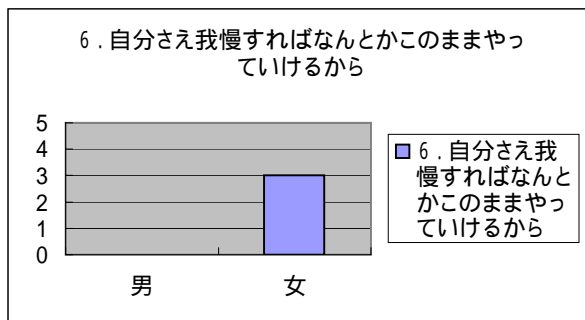


4. 相談しても無駄だと思ったから
 男 0
 女 2

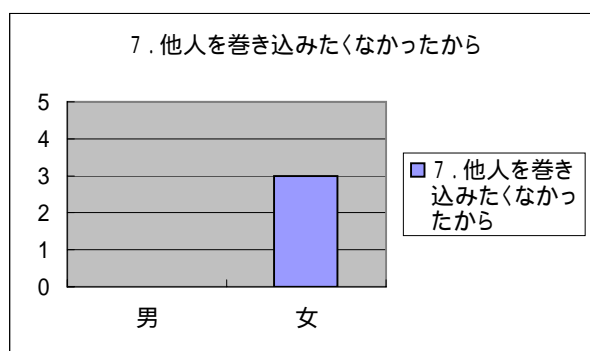


男女 5. 相談したことが分ると仕返しを受けると思ったから
0
0

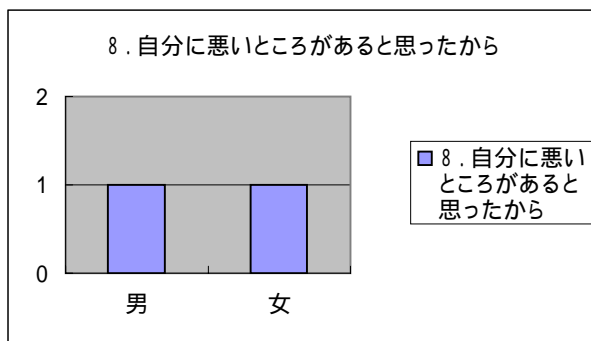
男女 6. 自分さえ我慢すればなんとかこのままやっ
0
3



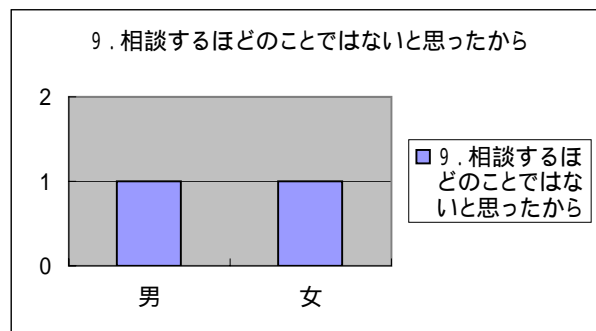
男女 7. 他人を巻き込みたくなかったから
0
3



男女 8. 自分に悪いところがあると思ったから
1
1

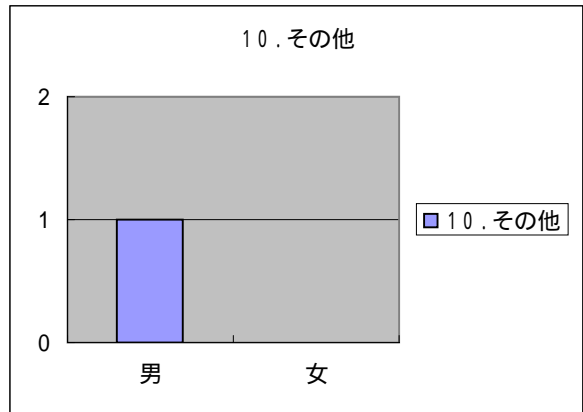


男女 9. 相談するほどのことではないと思ったから
1
1



男女

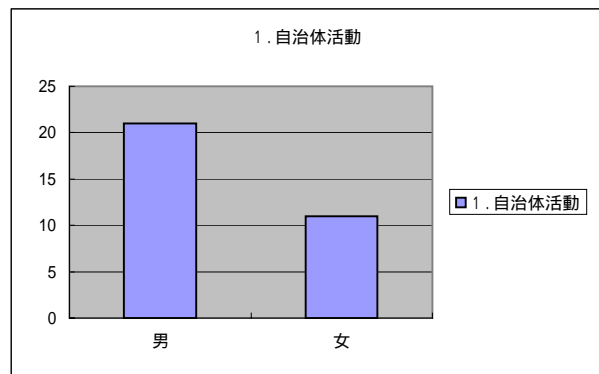
10.その他
1
0



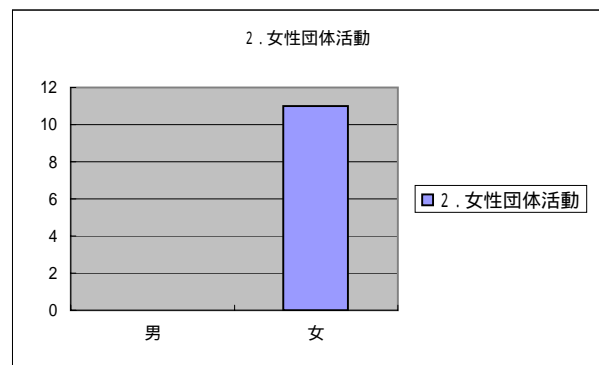
地域活動などの参加について

Q28 あなたは、どのような地区活動に参加していますか。
次の中から当てはまるもの全てお選びください。

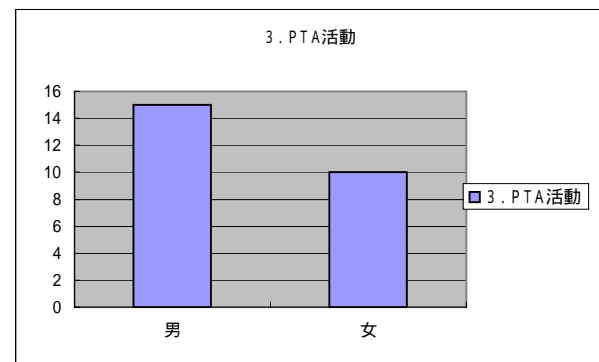
	1. 自治体活動
男	21
女	11



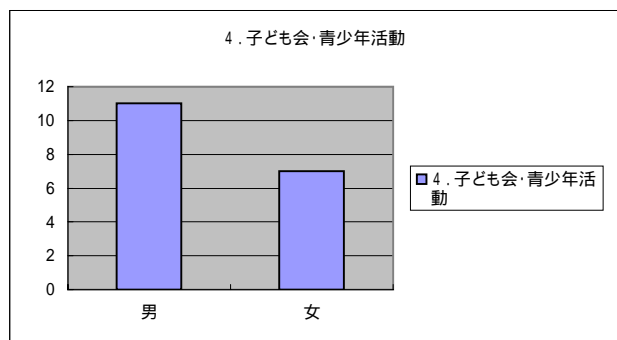
	2. 女性団体活動
男	0
女	11



	3. PTA活動
男	15
女	10

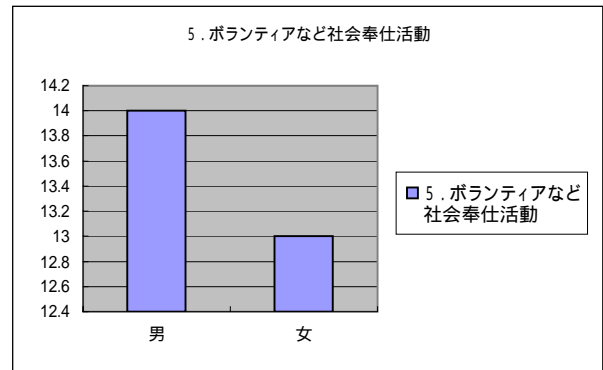


	4. 子ども会・青少年活動
男	11
女	7



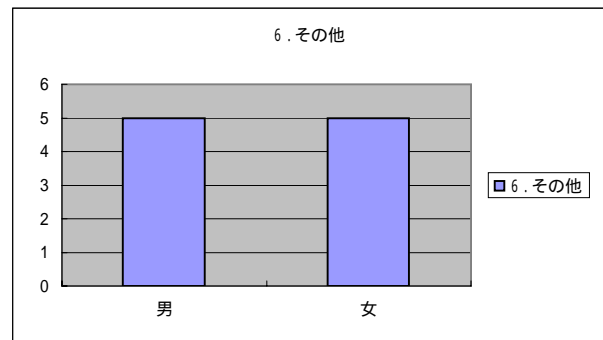
男女

5. ボランティアなど社会奉仕活動
男 14
女 13



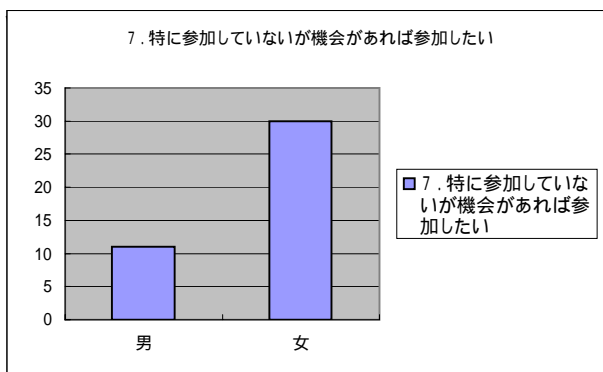
男女

6. その他
男 5
女 5



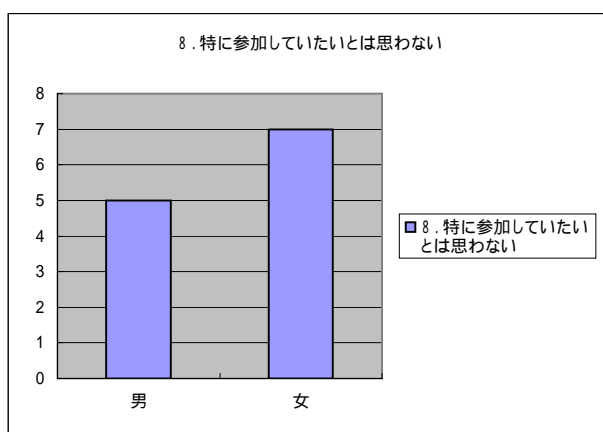
男女

7. 特に参加していないが機会があれば参加したい
男 11
女 30



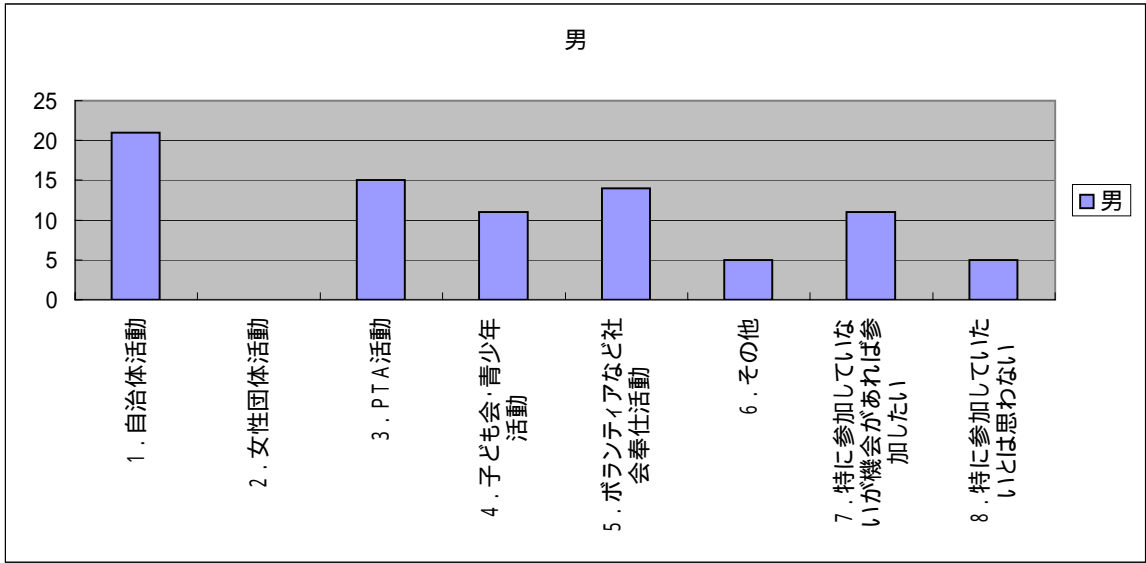
男女

8. 特に参加していたいとは思わない
男 5
女 7



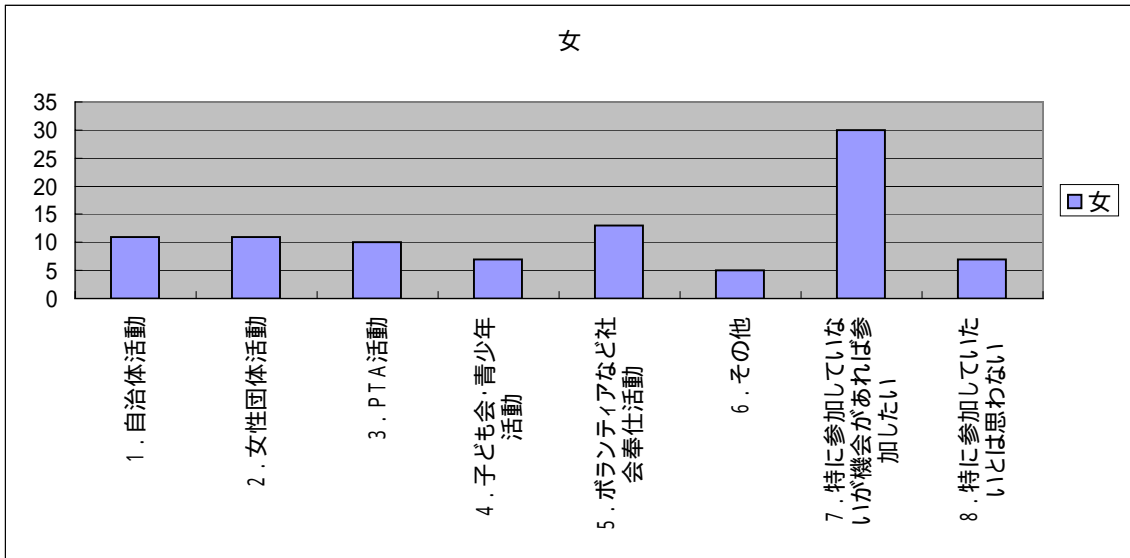
男

1. 自治体 21 2. 女性団 0 3. PTA活 15 4. 子ども会 11 5. ボランティア 14 6. その他 5 7. 特に参加 11 8. 特に参加していいとは思わない 5



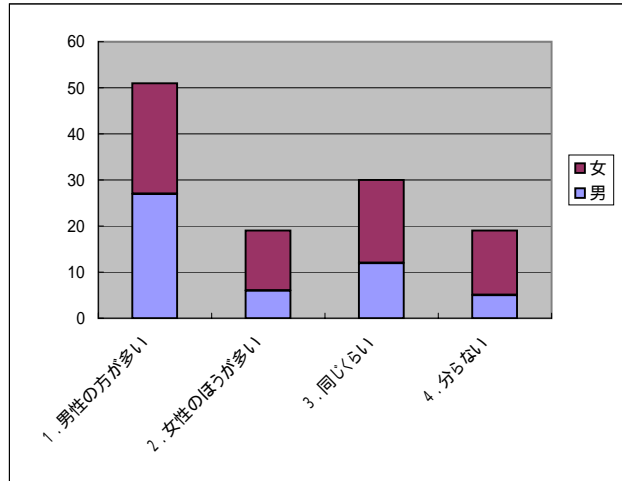
女

1. 自治体 11 2. 女性団 11 3. PTA活 10 4. 子ども会 7 5. ボランティア 13 6. その他 5 7. 特に参加 30 8. 特に参加していいとは思わない 7



Q29 あなたの地区の活動は男性と女性のどちらの参加が多いですか。
次の中から1つだけお選びください。

	1. 男性の	2. 女性の	3. 同じくらい	4. 分らない
男	27	6	12	5
女	24	13	18	14

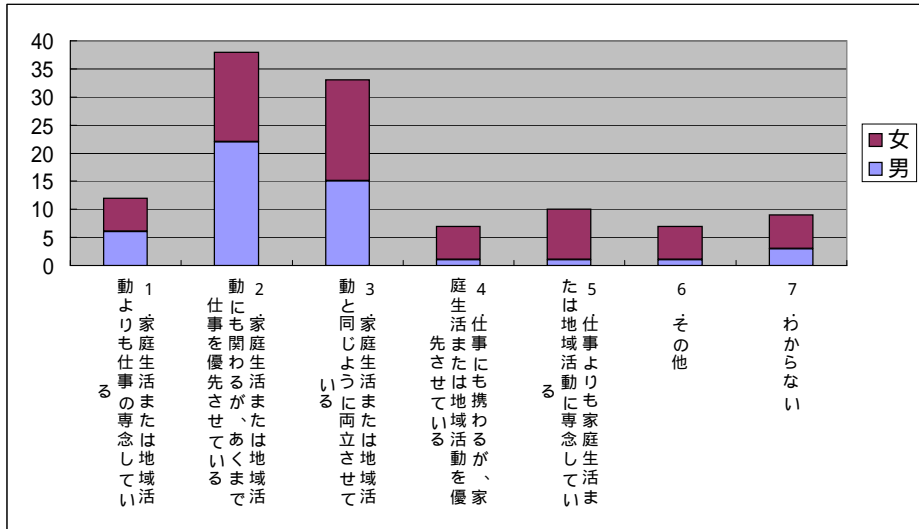


**Q30 現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。
次の中から1つだけお選びください。**

1. 家庭生 2. 家庭生 3. 家庭生 4. 仕事に 5. 仕事よ 6. その他 7. わからない

男女

男	6	22	15	1	1	1	3
女	6	16	18	6	9	6	6

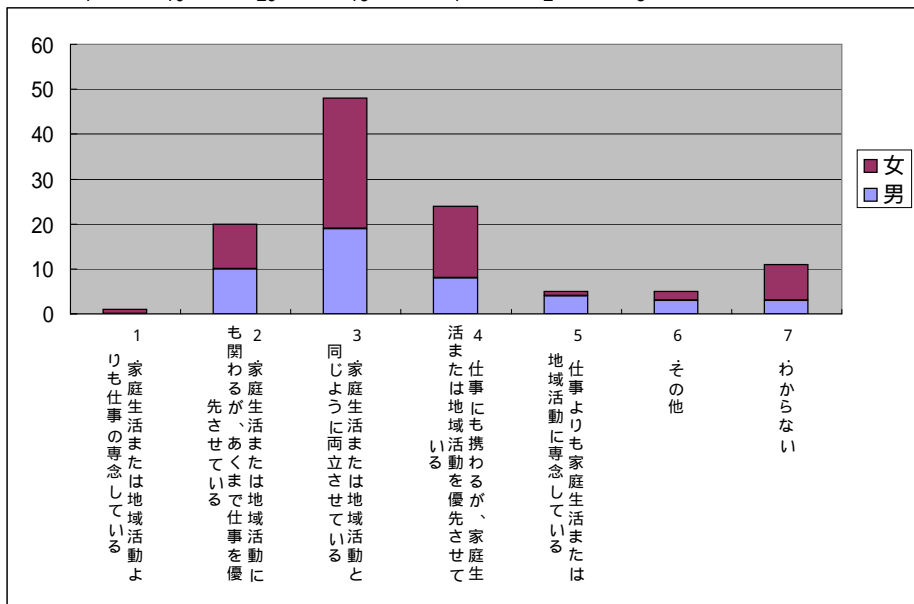


Q31 仕事との関係において家庭生活または地域活動をどのように位置づけるのが望ましいですか。女性についてははどうですか。次の中から1つだけお選びください。

1. 家庭生 2. 家庭生 3. 家庭生 4. 仕事に 5. 仕事よ 6. その他 7. わからない

男女

男	0	10	19	8	4	3	3
女	1	10	29	16	1	2	8

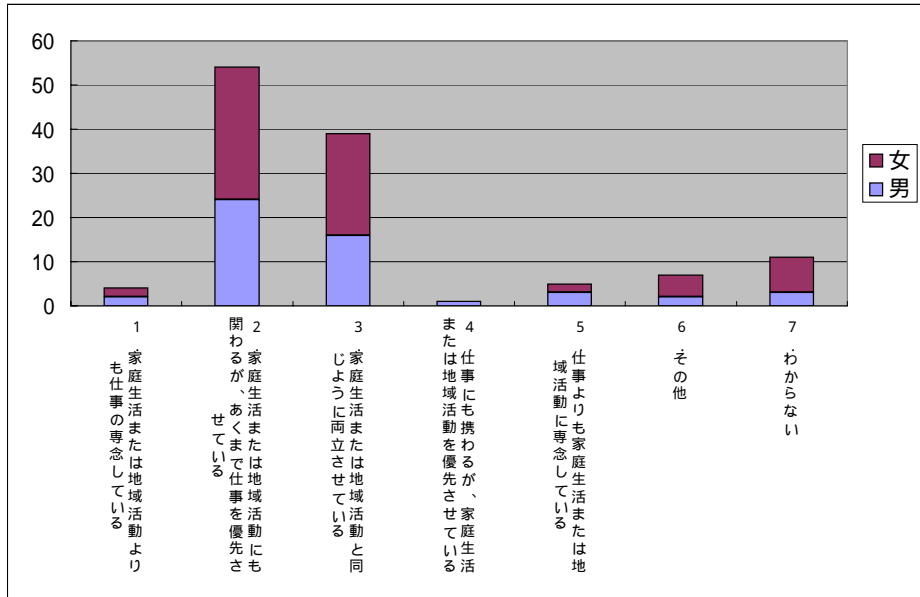


Q32 男性についてははどうか。
次の中から1つだけお選びください。

1. 家庭生 2. 家庭生 3. 家庭生 4. 仕事に 5. 仕事よ 6. その他 7. わからない

男
女

男	2	24	16	1	3	2	3
女	2	30	23		2	5	8

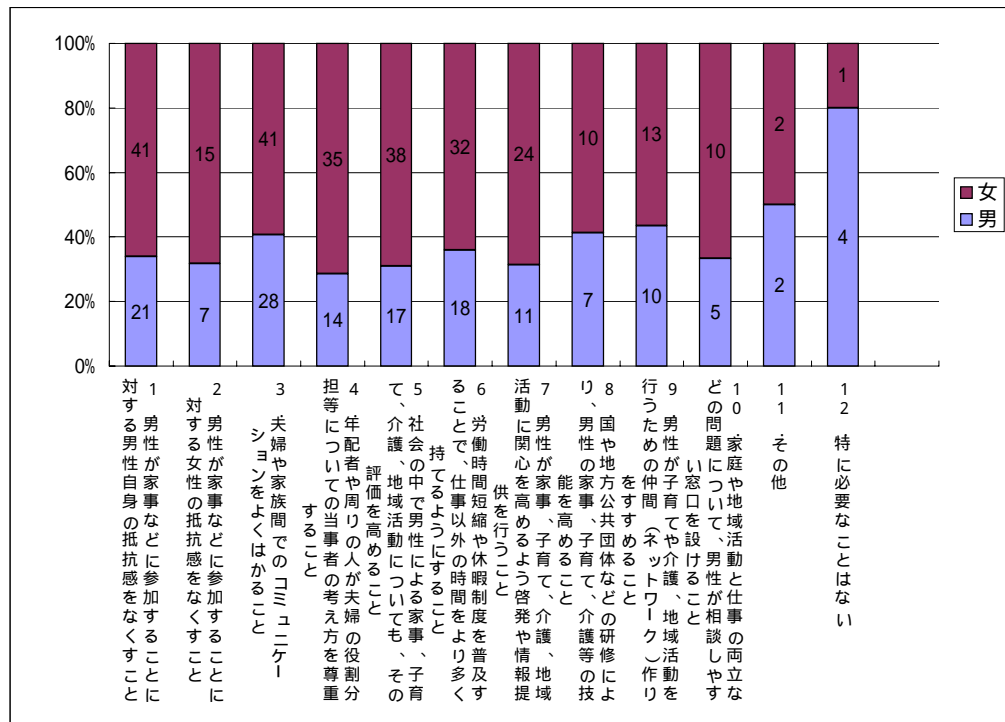


Q33 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から当てはまるもの全てお選びください。

1. 男性が 2. 男性が 3. 夫婦や 4. 年配者 5. 社会の 6. 労働時 7. 男性が 8. 国や地 9. 男性が 10. 家庭 11. その他 12. 特に必要

男
女

男	21	7	28	14	17	18	11	7	10	5	2	4
女	41	15	41	35	38	32	24	10	13	10	2	1

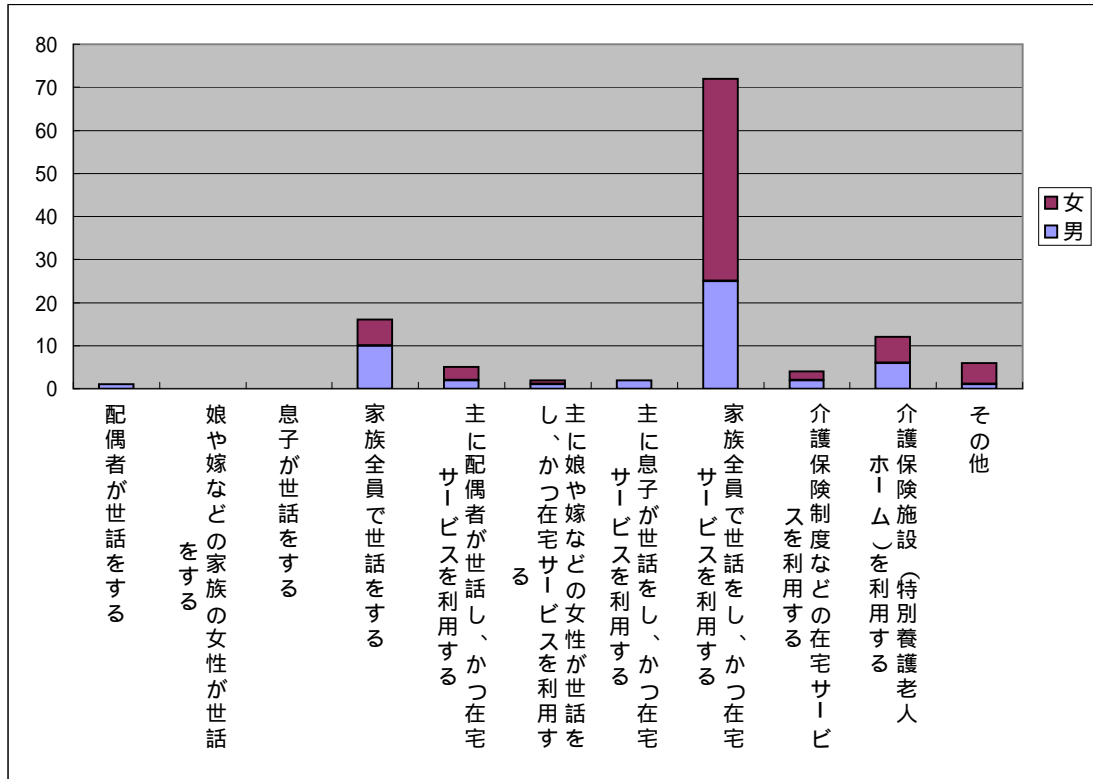


介護について

Q34 あなたは要介護者など身の回りの世話は、どのような形をとるのが最も望ましいと

次の中から1つだけお選びください。

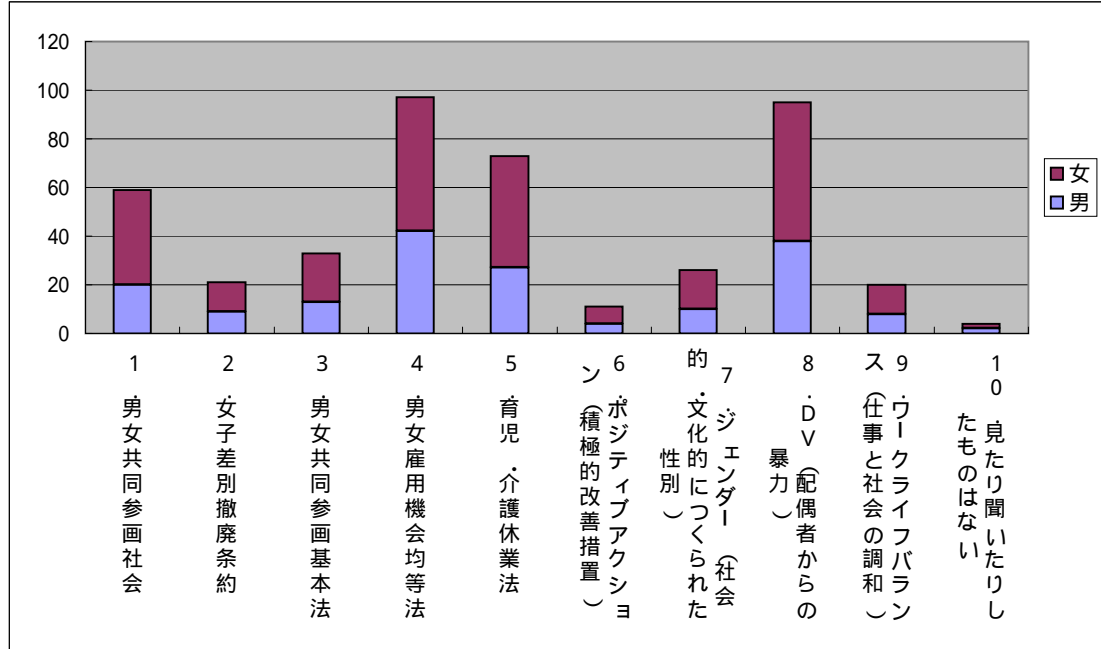
	配偶者が世話を する	娘や嫁などの家族の 女性が世話を する	息子が世話を する	家族全員で世話を する	主に配偶者が世話し、 かつ在宅サービスを利用 する	主に娘や嫁などの女性 が世話し、かつ在宅サ ービスを利用する	主に息子が世話し、か つ在宅サービスを利用 する	家族全員で世話をし、 かつ在宅サービスを利用 する	介護保険制度などの 在宅サービスを利用す る	介護保険施設（特別 養護老人ホーム）を 利用する	介護保険施設（特別 養護老人ホーム）を 利用する	その他
男	1	0	0	10	2	1	2	25	2	6	6	1
女	0	0	0	6	3	1	0	47	2	6	6	5



男女共同参画社会に関する意識について

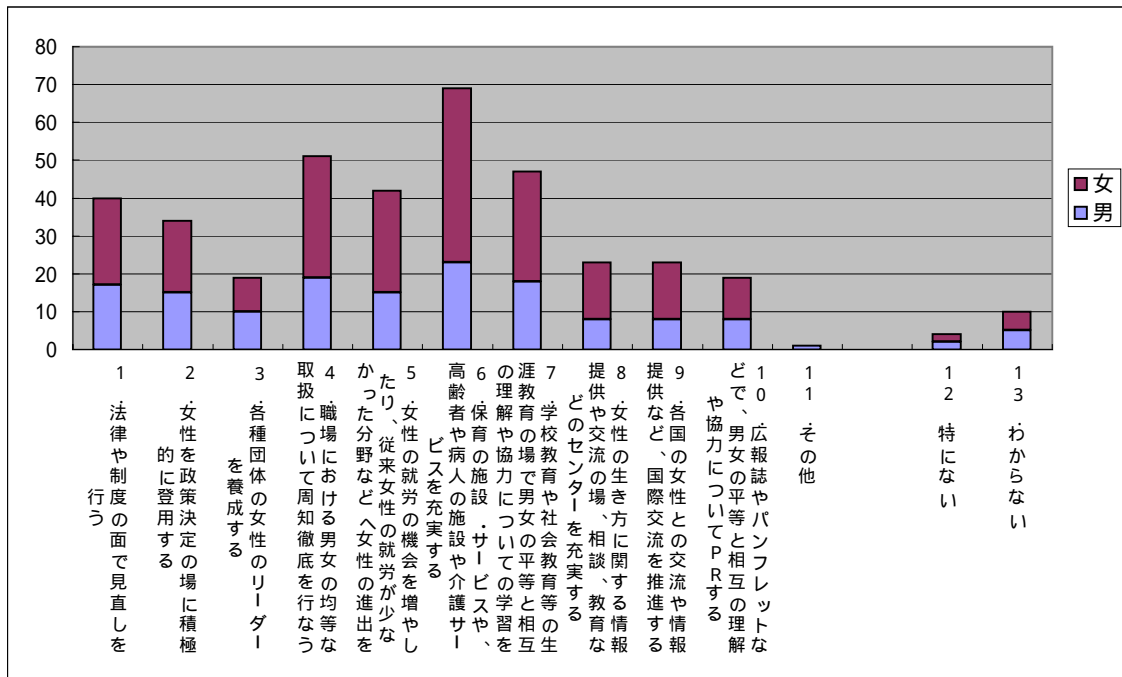
Q35 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものをあげてください

	1. 男女共	2. 女子差	3. 男女共	4. 男女雇	5. 育児・介	6. ポジテ	7. ジェン	8. DV(配	9. ワーク	10. 見たり聞いたりし
男	20	9	13	42	27	4	10	38	8	2
女	39	12	20	55	46	7	16	57	12	2



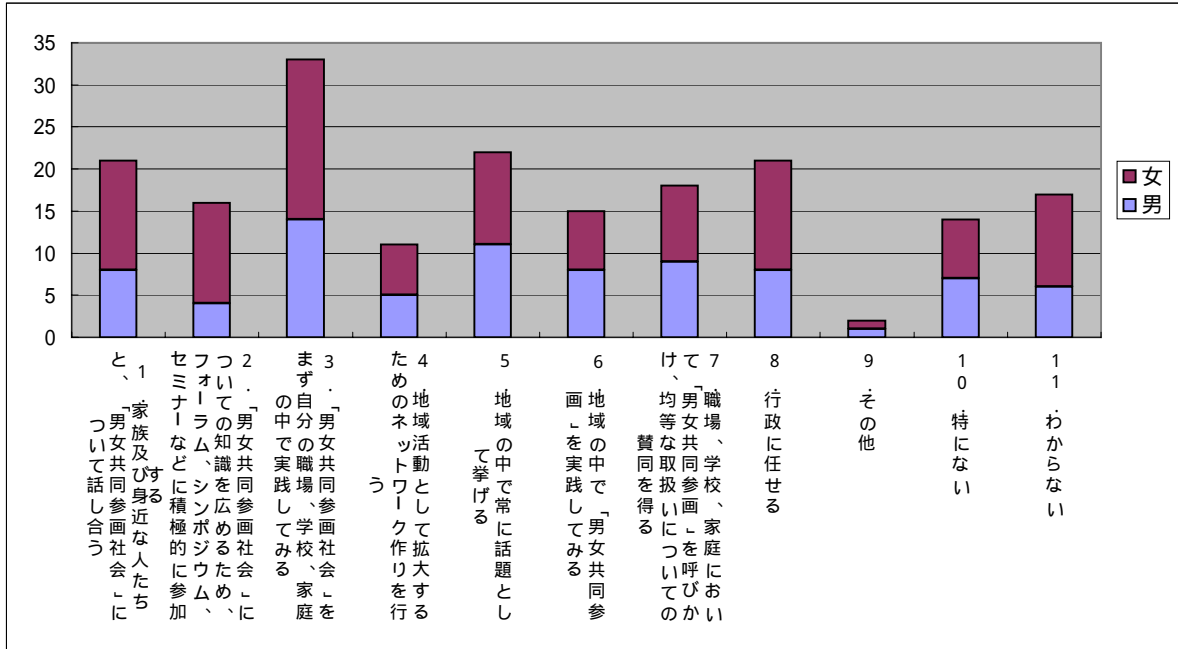
Q36 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか 次の中から当てはまるもの全てお選びください。

	1. 法律や	2. 女性を	3. 各種団	4. 職場に	5. 女性の就	6. 保育の	7. 学校教	8. 女性の	9. 各国の	10. 広報誌	11. その他
男	17	15	10	19	15	23	18	8	8	8	1
女	23	19	9	32	27	46	29	15	15	11	0



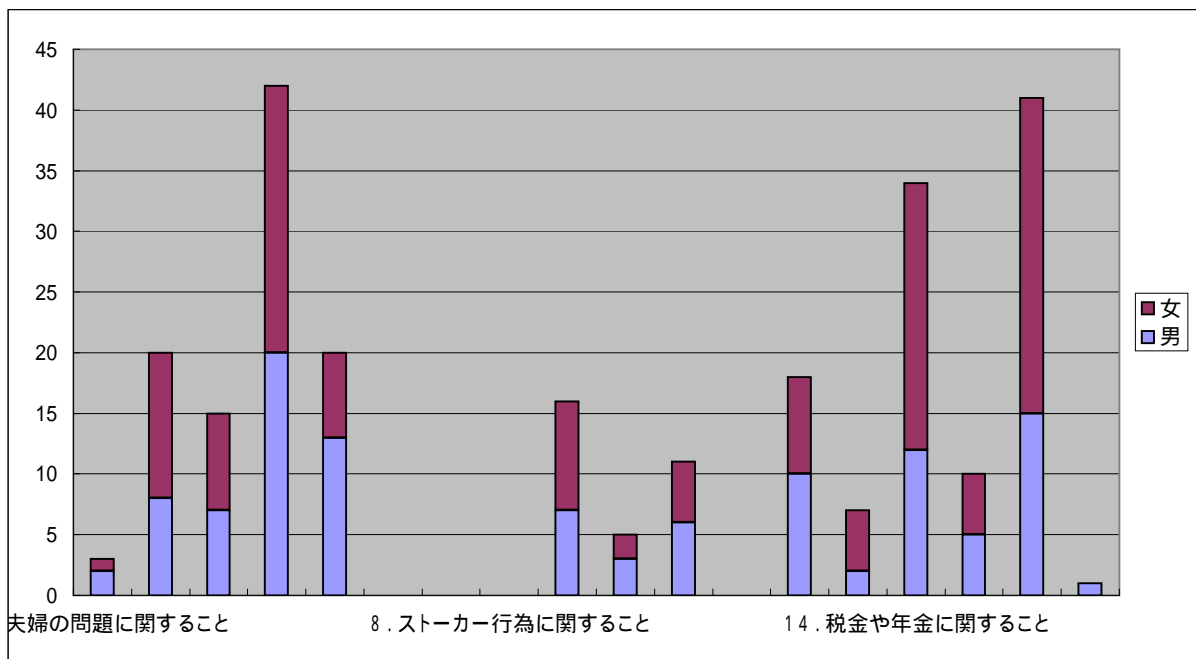
Q37 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、あなたご自身としてはよいことに力を入れていきたいと思っ
 次の中から当てはまるもの全てお選びください。

	1. 家族及	2. 「男女共	3. 「男女共	4. 地域活	5. 地域の	6. 地域の	7. 職場、	8. 行政に	9. その他	10. 特	11. わから
男	8	4	14	5	11	8	9	8	1	7	6
女	13	12	19	6	11	7	9	13	1	7	11



Q38 あなたが県や町に相談したいと思うことは何ですか
 次の中から当てはまるもの全てお選びください。

	1. 夫婦の	2. 子育て	3. 子ども	4. 介護に	5. 地域活	6. セクシ	7. ドメス	8. ストー	9. 就職に	10. 職場	11. 能力開発に
男	2	8	7	20	13	0	0	0	7	3	6
女	1	12	8	22	7	0	0	0	9	2	5



その他意見

Q 1 0 今後、あなたが、男女があらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うこと、2番目に重要と思うことをそれぞれお選びください

- ・あまり不平等と感じたことがない(20代女性)
- ・男女よりも個人として、人として(40代女性)
- ・1番目 お互いに敬意を払うこと 2番目 男女共一人ひとりの役割を理解すること(30代女性)
- ・2番目 習慣、しきたりを改める(50代男性)

Q 1 2、1 3 次にあげる家事をだれがするのが望ましいですか

- ・誰かがするのではなく、手の空いている人がやれば良い(60代女性)

Q 1 4 あなたは、子どもをどのように育てたいと思いますか

- ・、 は本人の自由(50代男性)

Q 1 6 現状の保育などのサービスで不便や不満に感じることはどのようなことですか

- ・学童保育(40代男性)
- ・保育士さんと保護者の交流(40代女性)
- ・女性の社会進出により。子育てがおろそかになる場合もある。両親共不在であるのは不安(30代女性)

Q 1 8 あなたが現在働いている理由

- ・心身のため(50代女性)
- ・自分の老後のたくわえのため(60代女性)

Q 2 2 (育児)休暇を取得しなかった理由

- ・自営業(40代女性)
- ・仕事をやめた(30代女性)
- ・育児中は専業主婦(40代女性)
- ・経営者のため(40代男性)
- ・退職した(50代女性)

Q 2 2 (介護)休暇を取得しなかった理由

- ・仕事をやめた(30代女性)

Q 2 3 女性が安心して働ける環境をつくるために、どのようなことが必要だとおもいますか

- ・企業が職場に保育所を完備することを義務づける。(50代女性)

Q 2 4 一般的に女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように思いますか？

- ・男女関係なくいきがいを持つ(60代女性)
- ・子育ての環境が整っていれば(60代女性)
- ・個人が決めること(40代女性)
- ・本人の意思で決めればよい(40代男性)
- ・子どもができたら休み、働ける条件ができたら同じ職場に戻る。(20代男性)
- ・家庭の事情による(30代女性)
- ・本人の希望(50代男性)

Q 2 8 どのような地域活動に参加していますか

- ・子育てサークル
- ・まちづくり活動

Q 3 0 現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか

- ・家業に専念している(60代女性)
- ・現在は仕事はしていないから家庭生活や地域活動を優先させる(50代女性)
- ・場合による(40代女性)

Q 3 1 仕事との関係において、家庭生活または地域活動をどのように位置づけるのが望ましいですか。女性についてはどうですか。

- ・本人の自由(40代男性)
- ・場合による(40代女性)
- ・時と場合による(20代男性)
- ・個人の事情による(30代女性)

Q 3 2 男性についてはどうですか

- ・本人の自由(40代男性)
- ・場合による(40代女性)
- ・時と場合による(20代男性)
- ・個人の事情による(30代女性)

Q 3 3 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか

- ・全て必要(20代男性)

Q 3 4 要介護者などの身のまわりの世話は、どのような形をとるのが望ましいとおもいますか

- ・場合による。出来る人がやる。
- ・国県町などが全面的に協力すること(40代男性)
- ・各家庭の事情による(30代女性)
- ・原則は4。生活第一に考える(50代男性)

Q 3 7 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、あなた自身としてはどのようなことに力を入れていきたいと思っていますか

- ・個人を尊重する(40代女性)

Q 3 8 あなたが県や町に相談したいことはなんですか

- ・地域密着型施策を行うこと(50代男性)

自由意見

・学校や職場では、男女の均等な扱いについて昔とはずいぶん変化してきていると実感します。

しかし地域や親類の人たちが集まるような席では、男の人たちは皆でこたつを囲み談笑し、女の人たちはお茶やお菓子で接待し、座る間もなく食事の支度に追われるような現実があります。

それを当たり前だとか仕方がないだとかそんな風を感じてしまったら、本当のジェンダーフリーの社会に近づけないと思い、心の中で抵抗しています。(50代女性)

・男の人には男の人に適したものの、女の人には女の人に適したものもあるので、全てにおいて男女平等が良いとは思いません。(40代女性)

・「男女共同参画」という言葉が難しいイメージがあるので、小学校、中学校、高校と子どもが成長する過程で学校、家庭、地域で教え、学んでいくのが理想だと思う。(40代女性)

・男性、女性ともに均等であり、家庭生活、地域等社会全体において共同参画し協力できる社会になれば良いと思います。(50代男性)

・今回のアンケート実施を踏まえ、行政サイドで支援可能なものについては是非活かしていただきたいと思います。

私自身についても改めて自覚と実践の必要性を感じる機会となりました。(50代女性)

・これからの社会、男と女しかいません。お互いが理解し合い、協力し合ってこそその社会。古い体質の中、男だからというだけで物事を進めたりするのではなく、いつでも女性が加わる様な体制を行政でも作ってほしい。

「男女共同参画基本計画」の作成には、地域のネット団体の中からも積極的に加わる様な人選を望む。(60代女性)

・「男女共同参画社会づくり」の言葉そのものが聞きなれていないため、今度勉強していきたいと思います。(50代女性)

・子どもがいると、なかなかそういうことに参加できません。

どうしても子どもが中心になってしまうからです。職場では男女平等を言うことができると思いますが(集金や時間など)が、家庭ではなかなかそれはできないと思います。

家族の理解と協力も必要ですが、安心して子どもを預けることの出来る場所も必要だと思います。(30代女性)

・私は50代後半の主婦です。わたしが結婚した34、5年前は結婚するまで仕事に従事していましたが、一部のキャリアウーマン、専門職の人を除き、結婚後は仕事を辞め出産、育児を重点的に考え、保育園、幼稚園に入園、小学校に入学後にとりあえず、一般的なサラリーマン家庭ではパートで働こうという感じでした。商家では祖父母、夫と共に協力して子育てしながら働くという状態でした。

現在は、生後半年からでも保育所が預かって面倒見てくれるから仕事を続けたい女性には暮らしやすい社会になりました。日本は特に少子高齢化が続き、現在でも外国人労働者に頼らざるをえないのに10年、20年後にはもっとその傾向になると思います。

現在、一番の問題は医師不足、小児科医、産婦人科医は特に深刻です。結婚して育児を終えた女性の医師を再雇用することなどが必要であり、重要なことだと思います。男女共同参画づくりには、女性が働きやすい社会となるよう、国が真剣に協議して国民のために

しなければならぬことは山積みだと思ひます。(50代女性)

・将来、男女共同参画社会が重要な時代になってくると思ひます。地方によっては男女の差、封建的な事があり女性が大変な苦勞があると思ひます。

女性でも能力のある者は職場、社会に進出して発揮できると思ふ。(60代女性)

・権利を主張するだけでは、社会づくりは出来ません。保育園児や小学生の時から同じ人間であり、男には男、女には女の役割があることや、世の中には色々な人間がいることを教え、互いに認め合う教育をしてほしい。

母子手帳をもらう時に父親、母親教室に参加するようにしてほしい。(60代女性)

・法律や制度の見直しを行う。例えば保育園では「保育に欠ける」とある。欠けなくても保育園に入れる制度である必要がある。そのうえで入園させるか、就学まで自宅でみるか選べる制度であってほしい。(40代女性)

・男女共同参画社会づくりは、初めて聞いた言葉ですが、何か機会があれば積極的に協力、参加したいと思ひます。

子育ても終わり、自分の時間を一日一日大切にしたいと思ふから。(50代女性)

・皆要望はたくさんあると思ひます。1つ1つの問題点を出しながら、その1つ1つに優先順位を決めて実行していったらどうかと思ひます。(60代女性)

世界、国、県の男女共同参画の動き

西暦	国連等の主な動き	日本の主な動き	県の主な動き
1945	世界婦人会議(パリ)開催		
1946	婦人の地位委員会を設置		
1947		労働省発足及び婦人少年局の設置	
1948	国連総会「世界人権宣言」採択	婦人少年問題審議会の設置	
1975	国際婦人年世界会議(メキシコ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976			総務部に青少年婦人室を設置
1977		「国内行動計画」策定 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定	
1979	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980	「国連婦人の十年」中間年世界会議 同会議中に女子差別撤廃条約署名式(日本含む57ヶ国)		
1981	ILO 総会「家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択		
1986		男女雇用機会均等法施行	
1987		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989			「あいち女性プラン」策定
1991		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改訂	
1992		育児休業法施行 婦人問題担当大臣の設置	

西暦	国連等の主な動き	日本の主な動き	県の主な動き
1993	世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」 採択		「審議会等委員への女性の登用推進 要綱」制定
1994		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	
1995	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	ILO156号条約(家族的責任を有する男 女労働者の機会及び待遇の均等に関 する条約)批准 育児・介護休業法成立	
1996		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997			「あいち男女共同参画2000年プラン」 策定
2000	国連特別総会「女性2000会 議」(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領の実 施促進のための更なる行動とイ ニシアティブ」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001		「男女共同参画会議」及び「男女共同参 画局」設置 「DV防止法」制定	「あいち男女共同参画プラン21-個 性が輝く社会をめざして-」策定
2002			愛知県男女共同参画推進条例施行
2003		「女性のチャレンジ支援策の推進につ いて」男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」制定	
2004			「あいち農山漁村男女共同参画プラ ン」策定
2005	第49回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣 議決定	「あいち子育て・子育て応援プラン」 策定
2006	第1回東アジア男女共同参画担 当大臣会合の開催(東京)	「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 男女雇用機会均等法改正	「あいち男女共同参画プラン21~個 性が輝く社会をめざして~」改定
2007			女性のチャレンジ支援事業「女性の チャレンジ相談」実施

